荒川区基本計画

（平成１９年度～平成２８年度）

～「幸福実感都市　あらかわ」を目指して～

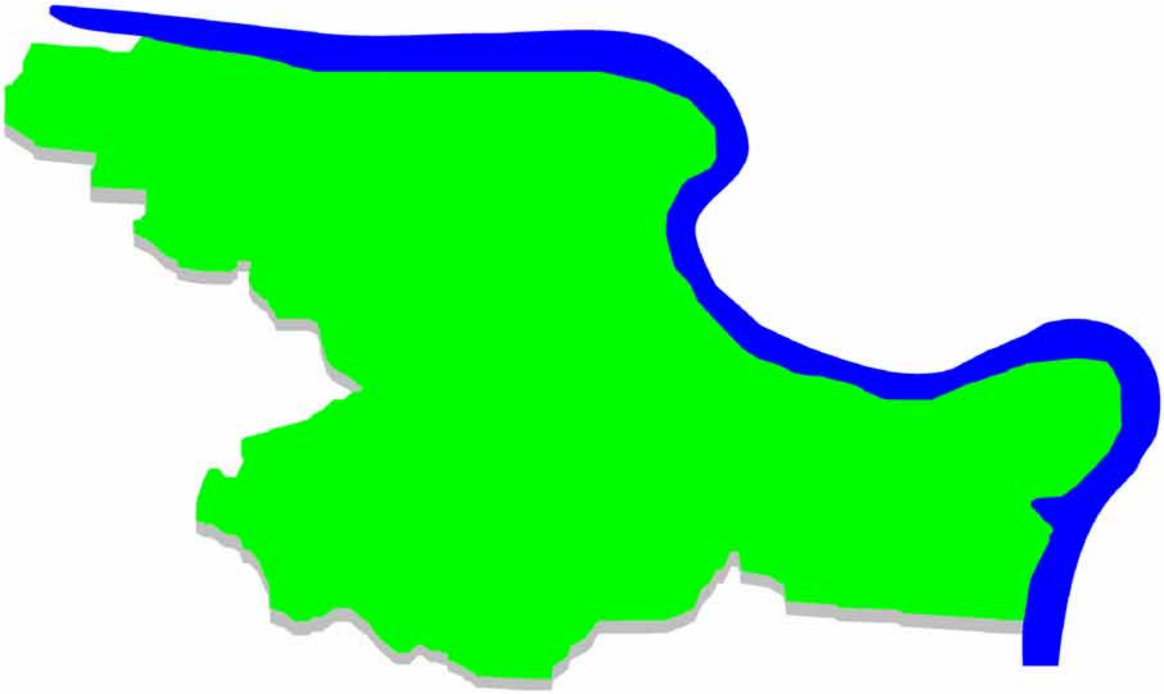

平成19年3月

荒　川　区

はじめに

今まさに荒川区は、まちが質的に大きく変化していく潮目の時期を迎えています。

それは、これまで住工商が共存して発展してきた中で、事業所数の減少、再開発事業や住宅の建て替えなどの進行、それに伴う子育て世代を含む転入人口の増加等の現象として現れています。

儒教の原典とされる五経の一つ易経の中の言葉に、「窮則変　変則通（窮すれば則ち変ず。変ずれば則ち通ず）」とあります。これは、物事に行き詰まってしまったときは変化しなければならない。変化することが事態を打開することにつながるのだ、ということを意味するものであります。

時代や社会の変化は避けられないものです。そして、それが自治体経営に重くのしかかってくることも覚悟しなければなりません。私は、これらは時に非情な側面を見せる一方で、思わぬチャンスをもたらすものであり、むしろ積極的に変化を受け入れなければならないと考えます。変化を拒絶し、従来の手法に拘泥したり、変化を見落としてしまうと、「区民を幸せにする」チャンスを失うことになります。すなわち、変化の予兆を敏感にとらえ、新しい潮流に的確に対応していくことこそが必要なのであります。

荒川区では、この度、時代の趨勢と区内外の社会経済状況の変化等を踏まえ、おおむね20年後の区の目指すべき将来像を「幸福実感都市あらかわ」とする新たな基本構想を策定いたしました。この基本計画書は、基本構想に掲げる「幸福実感都市あらかわ」を実現するため、六つの都市像ごとに、施策の体系と方向性、目標とする指標、区政全体を先導するプロジェクト等を明らかにしており、いわば、区の将来像を実現するための戦略書と言えるものであります。

私は、今後、基本計画に掲げる施策を積極的に具体化することにより、区民の皆様が真に幸せを実感できるまちの実現に向け、区議会並びに区民の皆様とともに全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、更なる御支援と御協力をお願いいたします。

平成１９年３月

荒川区長　西 川 太 一 郎

目　次

第１章　基本的な考え方……………………………………　1

　１　基本計画の位置付け…………………………………　2

　２　基本計画の期間………………………………………　3

　３　基本計画の前提条件…………………………………　4

　（１）　荒川区の人口の推移と推計……………………　4

　（２）　財政収支の想定……………………………………　5

第２章　区政先導プロジェクト群…………………………　7

第３章　基本計画の体系図…………………………………１５

第４章　分野別の政策・施策………………………………１９

Ⅰ　生涯健康都市………………………………………………２１

　１　生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現………２２

　２　高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成…２８

Ⅱ　子育て教育都市……………………………………………４３

　１　子育てしやすいまちの形成……………………………４４

　２　心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成……５４

Ⅲ　産業革新都市………………………………………………８５

　１　活力ある地域経済づくり………………………………８６

　２　人が集う魅力あるまちの形成…………………………１００

Ⅳ　環境先進都市……………………………………………………１０５
　１　地球環境を守るまちの実現………………………………………１０６
　２　良好で快適な生活環境の形成……………………………………１１４

Ⅴ　文化創造都市……………………………………………………１２５
　１　伝統文化の継承と都市間交流の推進……………………………１２６
　２　活気ある地域コミュニティの形成………………………………１３４

Ⅵ　安全安心都市……………………………………………………１３９
　１　防災・防犯のまちづくり…………………………………………１４０
　２　利便性の高い都市基盤の整備……………………………………１５０

Ⅶ　計画推進のために………………………………………………１６３
　１　区民の主体的な区政参画と連携強化……………………………１６５
　２　積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進……………１６９
　３　目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進……………１７５

（資料）………………………………………………………………１８７
　○　荒川区の沿革………………………………………………………１８９
　○　荒川区の地勢と人口（２３区比較）……………………………１９０
　○　荒川区における行財政計画の策定経過…………………………１９２

第 1 章　基本的な考え方

1　基本計画の位置付け

「荒川区基本計画」は、新たな基本構想に示された 20 年後の荒川区の将来像である「幸福実感都市　あらかわ」を実現するための戦略書です。

各分野ごとに 4 年後及び 10 年後に区が達成すべき具体的な指標を掲げ、その目標達成のために推進していく施策の体系と方向性を明らかにしたものであり、今後の区政運営の基本的な指針となるものです。

さらに、この戦略をどう具体的に進めていくかを示した戦術書である「荒川区実施計画」を併せて策定し、今後、4 年間（2 期目及び 3 期目は 3 年間）に重点的に取り組む事務事業を明確にし、「幸福実感都市　あらかわ」を実現していきます。

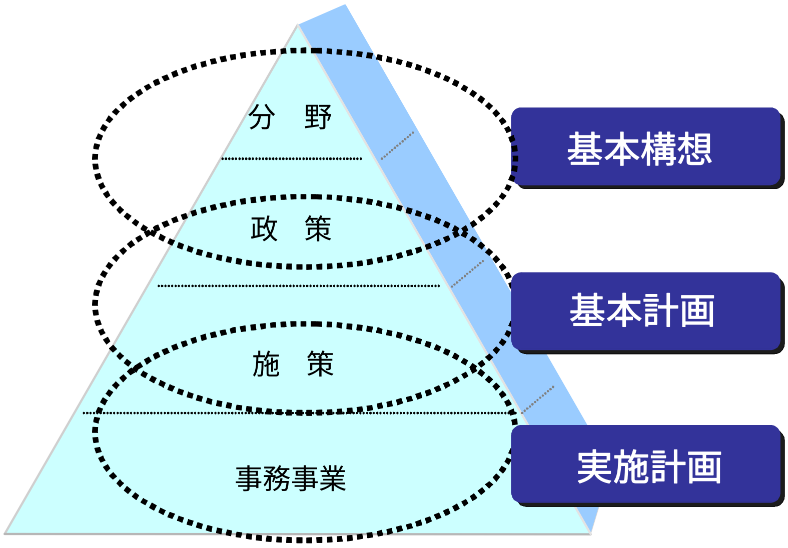

おおむね20年後の区の将来像及びそれを実現するための指針

基本構想を実現するための区の施策の方向性と体系を示す10年間の計画

重点的に取り組む事務事業の具体的な取組を明らかにする4年間（2期目及び3期目は3年間）の計画

２　基本計画の期間

基本計画の計画期間は、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間とします。基本計画の計画期間内に実施計画の見直しを 2 回行います。

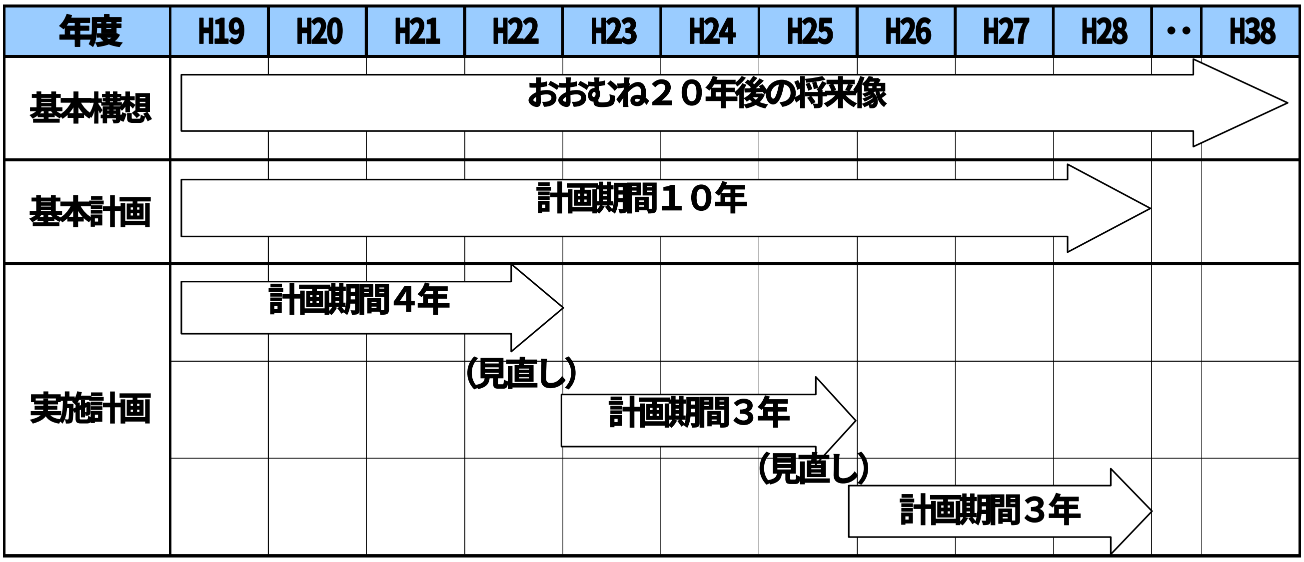

３　基本計画の前提条件

（１）　荒川区の人口の推移と推計

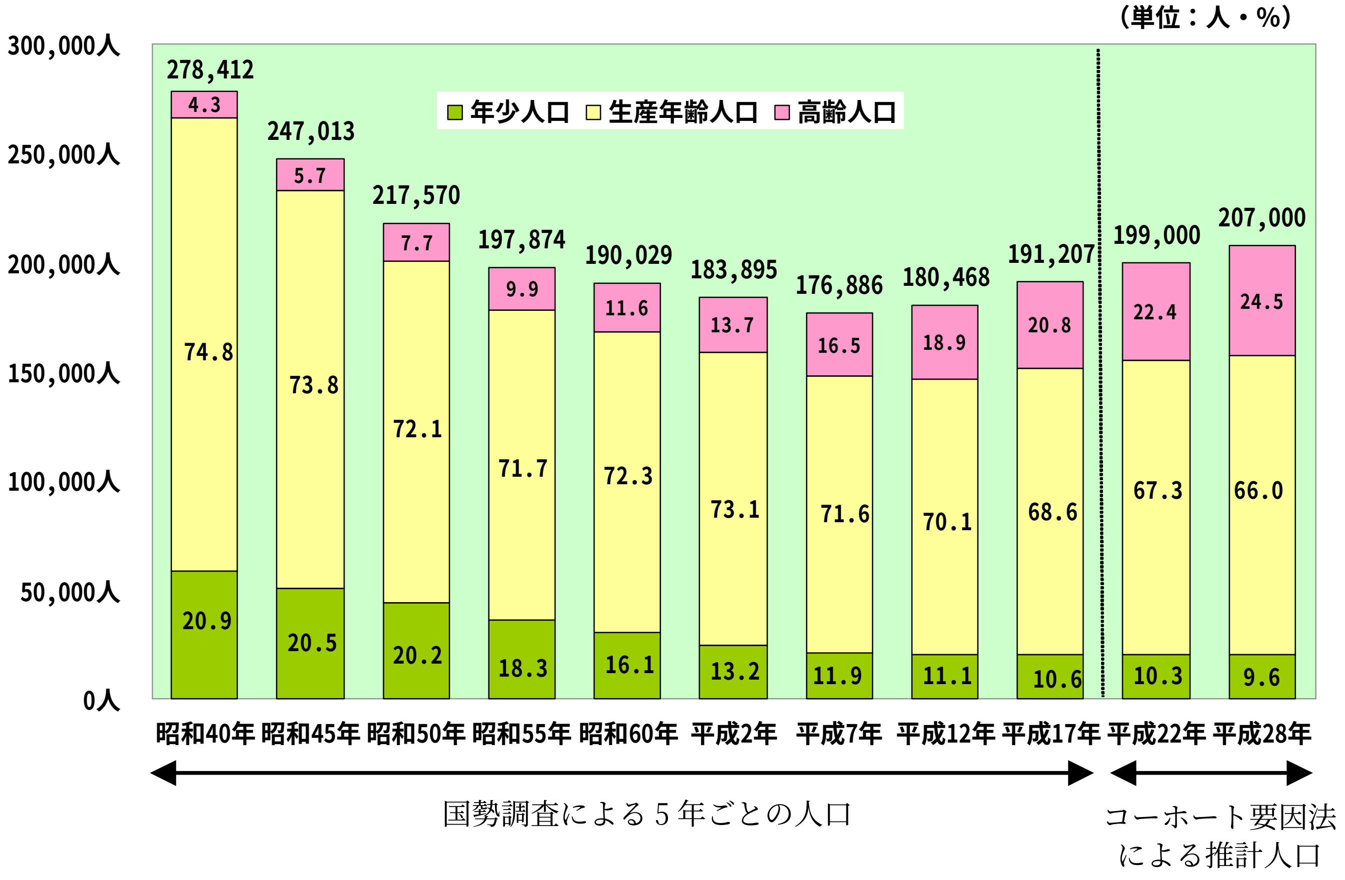

荒川区の人口の推移を国勢調査からみると、昭和 40 年の人口は 27 万 8,412 人でしたが、以降昭和 50 年代前半まで大幅に減少してきました。昭和 50 年代後半からは減少傾向が鈍化し、平成 12 年には上昇に転じ、平成 17 年には対 12 年比で約 1 万人の増加となりました。

平成 17 年以降も現在の傾向が続くものとして推計すると、総人口は平成 22 年には約 19 万 9 千人、平成 28 年には 20 万人を超える見込みとなります。人口の年齢構成についてみると、平成 28 年には、年少人口（0～14 歳）は 9.6%、生産年齢人口（15～64 歳）は 66%、高齢人口（65 歳以上）は 24.5%と推計されます。

（２）　財政収支の想定

◆今後１０年間の財政収支（平成１９年度〜平成２８年度）の想定

（単位：百万円）

（一般会計）		19〜22年度	23〜28年度	合計
歳入	特別区税	57,372	87,151	144,523
	特別区交付金	153,108	231,475	384,583
	国・都支出金	67,406	97,761	165,167
	特別区債	2,287	2,250	4,537
	その他歳入	47,121	62,969	110,090
	歳入合計	327,294	481,606	808,900
歳出	人件費	72,499	108,107	180,606
	扶助費	74,289	111,738	186,027
	公債費	15,594	16,249	31,843
	計画事業費	65,756	96,778	162,534
	非計画事業費	99,156	148,734	247,890
	歳出合計	327,294	481,606	808,900

※「19〜22 年度」欄の数値は実施計画の計画期間（4 年間）内の財政収支を合計したものであり、「23〜28 年度」欄の数値は 23 年度以降 6 年間の財政収支を合計したものです。

【試算の前提条件】

上表は、基本計画の計画期間中における財政収支について、現行の税財政制度を前提に、以下のような条件で想定したものです。

区分			見積りの考え方
歳入	特別区税		実施が予定されている税制改正を踏まえ、近年の所得状況及びたばこ売上状況などの要素を考慮
	特別区交付金		現行の制度を継続するものとして、調整三税（固定資産税、特別土地保有税、住民税法人分）の近年の動向を踏まえて試算
	国・都支出金	計画事業	計画事業ごとに試算
		非計画事業	19年度予算と同額
	特別区債		19年度予算は事業費ごとに試算、20年度以降は毎年度3億7,500万円として試算
	その他歳入	計画事業	計画事業ごとに試算
		基金繰入金	19年度から22年度のみ計上
		その他	消費譲与税等の交付金や使用料手数料等は19年度予算と同額
歳出	人件費		19年度予算における性質別経費区分を踏まえた上、今後の退職手当などの要素を加えて試算
	扶助費		過去の予算における性質別経費区分を踏まえた上、生活保護費、児童手当などの要素を加えて試算
	公債費	既発債分	実償還額
		新発債分	毎年度3億7,500万円を発行するものとして償還額を試算
	計画事業費		実施計画に基づく各年度の予定額を積み上げるとともに、23年度以降は過去の予算を踏まえて試算
	非計画事業費		19年度予算における非計画事業費と同額

第２章　区政先導プロジェクト群

以下の取組は、基本構想に示された「幸福実感都市　あらかわ」の実現に向け、今後取り組む計画事業のうち、区政全体を牽引（けんいん）する特に先導的な役割を果たすものです。

「生涯健康都市」「子育て教育都市」「産業革新都市」「環境先進都市」「文化創造都市」「安全安心都市」の６つの都市像ごとに代表的なものを分かりやすく示しています。

今後、これらの取組を着実に推進することにより、GAH（荒川区民総幸福度）の更なる向上を目指します。

区政先導プロジェクト群

幸福実感都市　あらかわ

- 生涯健康都市
  - 生涯健康づくりプロジェクト
- 子育て教育都市
  - 少子化対策（子育て支援）プロジェクト
- 産業革新都市
  - 荒川区モノづくりクラスター（MACC）プロジェクト
- 環境先進都市
  - 環境先進都市あらかわづくりプロジェクト
- 文化創造都市
  - 芸術･文化のまち推進プロジェクト
- 安全安心都市
  - 安全を実感できるまちあらかわ推進プロジェクト

生涯健康都市

生涯健康づくりプロジェクト

区民一人一人が生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと暮らせるまち＝「生涯健康都市あらかわ」の実現に向け、介護予防対策と生活習慣の改善を図る施策に総合的・体系的に取り組みます。

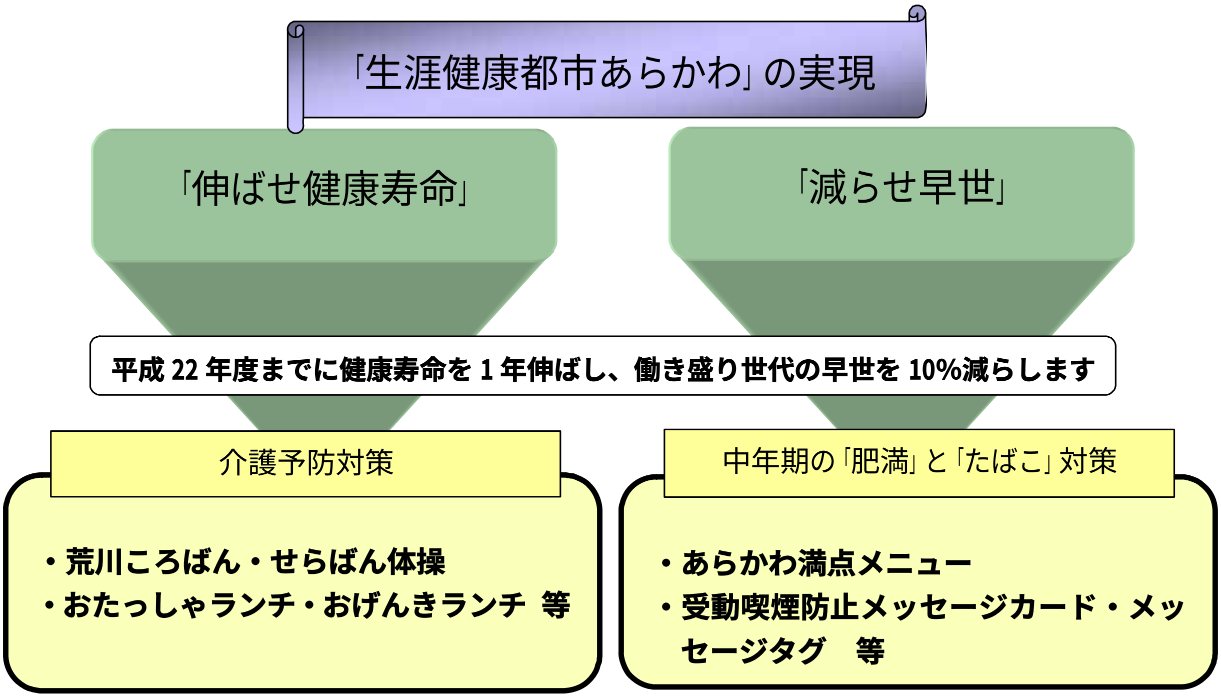

※　健康寿命：介護を受けず自立して暮らせる期間

《プロジェクトを構成する代表的な事業》

●荒川ころばん・せらばん体操

高齢者向けの運動能力・筋力の向上を図る体操の普及を促進します。

●おたっしゃランチ・おげんきランチ

バランスのとれた食事によって高齢者の健康維持及び増進を図ること等を目的に、学校給食や通所サービスセンター等における高齢者向けの会食サービスを実施します。

●あらかわ満点メニュー

女子栄養大学と連携し、独自に開発したメニューにより、区民の健康な食生活をサポートします。

●受動喫煙防止メッセージカード・メッセージタグ

カードやタグを利用することにより、区民とともに地域における受動喫煙防止環境を整備します。

子育て教育都市

少子化対策（子育て支援）プロジェクト

区民が、楽しく子育てができ、未来の宝である子どもたちが、生き生きとたくましく、心豊かに成長できるよう、みんなで大切に育て、多様な生活スタイルに応じた子育て支援を推進し、家庭、地域、社会全体で子育てを応援します。

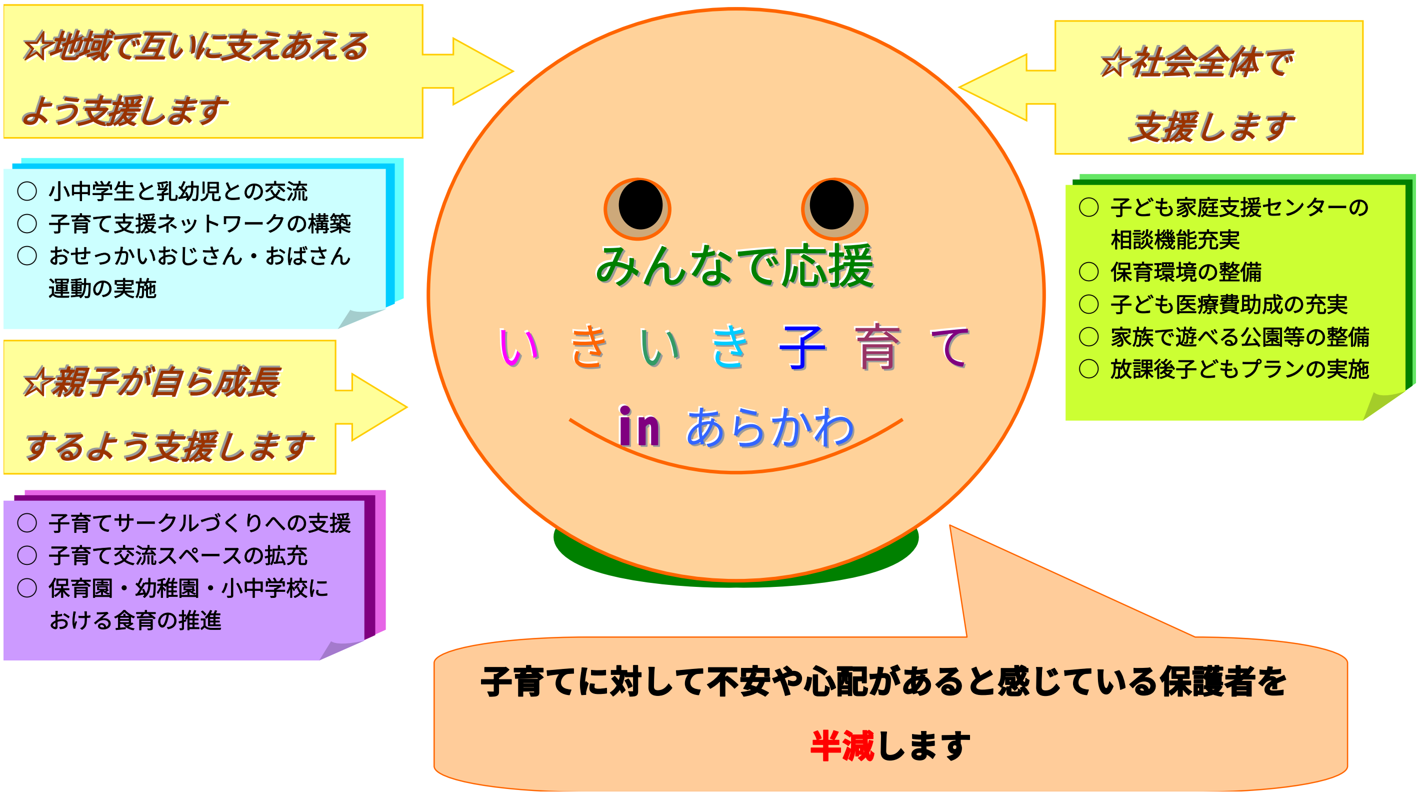

《プロジェクトを構成する代表的な事業》

●子育て交流スペースの拡充

地域子育て交流サロンの拡大やふれあい館やひろば館の親子ふれあいひろばを拡充し、身近で相談ができる、子育てを応援する環境を整備します。

●子ども家庭支援センターの相談機能充実

子ども家庭支援センターを先駆型に移行し、相談体制の充実を図ります。

●子ども医療費助成の充実

中学生までの医療費を助成することで、子どもの健康に対する不安を解消します。

●放課後子どもプランの実施

小学校における放課後の子どもの居場所を作るため、放課後子どもプランを実施します。

産業革新都市

荒川区モノづくりクラスター（MACC）プロジェクト

区内産業の活性化を目指して、荒川区の産業集積や地域資源の豊かさを生かし、「産学官の顔の見えるネットワーク」構築を軸とした「荒川版クラスター」の形成を通して、「新事業の創出」、「既存企業の第二創業や経営革新」、「ベンチャーの創出」を促進していきます。

平成28年度までにMACC参加企業を200社にします

《プロジェクトを構成する代表的な事業》

●荒川区モノづくりクラスター形成促進事業

荒川区のモノづくりにかかわるあらゆる企業、大学、研究機関、金融機関、支援機関などによる「産学官の顔の見えるネットワーク」構築を軸とした、「荒川版クラスター」を形成することにより、「新事業の創出」、「既存企業の第二創業や経営革新」、「ベンチャーの創出」を図ります。

●産学官連携研究開発促進事業

区内企業が実施する大学等との共同研究や研究委託に要する費用の一部を補助することにより、産学連携による新製品及び新技術の開発等の促進を図ります。

●４区合同産業活性化プロジェクト事業

モノづくり企業が集積する台東区(T)、荒川区(A)、墨田区(S)、葛飾区(K)の４区及び東京都が連携し、地域資源を活用して４区内のモノづくり企業を支援する「TASK プロジェクト」を推進します。

環境先進都市

環境先進都市あらかわづくりプロジェクト

地域コミュニティを生かして、様々な地球温暖化対策を荒川区から発信し、地球環境対策をリードしていきます。地球環境問題に取り組むためには、区民・事業者・区の三者がそれぞれの責任と役割を認識し、行動していくことが重要です。

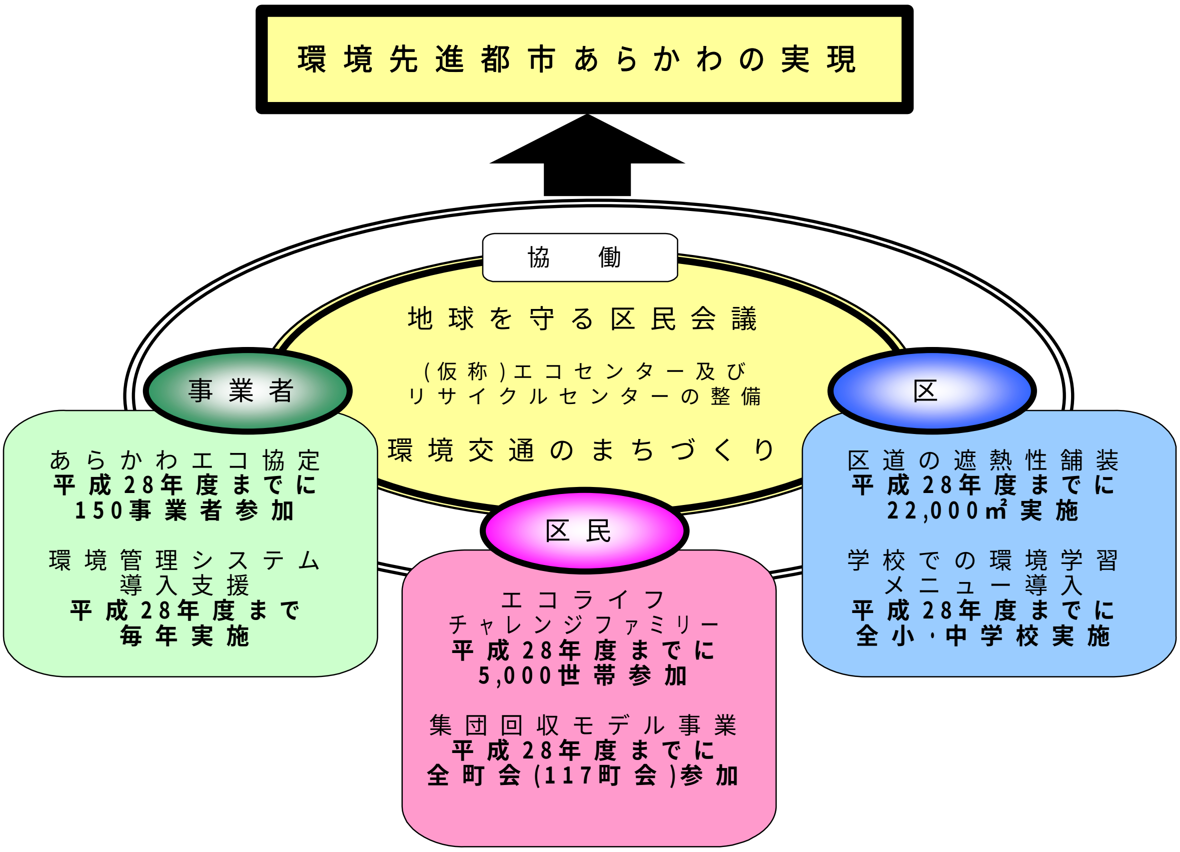

《プロジェクトを構成する代表的な事業》

●地球を守る区民会議

区民・事業者等が環境への取組を発表し合い交流と連携を深めるとともに、環境保全活動を効果的に実践するための意見交換を行い、環境に配慮した行動を区内に広げます。

●(仮称)エコセンター及びリサイクルセンターの整備

環境学習や環境活動などを実施する拠点として(仮称)エコセンターを設置します。また、資源の中間処理やリサイクル活動の拠点となるリサイクルセンターを整備します。

●環境交通のまちづくり

トランジットモール（中心街の通りなどで、歩行者や自転車、バスなどの公共交通機関のみが通行できるように開放された街路で、歩く楽しみやにぎわいの創出につながる一定の空間）の社会実験など、区に適した環境交通政策を検討し、環境負荷の少ない「環境交通のまちづくり」に向けた取組を行います。

文化創造都市

芸術･文化のまち推進プロジェクト

芸術・文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらすとともに創造性を育み、人生を豊かなものにします。また、人々が元気になり地域コミュニティの活性化につながります。区民がこうした芸術・文化を創造し、享受することにより、区民一人一人が幸福を実感できる文化創造都市の実現を目指して、芸術・文化の振興を積極的に推進します。

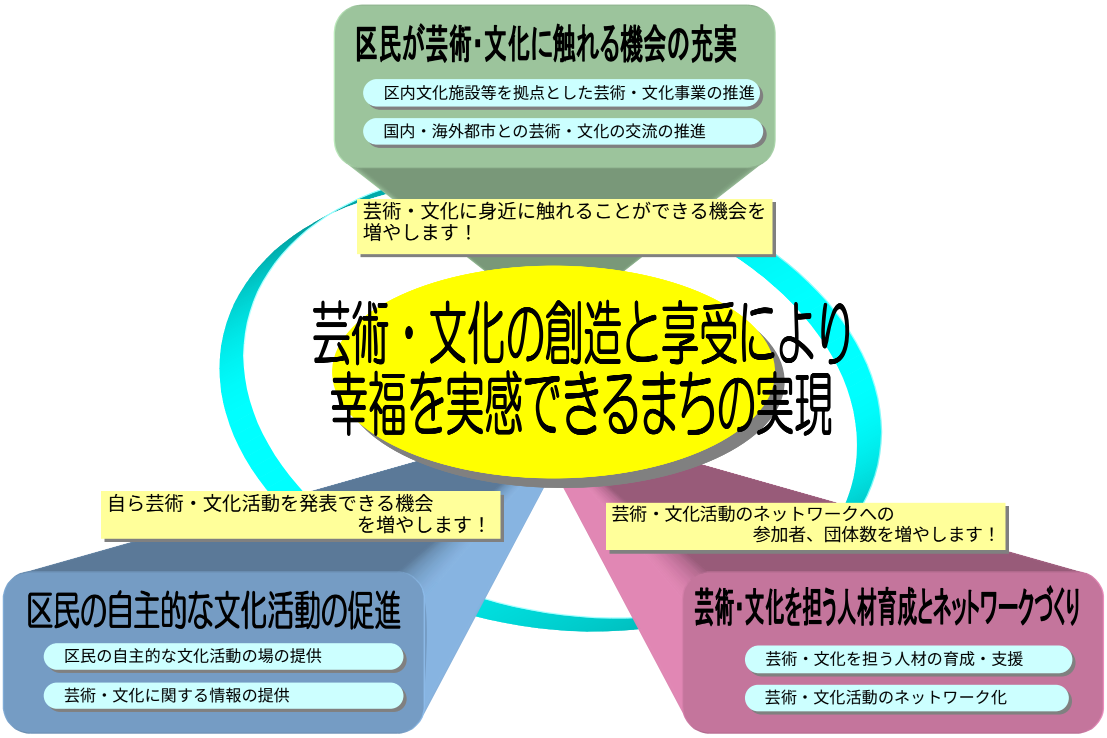

《プロジェクトを構成する代表的な事業》

●区内文化施設等を拠点とした芸術・文化事業の推進

(財)荒川区地域振興公社等との連携により、芸術・文化団体等を招聘し、区内の文化施設でコンサートや演芸会等を開催するなど、優れた芸術・文化に区民が直接触れる機会を充実します。

●（仮称）吉村昭記念文学館の設置

荒川区の出身であり、数々の文学賞を受賞し、荒川区の名を高めた文学者である吉村昭氏の足跡を記した資料を収集・保存・展示する文学館を設置します。

●荒川区芸術・文化振興プランの策定・推進

荒川区の芸術・文化振興の基本的な考え方、施策の方向性を示す「荒川区芸術・文化振興プラン」を策定し、これに基づき、芸術・文化振興施策を積極的に進めます。

安全安心都市

安全を実感できるまちあらかわ推進プロジェクト

区民、町会やＰＴＡ等の地域団体、防災・防犯関係機関、事業者との積極的な連携・協働により、「安全を実感できるまちあらかわ推進プロジェクト」を効果的に推進し、区民の災害・犯罪に対する不安を払拭（ふっしょく）し、東京一安全なまちを目指します。

《プロジェクトを構成する代表的な事業》

●防災区民組織等の支援・育成

町会、自治会を単位に結成されている防災区民組織や区民消火隊、区民レスキュー隊に対し、研修会の実施・結成及び運営等への助成を行うなどの支援をします。

●密集住宅市街地整備促進事業

木造住宅が密集し、道路・公園などの公共施設が不足する地域において、老朽住宅等の建て替えの促進や公共施設の整備、住民組織の活動支援などを行うことにより、地域の防災性を向上させるとともに、良質な住環境への改善を図ります。

●安全・安心ステーションの設置

廃止となる交番を活用することにより、防犯パトロール等の活動拠点となる「荒川区安全・安心ステーション」を警視庁と連携して設置します。

●通学路等の安全パトロールの実施

シルバー人材センターへのパトロール業務委託を核とし、学校、ＰＴＡ、地域住民等が通学路、学童クラブ帰宅路等を巡回します。

第3章　基本計画の体系図

■ 体系図

幸福実感都市あらかわ

Ⅰ　生涯健康都市

- 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現（P22）
  - 区民の健康づくりの推進（P24）
  - 健康危機管理体制の整備
  - 地域医療の充実
  - 健康を支える保険・医療体制の確立（P26）
- 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成（P28）
  - 高齢者の社会参加の促進（P30）
  - 介護予防の推進（P32）
  - 高齢者の在宅生活の支援
  - 介護保険サービスの基盤整備
  - 高齢者施設の整備・運営支援（P34）
  - 障がい者の地域社会での自立支援（P36）
  - 障がい者の居宅サービスの充実
  - 障がい者施設の整備・運営支援（P38）
  - バリアフリー化の推進（P40）
  - 低所得者の自立支援
  - 福祉の基盤整備

Ⅱ　子育て教育都市

- 子育てしやすいまちの形成（P44）
  - 子育て環境の整備（P46）
  - 多様な子育て支援の展開（P50）
  - ひとり親家庭等への支援
  - 子どもの健康づくり支援（P52）
  - 小児医療の充実
- 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成（P54）
  - 確かな学力の定着・向上（P56）
  - 創意と工夫にあふれた教育の推進（P60）
  - 体験学習等の推進（P62）
  - 学校における健康・体力づくり（P64）
  - 魅力ある教師の育成（P66）
  - 学校施設等の整備（P68）
  - 小中学校・幼稚園の運営
  - 余暇を利用した学習機会の提供
  - 地域と連携した学校づくり（P70）
  - 子どもの健全育成（P72）
  - 家庭教育の推進（P74）
  - 生涯学習活動の支援（P76）
  - 図書館サービスの充実（P78）
  - 生涯スポーツの促進（P82）

Ⅳ　環境先進都市

- 地球環境を守るまちの実現（P106）
  - 環境配慮活動の推進（P108）
  - 地域の健康と安全の確保
  - 資源循環型社会の形成（P112）
  - ごみの適正処理の推進
- 良好で快適な生活環境の形成（P114）
  - 緑とうるおい豊かな生活環境づくり（P116）
  - 快適な住環境の形成（P120）
  - 快適な生活道路の整備
  - 放置自転車対策の推進（P122）

Ⅴ　文化創造都市

- 伝統文化の継承と都市間交流の推進（P126）
  - 芸術・文化の振興（P128）
  - 国内・海外都市との交流の推進（P130）
  - 伝統的文化の保存と継承（P132）
- 活気ある地域コミュニティの形成（P134）
  - コミュニティ活性化の推進（P136）
  - 青少年健全育成運動への支援
  - 人権・平和の普及啓発

Ⅲ　産業革新都市

- 活力ある地域経済づくり （Ｐ86）
  - 産業基盤の整備・充実
  - 新産業・新事業の創出支援 （Ｐ88）
  - 創業・起業の支援 （Ｐ90）
  - 企業経営基盤の強化支援 （Ｐ92）
  - 企業経営革新の支援 （Ｐ94）
  - 技術・技能承継の支援 （Ｐ96）
  - 活気あふれる商店街づくり （Ｐ98）
  - 就労支援
  - 安心安全の消費生活
- 人が集う魅力あるまちの形成 （Ｐ100）
  - 観光による地域活性化の推進 （Ｐ102）

Ⅵ　安全安心都市

- 防災・防犯のまちづくり （Ｐ140）
  - 災害時における体制の強化 （Ｐ142）
  - 防災基盤の整備
  - 災害に強いまちづくりの推進 （Ｐ144）
  - 犯罪のないまちづくりの推進 （Ｐ146）
  - 子どもの安全対策 （Ｐ148）
  - 交通安全対策の推進
- 利便性の高い都市基盤の整備 （Ｐ150）
  - 総合的な市街地整備の推進 （Ｐ152）
  - 都市計画道路の整備 （Ｐ154）
  - 総合的な交通体系の整備 （Ｐ156）
  - 市街地再開発事業等の推進 （Ｐ158）

Ⅶ　計画推進のために

- 区民の主体的な区政参画と連携強化 （Ｐ165）
  - 区民参画・協働の推進 （Ｐ166）
  - 広聴機能の充実
  - 選挙の執行
  - 議会運営
- 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進 （Ｐ169）
  - 区政に関する情報提供の拡充 （Ｐ170）
  - 窓口サービス等の充実 （Ｐ172）
  - 事務の適正・公正な執行
  - 統計・調査の推進
  - 各種団体等との円滑な連携
  - 監査機能の充実
  - 事務の共同処理
- 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進 （Ｐ175）
  - 戦略的な政策形成と行政改革の推進 （Ｐ176）
  - 効率的な財政運営 （Ｐ178）
  - 税収の安定的な確保
  - 総合的な人事制度の確立 （Ｐ180）
  - 職員研修等の充実 （Ｐ182）
  - 総合的な情報システムの確立 （Ｐ184）
  - 区有財産の適正な管理・保全

（注）
- ○○ （黒地）：分野
- ○○ （青地）：政策
- ○○ （枠付き）：重点的に取り組む施策（計画施策）
- ○○ （枠なし）：計画施策以外の施策

第４章　分野別の政策･施策

○各政策ページでは、政策を構成する全ての施策を含めて、政策の全体像を記載しています。
○各施策ページでは、政策を構成する施策のうち、特に重点的に取り組む施策（計画施策）について、現状と課題、方向性、指標、主な取組内容を記載しています。

Ⅰ　生涯健康都市

区民一人一人が、生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと過ごせるまちを目指します。また、高齢者や障がい者を含め、だれもが安心して暮らせる活気ある地域社会を目指します。

生涯健康都市

《政策》

1　生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現

《政策》

2　高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成

1　政策：生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現

【この政策の主となる所管部：健康部】

●現状

荒川区では、がん・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病にかかる人が多く、その結果は平均寿命や壮年期の死亡率等の指標に表われています。これは、医療費や介護費の増加ばかりでなく、区民の生活の質という観点からも重要な課題となっています。

そのため、区民が生涯にわたって健康で生き生きと生活できるよう、健康についての意識啓発や健康づくりに対する支援を行うことが必要です。また、荒川区が保険者として適正に国民健康保険制度を運営し、今後予定されている医療制度改革を推進し、健康を支える保険・医療体制を整備する必要があります。

さらに、新型インフルエンザを始めとする新たな感染症や大規模な食中毒の発生などの健康危機から区民の生命と健康を守り、安心を確保するための体制を整備する必要があります。

●政策の方向性

○だれもが生涯にわたって健康を保持し、充実した人生を送ることができるよう、健康寿命の延伸と早世の減少に向けた取組を進めていきます。

○健康づくりに対する区民の意識を高め、区民自らが健康づくりに取り組める環境や安心して医療を受けられる保険・医療体制の整備を進めていきます。

○あらゆる世代にわたり食育を推進し、区民の健康づくりを支援していきます。

●政策を構成する施策

1　生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現
- （1）区民の健康づくりの推進（Ｐ２４）
  - 健康危機管理体制の整備
  - 地域医療の充実
- （2）健康を支える保険・医療体制の確立（Ｐ２６）

■平均寿命の状況（平成 12 年）

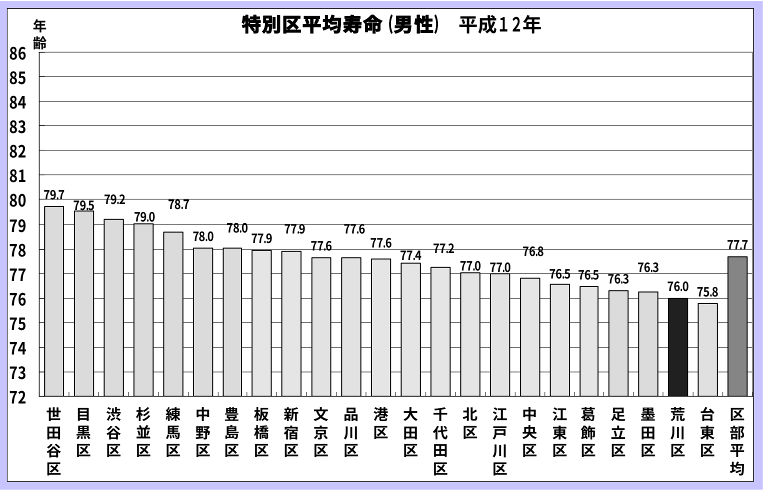

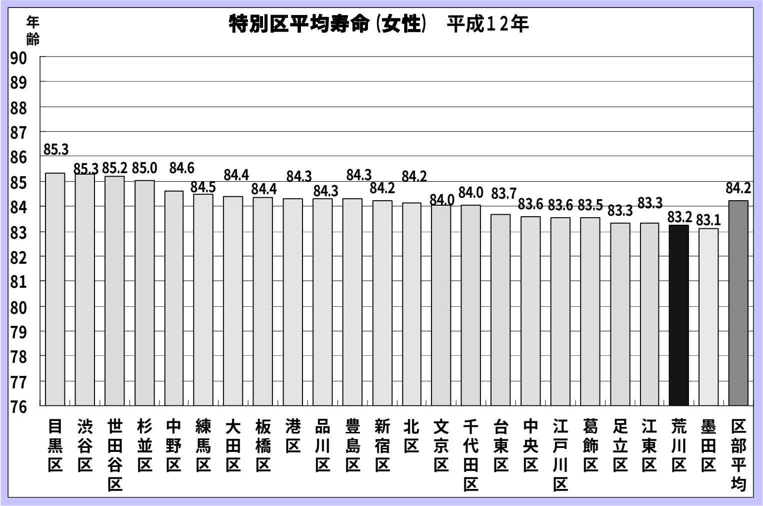

出典：2000 年市区町村別生命表
（厚生統計協会）から作成

■早世（40～64 歳の死亡）の状況

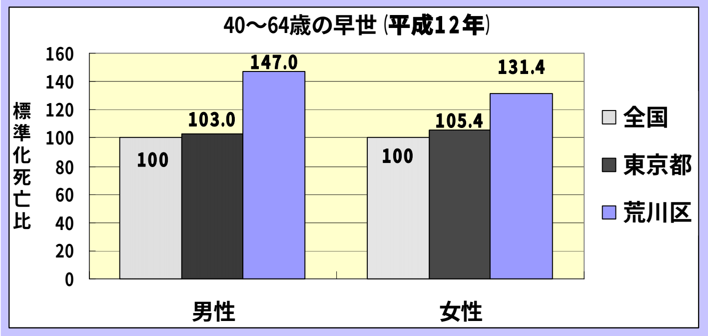

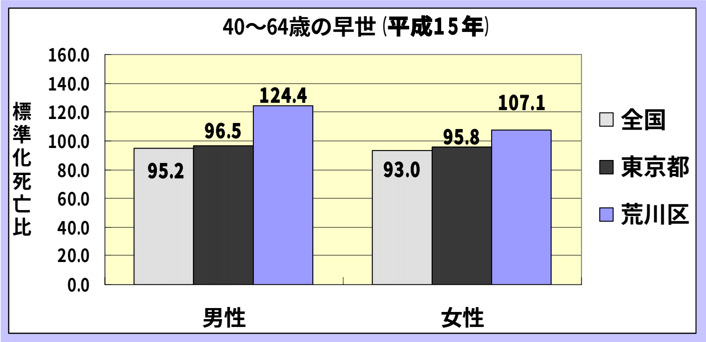

出典：人口動態調査（平成 15 年厚生労働省）
東京都衛生年報（東京都福祉保健局）
荒川区保健福祉事業概要から作成

（1）施策：区民の健康づくりの推進

【この施策の主となる所管課：健康推進課】

生涯健康都市の実現を目指し、健康的な生活習慣が形成されるよう区民の健康づくりを支援する環境整備を行うことにより、健康寿命を延ばすとともに、働き盛りの世代の早世を減らします。

現状と課題

●荒川区民は、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病にかかる割合が高く、これが平均寿命のみならず、健康寿命を短くする主な原因となっています。

●また、働き盛りの世代の死亡率が高く、その原因の多くが生活習慣病です。

●このような区民の健康状態は、医療費や介護費の増大のみならず、区民の生活の質という観点からも重要な問題です。

●生涯健康都市の実現に向け、飲酒、喫煙、食事など区民の生活習慣を改善し、生活習慣病の減少を図るとともに、転倒防止対策などによる介護予防を総合的・戦略的に進めることが必要です。

施策の方向性

●健康寿命を伸ばし、早世を減らすため、高齢者を対象とした介護予防対策と働き盛りの世代を対象とした、たばこ対策、肥満対策に重点的に取り組みます。

●様々な形での健康づくり情報の提供や普及啓発を継続するとともに、区民が健康づくりを進めやすい環境の整備に向けて全庁的に取り組みます。

●健康づくりを進める上で大切なことの一つとして、コミュニティにおけるボランティア活動や趣味の活動等の勧奨をします。

指　標

	施策の成果とする指標名	指標の推移 平成18年度	平成22年度	目標値（28年度）	指標に関する説明
①	健康寿命（男性）	80.7歳（15年度）	81.7歳	82.7歳	
	健康寿命（女性）	84.3歳（15年度）	85.3歳	86.3歳	
②	早世（男性）	116.8（15～17年平均）	112.0	99.5	40～64 歳の標準化死亡比（全国を 100 とする）
	早世（女性）	99.6（15～17年平均）	96.4	85.7	40～64 歳の標準化死亡比（全国を 100 とする）
③	喫煙率（男性）	35%	31%	28%	区民健康意識調査による
	喫煙率（女性）	18%	16%	14%	区民健康意識調査による
④	肥満の割合（男性）※BMＩ 25以上	23%	20%	18%	区民健康意識調査による
	肥満の割合（女性）※BMＩ 25以上	16%	14%	12%	区民健康意識調査による

※BMＩ：Body Mass Ｉndex の略で、体重(kg)÷身長$(m)^2$ で算出される肥満の指標のこと。25以上が肥満とされる。（日本肥満学会）

主な取組内容

◆荒川区健康増進計画の策定

区民の健康増進に向けた支援策の方向性等を示す計画を策定し、着実に推進します。

◆地域ぐるみ健康づくり推進事業

○外食が多い働き盛りの世代がいつでも健康に配慮した食事を取ることができるように、あらかわ満点メニューの開発を始めとした肥満対策を推進します。

○受動喫煙防止を呼びかけるメッセージタグやメッセージカードによる受動喫煙防止運動を進めるほか、禁煙治療費の一部を助成し、喫煙率の低下を目指す禁煙チャレンジ応援プランを実施するなど、たばこ対策を推進します。

○荒川区健康週間中に健康づくりのイベントを集中的に開催し、全区を挙げた健康づくりの気運を高めるほか、身近な場所からの健康づくりの支援として、健康応援店の拡充、どこでも健康教室・健康相談の実施など、区民の自主グループ活動を支援します。

（2）施策：健康を支える保険・医療体制の確立

【この施策の主となる所管課：国保年金課】

区民が安心して医療を受けられるよう体制を整備し、区民の健康増進、生活の質の向上などに取り組みます。

現状と課題

●増加傾向にある肥満者の多くが糖尿病等の生活習慣病を複数持ち、心疾患や脳血管疾患を発症する傾向があるため、生活習慣病有病者・予備群の減少に向け、特定健診・特定保健指導の徹底が重要となってきています。

●荒川区の国民健康保険加入率は高く、一人当たりの医療費も高額となっています。

●特に老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、新たに創設された「後期高齢者医療制度」を、だれもが安心・信頼でき、将来にわたり持続可能な制度とするため、財政や費用負担の面で住民の理解と納得が得られる新たな医療体制を整備することが強く求められています。

施策の方向性

●生活習慣病の「予防」の重要性を理解し、特定健診の受診率を向上させるとともに、特定保健指導を充実するなど、「生活習慣病予防の区民運動」（1 に運動、2 に食事、しっかり禁煙、最後に薬）を推進します。

●特定健診対象者（40～74 歳）が受診しやすく、効率的で効果的な健診方法、健診体制を構築します。

●新たな医療制度に対する区民の理解と納得が得られるよう、財源構成の明確化及び高齢者と現役世代の負担の適正化など、新制度の運営を的確・適正に行っていきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	特定健診受診率	－	40%	52%	特定健診受診者数／対象者数×100
②	特定保健指導件数	－	8,500 人	5,800 人	
③	メタボリックシンドロームの該当者・予備群減少率	－	△8%	△32%	目標値は平成 20 年度を「0」とした減少率
④	国保受給者（一般被保険者）一人当たりの医療費	232,968 円（平成 17 年度決算額）	184,000 円	178,000 円	
⑤	後期高齢者医療受給者一人当たりの医療費	889,887 円（平成 17 年度決算額）	770,000 円	745,000 円	

主な取組内容

◆特定健診等の充実

内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム症候群）に着目した健診を実施し、医療保険者として効果的な保健指導を実施します。

◆後期高齢者医療制度の創設

平成 20 年度から創設する後期高齢者（75 歳以上）医療制度が円滑に実施できるよう、システムの開発や区民の方への周知を行っていきます。

2　政策：高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成

【この政策の主となる所管部：福祉部】

●現状

荒川区における高齢化は年々進行し、平成18年4月現在、高齢者人口も40,000人に達し、高齢化率は20%を超え、区民の約5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。また、要介護等高齢者も年々増加しており、区内全体で約6,900人が要介護認定等を受け、在宅や施設などで介護サービスを利用しています。今後、更に高齢化率の上昇が見込まれることから、将来を見すえた対応が急務となっています。

また、区の障がい者（児）人口（手帳所持者）は、約7,700人となっており、年々増加しています。障害者自立支援法の制定により障がい者に関する制度が大きく転換する中、障がい者が住み慣れた地域で、その能力や適性を十分に発揮し、生き生きと自立した生活ができるよう、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう支援するとともに、就労や社会参加の促進を図っていくことが必要です。

さらに、高齢者や障がい者をはじめ、区民のだれもが住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、段差の解消やエレベーター等の設置など、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めることが必要です。

●政策の方向性

○高齢者の積極的な社会参加と活力に満ちた高齢期の生活づくりを支援していきます。

○高齢者が健康で安心して暮らせる社会を実現するため、介護予防の取組を推進するとともに、在宅や施設におけるサービスを充実させていきます。

○障がい者が、地域社会において自立した生活を営み、様々な分野の活動に参加することができるよう、就学や就労の機会などの確保に努めるとともに、バリアフリー化の推進などユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

●政策を構成する施策

2　高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成

- （１）高齢者の社会参加の促進（Ｐ３０）
- （２）介護予防の推進（Ｐ３２）
- 高齢者の在宅生活の支援
- 介護保険サービスの基盤整備
- （３）高齢者施設の整備･運営支援（Ｐ３４）
- （４）障がい者の地域社会での自立支援（Ｐ３６）
- 障がい者の居宅サービスの充実
- （５）障がい者施設の整備・運営支援（Ｐ３８）
- （６）バリアフリー化の推進（Ｐ４０）
- 低所得者の自立支援
- 福祉の基盤整備

[荒川区の高齢化率の推移（全国・都区部との比較）]

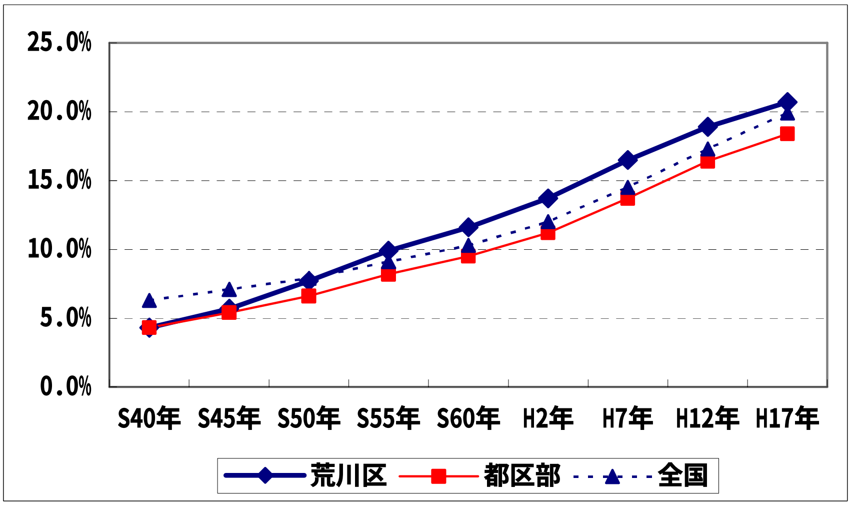

※S40年～H12年は、国勢調査に基づく高齢化率
※荒川区のH17年は、10月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計
※東京都区部の平成17年は、東京都総務局統計部「東京都男女年齢（5歳階級別人口の予測（平成15年3月公表））」
※全国のH17年は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成14年1月推計）

（１）施策：高齢者の社会参加の促進

【この施策の主となる所管課：福祉高齢者課】

高齢者が生きがいを実感し、充実した生活を送ることができるよう、就労等の支援を行うとともに、ボランティア活動等を通じた高齢者の社会参加の促進を図ります。

現状と課題

●荒川区高齢者生活状況調査（平成 17 年 11 月実施）によると、多くの高齢者が働くことや地域の人とのつきあいに生きがいを感じています。また、趣味や教養を高めることも必要と感じています。

●シルバー人材センターによる就業では、希望した収入が得られていない場合や、経験、知識が活用できていない状況があります。

●ひろば館やふれあい館等において、高齢者の生きがいづくりやレクリエーション事業を行っています。

施策の方向性

●レクリエーション、スポーツ、交流事業、奉仕活動、環境美化活動など様々な活動を行っている高年者クラブや、高齢者を対象として教養文化活動を実践しているシルバー大学等の活動に対し、支援を行っていきます。

●地域の高齢者が楽しく働くことによって、生活感の充実と福祉の増進を図るよう、シルバー人材センターの事業を支援していきます。

●ふれあい館等を活用し、高齢者の生きがいづくりのための事業の充実を図っていきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	
①	シルバー大学受講者数	1,186 人	1,270 人	1,350 人	
②	シルバー人材センター就業実人数	1,160 人	1,300 人	1,440 人	

主な取組内容

◆シルバー人材センターの支援

シルバー人材センターが高齢者の就業に関する調査研究や相談機能等を充実するとともに、高齢者が満足できる仕事を提供できるよう支援します。

（２）施策：介護予防の推進

【この施策の主となる所管課：福祉高齢者課】

高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって日常生活を送ることができるよう、介護予防のための施策を推進します。

現状と課題

●荒川区では介護が必要な状態にならないよう、また、介護を受けている状態を悪化させないように、そして、できる限り元気で生き生きとした生活が送れるようにするため、介護予防事業を区独自に進めてきました。

●首都大学東京と開発をした荒川ころばん体操の取組は、実施する前と実施した後での効果測定において、転倒予防に対する充分な効果が認められています。

●学校施設や高齢者施設を活用した会食サービスを行い、低栄養予防対策を行っています。

●高齢者がいつまでも健康でいられるよう、介護予防の取組を普及、啓発し、広げていく必要があります。

施策の方向性

●高齢者の日常生活動作の低下を未然に防止し、生活機能を維持・向上させるための介護予防の推進を図っていきます。

●平成 18 年度に設置した介護予防懇談会において報告のあった、介護予防の課題や新たな取組について、検討し、実施していきます。

●栄養バランスのとれた会食サービスを拡充していくことで、高齢者の低栄養を予防するとともに、外出を促し、閉じこもりの防止を図ります。

●より多くの高齢者に介護予防の取組を広く普及するため、介護予防パンフレットの配布や転倒予防体操実施団体等との交流を継続的に実施し、啓発を図ります。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	要介護等認定者出現率	17.6%	17.4%	17.7%	要介護等認定者数/65 歳以上人口
②	健康推進リーダー活動者数	160 人	215 人	300 人	荒川ころばん体操・荒川せらばん体操・おたっしゃランチ等リーダーの数
③	介護予防体操参加者数	1,700 人	1,800 人	2,100 人	荒川ころばん体操・荒川せらばん体操参加実人数
④	高齢者会食サービス参加者数	230 人	320 人	350 人	おたっしゃランチ・おげんきランチ参加実人数

主な取組内容

◆介護予防活動の実施

高齢者の日常生活動作の低下を未然に防止し、生活機能を維持・向上させるため、口腔保健教室、認知症予防教室、荒川ころばん体操、荒川せらばん体操など介護予防事業の実施場所の拡大や介護予防懇談会で提言のあった様々な介護予防事業を推進します。

◆転倒予防体操の普及啓発

転倒予防体操（荒川ころばん体操）を広く普及させるため、様々なＰＲ活動や啓発活動を行っていきます。

◆会食サービス事業

小学校及び高齢者在宅介護通所サービスセンター等において、栄養バランスのとれた高齢者会食サービスの拡大を図ります。

◆健康推進リーダー育成

介護予防事業を地域に広く展開し、自主的に活動できる健康推進リーダーの育成を推進します。健康推進リーダーには専門的な知識の習得を促します。

（３）施策：高齢者施設の整備・運営支援

【この施策の主となる所管課：福祉高齢者課】

介護を要する高齢者等が適切にサービスを受けられるよう、介護サービスの基盤を充実させるとともに、支援体制を充実させます。

現状と課題

●特別養護老人ホームの入所希望者（待機者）は 600 人を超え、そのうち、要介護 4・5 の在宅で介護を受けている入所希望者は 180 人ほどいる状況です。

●在宅高齢者通所サービスセンターでは、介護保険制度上の利用基準に該当する方を対象に、機能訓練や、趣味･生きがい活動等による通所介護サービスを実施しています。

●介護が必要になっても、住み慣れた地域での生活ができるよう、地域密着型サービス等を実施しています。

施策の方向性

●特別養護老人ホームの入所希望者の解消に向けて、民間事業者に特別養護老人ホーム建設の誘致を図っていきます。

●在宅高齢者通所サービスセンターにおいては、施設を活用した介護予防事業に取り組んでいきます。

●地域密着型サービスについては、日常生活圏域ごとの地域の特徴や高齢者人口の動向、必要なサービス量などを考慮して、バランスのとれた高齢者施設の整備がされるよう配慮して取り組んでいきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	特別養護老人ホーム入所者数	500 人	600 人	700 人	
②	地域密着型サービス事業所の整備箇所数	6 か所	13 か所	13 か所	「第 3 期高齢者プラン」における計画値

主な取組内容

◆特別養護老人ホームの整備支援

　在宅生活が困難な介護度の重い高齢者が、住み慣れた地域で必要な介護等の提供を受けられるように区内に特別養護老人ホームの誘致を進め、整備を支援していきます。

◆地域密着型サービス事業所の整備支援

　高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を継続できるように、日常生活圏域内での地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型生活共同介護及び通所介護）を支援し、充実を図ります。

（４）施策：障がい者の地域社会での自立支援

【この施策の主となる所管課：障害者福祉課】

障がい者が安心して自立した生活を営むための支援を行います。また、精神障がい者、薬物、アルコール依存等に悩む人に対するサポート・ネットワーク体制の整備を支援します。

現状と課題

●障がい者の実情に応じた総合的・計画的な推進を図るため、荒川区障がい者プランを策定しました。

●障がい者が地域社会において、文化的・社会的に自立した生活を営むために、自己の可能性を最大限に発揮し、社会参加や自己実現を図るための活動ができるよう支援しています。

●障がい者雇用の促進に向けて、障がい者就労支援を行っています。

●保健師活動としての訪問や関係機関とのネットワークを充実させ、精神障がい者の早期治療の促進を図り、精神障害者地域生活支援センターやデイケア事業により、精神障がい者の社会適応等を行っています。さらに、精神障がい者のための総合的・生活的なサポートが求められています。

●薬物乱用予防対策として、小学校向け予防教育を行っています。

施策の方向性

●障がい者プランに基づき、自立支援給付や地域生活支援事業の実施を円滑に推進していきます。

●障がい者の社会参加を促進するため、地域社会を通じ、趣味や活動の場をつくるとともに、生活の基盤を整備するために、障がいの程度に応じた就労支援対策を促進し、訓練の充実や一般就労を目指した就労支援を行います。

●福祉サービス等の利用について、情報提供等を行い、利用する方のサポート体制の充実を図ります。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	障がい者の就労人数	37 人	71 人	112 人	「じょぶあらかわ」に登録し、一般就労をした人数 平成 18 年度は見込み数

主な取組内容

◆荒川区障がい者プランの策定

平成 18 年度に障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を包含する荒川区障がい者プランを策定し、推進していきます。

◆障がい者の就労支援（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」）

障がい者が地域で生き生きと生活できるよう、障がいの程度や状況に応じた就労支援や小規模通所授産施設等での指導員の配置、設備に対する補助、各機関と連携を図った相談支援等を実施し、社会参加や自己実現を図り、地域社会での自立を支援します。また、北庁舎において就労の場を確保し、検証を行います。

◆民間事業者による就労支援

特例子会社を設立しようとしている企業に対し、障がい者雇用にかかわる支援を行うとともに、研修の場を確保し、民間事業者による就労を支援していきます。

◆相談支援体制の充実

いつでも相談できる支援体制を整備するために、地域自立支援協議会を設置します。また、地域で安心して生活するために必要な福祉サービスをマネージメントする質の高い相談支援システムを確立します。

（５）施策：障がい者施設の整備・運営支援

【この施策の主となる所管課：障害者福祉課】

障がい者が安心して暮らしていけるよう、入所及び通所施設の整備･支援を行います。

現状と課題

●障害者自立支援法に基づく施設運営体系の見直しにより、更生施設は訓練事業所、授産施設及び民間作業所は就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所への移行が必要となります。民間作業所においては、経営計画を検討していく必要があります。

●施設によっては、障害者自立支援法の地域生活支援事業該当事業所となるため、相談体制の強化を行う必要があります。

●重度障がいをお持ちの方のためのグループホームが平成 18 年度に開設しました。

●障がい児の放課後及び長期休業期間中の活動場所の確保のために、平成 18 年度に開設したグループホームを活用して、放課後を過ごせるタイムケア事業を始めました。

施策の方向性

●障害者自立支援法に基づく施設運営体系の見直しや、作業所から一般就労へのステップアップの促進のための事業を講じます。

●デイサービス事業や相談事業については、障害者自立支援法における地域生活支援事業となるため、当該事業について、荒川区における地域特性等を活かした対応を図ります。

●障害者自立支援法における訓練事業所としての区立施設（生活実習所等）の展開及び運営を考えるとともに、「施設から地域へ」の考えの下、生活の拠点となるグループホームや日中の活動場所となる通所施設の整備を図ります。

●障がい児の放課後及び長期休業期間中の活動場所として、障がい児タイムケア事業を展開し、活動場所の確保を図ります。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	生活実習所利用定員	85 人	98 人	98 人	生活実習所の定員拡大を図り、養護学校卒業者等の増加に対応します。

主な取組内容

◆区立障がい者施設

障害者自立支援法に基づく自立支援給付体系のサービスを提供する施設に移行します。また、養護学校卒業後、通所を希望する方が全員通所できるよう、定員を拡大し、整備するとともに、心身障害者福祉センターを旧保健所に移転します。

◆知的障がい者民間福祉作業所

障害者自立支援法に基づく自立支援給付体系のサービスを提供する施設に移行します。移行に向けて、勉強会、連絡会等を実施し、移行がスムーズに進むよう指導、助言を行います。また、施設の開設を支援していきます。

◆精神障がい者民間作業所

障害者自立支援法に基づく自立給付体系のサービスを提供する施設に移行するとともに、精神障がい者の社会適応訓練の場を確保し、社会復帰の促進を図ります。

◆障がい者グループホーム

障がい者が地域で自立した生活ができるよう、民間事業者にグループホームの整備を促していきます。

（６）施策：バリアフリー化の推進

【この施策の主となる所管課：障害者福祉課】

だれもが安心して生き生きと生活できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指し、様々なバリアフリー化を推進します。

現状と課題

●障がい者や高齢者を始めとして全ての利用者の安全な移動を確保するため、歩道等の再整備を進めています。

●障がい者施策として、南千住～町屋地域を運行するコミュニティバス「さくら」の運賃を障がい者は無料とし、障がい者の交通移動手段の確保を図っています。また、鉄道駅においてはエレベーターの整備補助を行い、障がい者の垂直移動手段の確保を図っています。

●障がい者の情報バリアフリーとして、ＩＴ講習会の実施、プロジェクター等の整備を行い、障がい者の情報バリアフリーに努めています。

施策の方向性

●歩道の再整備を計画的に行い、移動しやすい歩道を確保していきます。特に、「日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」において特定経路として位置づけた路線のバリアフリー工事を重点的に進めるとともに、特定経路以外の路線のバリアフリー化についても、整備を推進していきます。

●コミュニティバスの双方向走行や路線の延長などを図り、障がい者の移動手段の確保を充実します。また、エレベーターの整備補助については、区内各駅の整備状況や整備計画等を把握し、支援していきます。

●障がい者だけでなく、高齢者など幅広い方々を対象に情報バリアフリーを推進していきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	歩道再整備率	29%	35%	42%	実施延長／区道歩道設置路線延長

主な取組内容

◆歩道の再整備

日暮里中央通り、あやめ通りの歩道の構造をマウントアップ形状からセミフラット形状に再整備し、歩道のバリアフリー化を図ります。

◆コミュニティバス運賃補助

障がい者のコミュニティバスの運賃を無料化し、外出を支援します。

◆駅エレベーター設置

高齢者や障がい者を始めとしたすべての利用者の移動を円滑にするため、鉄道事業者が実施するエレベーター設置に対して補助し、バリアフリー化を図ります。

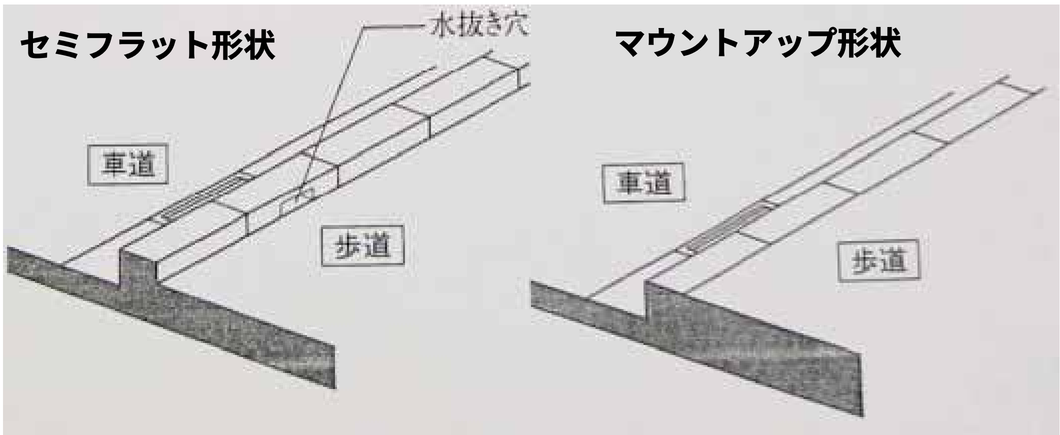

Ⅱ　子育て教育都市

　子育て環境の充実を図り、子育て世代が働きやすく、安心して子どもを生み、育てられるまちを目指します。また、心豊かにたくましく学び、生きる子どもを、地域社会全体で育むとともに、生涯にわたって学ぶことができるまちを目指します。

子育て教育都市

《政策》

1　子育てしやすいまちの形成

《政策》

2　心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成

1　政策:子育てしやすいまちの形成

【この政策の主となる所管部：子育て支援部】

●現状

核家族化のより一層の進行や親の就労形態の多様化に伴い、保育需要の増大など子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しています。合計特殊出生率が減少傾向にある中、多くの方が子どもはかわいく、子育てには喜びがあると感じています。しかし、子育て中に、地域とのつながりの希薄化などにより地域でも孤立し、また、子育てに不安や負担を感じている親もいます。

また、孤立化した親の不安や負担の深刻化に伴い、児童虐待に関する相談も増えてきました。

そのため、子ども家庭支援センターを拡充し、相談機能の充実を図るとともに、平日の準夜間小児初期救急医療体制を整備し、病状が急変しやすい子どもの医療の充実を図りました。

こうした状況等を踏まえ、子育て世代が安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援していくことが必要です。

●政策の方向性

○家庭と地域とが協力して、社会全体で子育てを支援していきます。

○多様な子育てニーズに対応し、子育て環境を充実させることにより、子育て世代にとって暮らしやすいまちを形成していきます。

○発達段階に応じた食育を推進し、元気な子どもを育んでいきます。

●政策を構成する施策

1　子育てしやすいまちの形成

- （１）子育て環境の整備（P４６）
- （２）多様な子育て支援の展開（P５０）
  - ひとり親家庭等への支援
- （３）子どもの健康づくり支援（P５２）
  - 小児医療の充実

[子どもを持つことのイメージ]

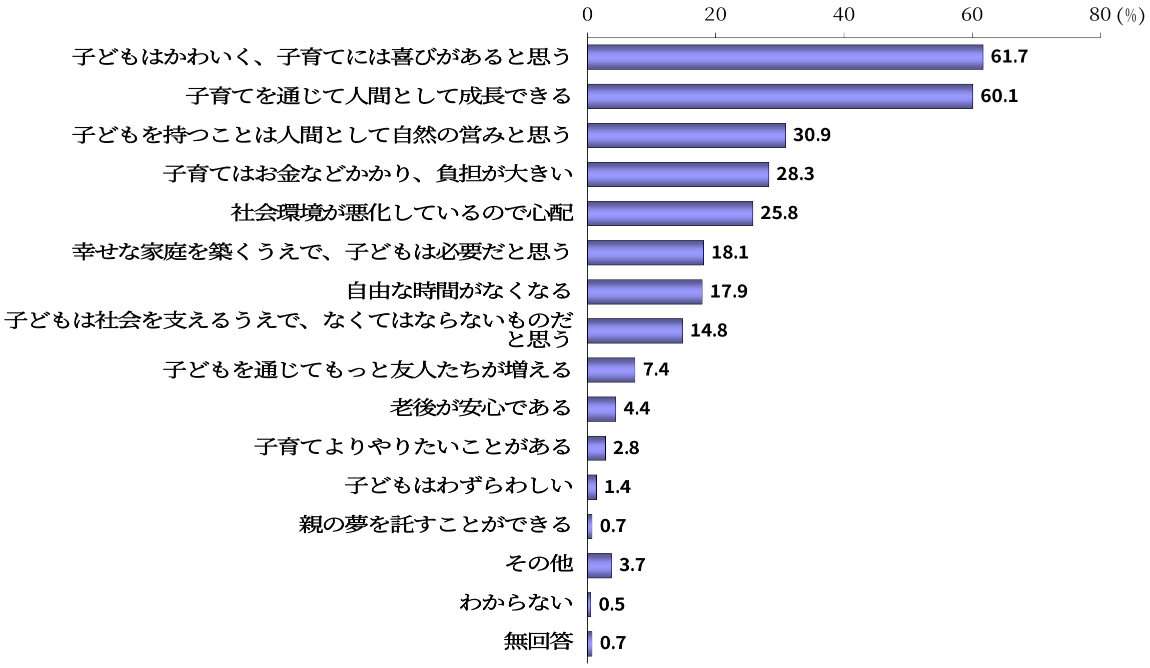

出典:荒川区次世代育成に関するニーズ調査(平成 15 年 12 月実施)

[区の合計特殊出生率の推移]

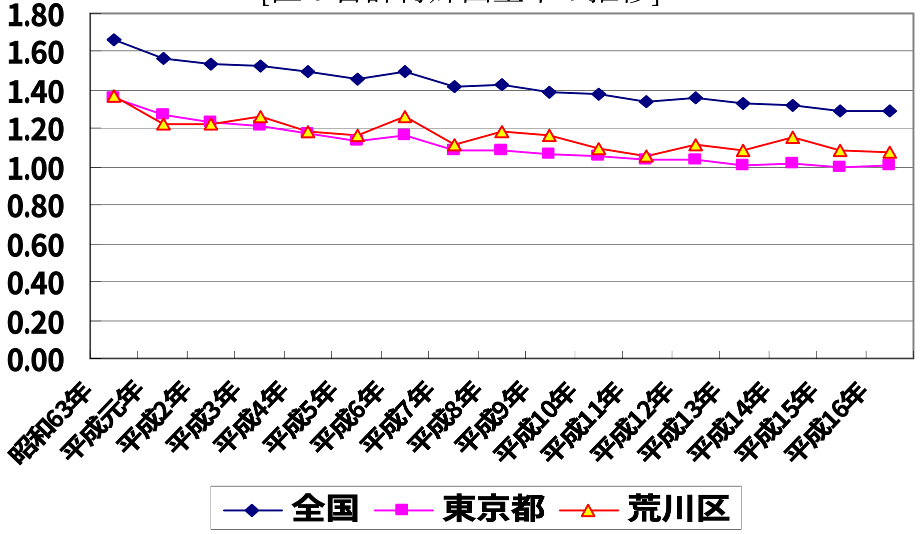

（１）施策：子育て環境の整備

【この施策の主となる所管課：計画課】

核家族化の一層の進行や地域社会とのつながりの希薄化などにより、子育てに不安や負担を感じている保護者に対し、安心して子育てができるような支援体制を構築します。

現状と課題

●学童クラブ、ひろば館における児童対象事業の利用希望者は年々増加傾向にあります。また、子ども家庭支援センター等に寄せられる相談件数も増加傾向にあります。

●地域の中で孤立感を感じ、子育てに関する不安を持つ親が増えています。

●このため、身近な場所で相談できる体制づくりや親同士の交流を図る場づくりが求められています。

施策の方向性

●子ども家庭支援センターの役割を重視し、子育て関連情報の提供、虐待防止ネットワークの形成、子育てに関する区民活動支援に積極的に取り組みます。

●子育て世代の子育てに関する切実な要望を的確に把握し、施策化していきます。

●子育て世代の多様なニーズに対し、地域に存在する社会資源を活用し、利用者の立場に立った、きめ細かな支援策を多面的に展開していきます。

●子どもたちが安全に放課後を過ごせる居場所づくりのために、学童クラブなどを充実し、また、新たに放課後子どもプランを実施・検証していきます。

●子ども医療費助成の対象者を拡大し、安心して子育てができるよう推進します。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成18年度	平成22年度	目標値 (28年度)	
①	活動している子育てサークル数	31団体	45団体	60団体	実際に活動している子育てサークルの数
②	地域子育て交流サロン数	4か所	5か所	7か所	サロンの設置数

主な取組内容

◆子ども家庭支援センター

子育て家庭に係る総合的な支援、関係機関との連絡調整、子育てに係る情報提供、児童虐待の防止に関する事業を実施していきます。

◆地域子育て交流サロン事業

地域子育て交流サロンの設置箇所を増やし、気軽にどこでも相談できる体制を整備し、子育てに対する不安を解消できるように支援します。

◆親子ふれあいひろば

ふれあい館やひろば館を活用し、学齢期前の子どもと親が、いつでも自由に来館し、親子同士がふれあい交流できる場を提供します。

◆子育て家庭応援事業

区内の保育園、幼稚園などの子育て関係団体が一同に集い、保育内容のＰＲ、子育て相談、遊びの紹介や離乳食づくりの実演を行う子育てフェスタを実施します。また、双子、三つ子を育てている保護者に対する負担軽減や産後支援ボランティア団体に対し支援を行うことにより子育て家庭を応援します。

◆遊びサポーター

子どもたちに集団遊びや昔遊びの楽しさを体験してもらうため、子育て自主グループ等の活動等に遊びの講師役となる「遊びサポーター」を派遣します。

◆学童クラブの整備・運営

今後の学童クラブの利用児童の増加に対応するため、新たな学童クラブの設置や施設の有効活用等による定員の拡大を行い、学童クラブの充実を図ります。

◆放課後子どもプラン

子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を小学校に設け、校庭や体育館、図書室などを活用して、子どもたちの健全育成を図ります。

◆子ども医療費の助成

就学前までとしていた助成対象を中学 3 年生まで拡大し、実施していきます。

（2）施策：多様な子育て支援の展開

【この施策の主となる所管課：保育課】

乳幼児及びその保護者に対する多様な子育て支援策を展開し、子どもの健全育成とすべての子育て家庭の福祉増進を図ります。

現状と課題

●私立幼稚園及び幼稚園類似幼児施設の在籍児童の保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼児教育を振興しています。

●保護者の就労等により保育に欠ける児童の保育施設の確保に努めています。

●在宅育児家庭の保護者の育児疲れ解消や行事参加等のため、全ての家庭を対象とした子育て支援策が必要です。

●多様な保育サービスの提供及び保育環境の整備等、質的な向上が必要です。

施策の方向性

●私立幼稚園等については、質の高い幼児教育を目指し、保護者のニーズに対応した特色ある幼稚園づくりが進められるよう、今後も支援を行います。

●認可保育所、認証保育所、家庭福祉員などがそれぞれの特色を生かしながら、質の高いサービスを提供していきます。

●区立保育園については、保育内容の充実及び施設環境等の整備を図るとともに、より効率的な管理運営を検討していきます。

●核家族の進行や就労形態の多様化等に対応し、在宅育児家庭を含めたすべての子育て家庭が必要なサービスを選択し利用できるよう、様々な子育て支援サービスを提供するとともに、地域の方々が子育てに参加する活動を支援します。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	子育て支援サービスの利用状況	51.7%	66%	75%	在園児（保育園・幼稚園）以外の就学前児童のうち、子育て支援サービス利用者の割合
②	保育所待機児数	48 人	0 人	0 人	

主な取組内容

◆区立保育園整備事業

保育サービスの充実を図るため、南千住保育園を改築するとともに、区立保育園の施設改修を計画的に実施します。また、白鬚西地区において、幼保一元化施設を開設し、待機児童の解消を図るとともに、小学校との一貫教育を目指します。

◆認証保育所の支援

保育需要の動向に合わせ、効果的な認証保育所の設置を支援していくとともに、保育料の助成を実施します。

◆ショートステイ事業

ショートステイ事業では、宿泊型だけでなく、日帰り型のショートステイ事業も実施します。

◆一時保育事業

すべての子育て家庭を対象とした事業を実施し、子育ての負担感を緩和します。そのために、専用保育室の整備を推進し、一時保育を希望する方の需要に応えていきます。また、ボランティア等による乳児一時預かりを支援します。

◆病後児保育事業

病気の回復期にある保育園児を保育する病後児保育を実施します。また、自動車等で送迎を行い、利便性を確保しています。

（３）施策：子どもの健康づくり支援

【この施策の主となる所管課：健康推進課】

妊娠期から就学前までの親子を対象とした乳幼児健診や各種健康講座・相談・訪問などの事業を通じ、乳幼児の健康増進とともに育児不安の解消を図ります。

現状と課題

●乳幼児健診の実施のほか、母親学級や離乳食講習会の開催など妊娠・出産・育児についての知識と技術を習得する機会を提供し、乳幼児の健康増進を図っています。

●核家族化の進行等により、育児不安を抱えながら、子育てをする親が増えており、子育てグループづくりの支援等を行っていますが、より効果的な子育て支援策に取り組む必要があります。

施策の方向性

●乳幼児の月齢に合わせた情報提供を充実することなどにより、安心して子育てができる環境を整備します。

●新生児訪問等により支援を必要とする事例を確実に把握し、着実に支援する体制を構築するとともに、育児不安に陥らず、地域で生き生きと子育てができるように、年齢に応じた情報や交流の場を提供し、継続的な子育て支援策に取り組みます。

指　標

	施策の成果とする指標名	指標の推移			指標に関する説明
		平成18年度	平成22年度	目標値（28年度）	
①	育児不安をもつ親の割合	11%	9.9%	8.8%	乳幼児健診のアンケートによる
②	講座を通じて友人ができた人の割合（母親学級）	85%	94%	100%	母親学級のアンケートによる
③	子育てグループ数	12団体	24団体	48団体	②等を通じてグループ化された団体数

主な取組内容

◆子育てファミリー事業

母親学級や両親学級を始めとして、乳幼児の月齢に合わせ、離乳食、アレルギー対策、事故予防、口腔ケアを内容とする子育てハッピー講座等を充実することで、安心して妊娠、出産、育児を行うことができるよう支援します。

◆すくすく子育てサポート事業

乳幼児の母を対象とした個別メンタル相談や特別育児相談、育児不安の大きい母親を対象としたグループワークの実施などにより、母子ともに新しい環境でストレスが高い新生児期等における要支援者のフォローを充実します。

2　政策：心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成

【この政策の主となる所管部：教育委員会事務局】

●現状

　次代を担う子どもたちが、個性や能力を十分に発揮し、変化の激しい社会をたくましく生きる力を培い、人間性豊かに成長していくことが求められています。このためには、地域、学校、社会が互いに連携し、地域全体で子どもたちを健やかに育んでいくことが必要です。

　科学技術の急速な進展のほか、高齢化など社会が激しく変化している今日、心の豊かさや生きがいのために、区民が生涯にわたって、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる社会を実現する必要性が増大しています。

　少子・高齢化の進展、健康志向、子どもの体力低下、企業・学校でのスポーツの停滞等、スポーツを取り巻く環境やライフスタイルが変化する中、区民が生涯にわたって主体的にスポーツに親しみ、明るく活力のある社会を築くことが求められています。

●政策の方向性

○特色ある学校づくりの推進や教員の指導力向上、教育施設の整備などを行うことにより学校教育の充実を図り、確かな学力を育成するとともに、個性や能力を十分に発揮し、たくましく生きる力を育んでいきます。

○郷土を愛し、人を思いやる心や正義感、公共心を養うとともに、自然や生命を大切にする、豊かな感性や創造力を育む教育を進めていきます。

○健康の大切さを自覚し、規則正しい生活習慣を身に付けられるよう、食育の充実と体力の向上に取り組む教育を進めていきます。

○家庭教育やキャリア教育などの推進を通して、学校と家庭・地域とが連携して、地域社会全体で教育を進めていきます。

○生きがいや自己実現、人生の豊かさなどの源となる生涯学習を促進するため、図書館サービスを充実するとともに、スポーツ活動などを支援していきます。

●政策を構成する施策

2　心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成

- （１）確かな学力の定着・向上（Ｐ５６）
- （２）創意と工夫にあふれた教育の推進（Ｐ６０）
- （３）体験学習等の推進（Ｐ６２）
- （４）学校における健康・体力づくり（Ｐ６４）
- （５）魅力ある教師の育成（Ｐ６６）
- （６）学校施設等の整備（Ｐ６８）
- 小中学校・幼稚園の運営
- 余暇を利用した学習機会の提供
- （７）地域と連携した学校づくり（Ｐ７０）
- （８）子どもの健全育成（Ｐ７２）
- （９）家庭教育の推進（Ｐ７４）
- (10) 生涯学習活動の支援（Ｐ７６）
- (11) 図書館サービスの充実（Ｐ７８）
- (12) 生涯スポーツの促進（Ｐ８２）

ようこそ青年海外協力隊

小学校での英語教育

（1）施策：確かな学力の定着・向上

【この施策の主となる所管課：指導室】

基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、自ら学び考える力など、確かな学力を児童・生徒に身に付けさせていきます。

現状と課題

●今後の学校教育の在り方や施策の方向性を明らかにするために、平成 18 年度に「荒川区学校教育ビジョン」を策定しました。

●小中学校の全校において、算数、数学と英語の授業を習熟度別で実施しており、荒川区独自の「学力向上のための調査」でも達成率の上昇という形で成果が表れています。今後、更に指導法を改善することで、個に応じたよりきめ細かい指導を行い、教育効果を上げることが必要です。

●区内小中学校 5 校に学校図書館指導員を配置したことにより、読書活動や授業での図書活用が活性化するなど教育効果が表れていますが、更に効果を検証し、拡充していくことが課題です。

●障がいのある子どもたちの可能性を最大限に伸張し、社会参加のための基盤となる生きる力を培うため、専門的な相談員や臨床心理士による相談を実施し、適切な指導と必要な援助を行う体制を整えてきましたが、さらに、通常の学級に在籍する学習障がい等のある子どもに対応した特別支援教育等を充実していく必要があります。

施策の方向性

●「荒川区学校教育ビジョン」策定後は、ビジョンで示された方向性に基づき、子どもの生きる力を育むための施策の具現化を図っていきます。

●すべての学力の基礎となる国語力の向上がかぎとなっています。更に学力を向上させるために、読書活動の充実を図るための学校図書館の整備など、国語力向上の施策を推進していきます。

●特別支援教育等を充実していくため、校内体制を整えるとともに、教育・医療・心理・福祉等の分野が協働した就学相談及び教育相談を推進していきます。また、必要に応じて支援スタッフを派遣し、個に応じた指導の充実を図ります。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	荒川区学力向上のための調査：小学校（算数）基礎達成率	81.3% (17 年度)	90.7%	100%	
②	荒川区学力向上のための調査：中学校（数学）基礎達成率	68.7% (17 年度)	84.5%	100%	
③	荒川区学力向上のための調査：中学校（英語）基礎達成率	64.3% (17 年度)	82.2%	100%	
④	学校図書館指導員の設置率	4 校 16%	33 校 100%	33 校 100%	

主な取組内容

◆荒川区学校教育ビジョン

「教育の荒川区」を実現するための中・長期的な目標や施策の方向性を示した「荒川区学校教育ビジョン」を実現するための推進プランを策定し、学校教育の充実を図ります。

◆習熟度別学習の推進

学力の確かな定着と個性や能力の伸長を図るため、児童・生徒の習熟度に応じたきめ細やかな指導を推進します。

◆学力向上のための調査

学力向上のための調査の結果により、児童・生徒一人一人が、学習到達度と学習に対する意識を客観的に認識することにより、自らの取り組むべき課題を明確にした主体的な学習をするとともに、教師の指導方法等や学校の教育計画の改善を図り、確かな学力を身に付けさせていきます。

◆国語力の向上

国語はすべての学びの基本であるとの認識に立ち、児童・生徒の実態を充分に考慮し、言語を用いた日常生活の改善や、授業の改善を目的として、国語力の向上を目指す取組を推進していきます。

◆学校図書館の充実

児童・生徒の自発的な読書活動、適切な読書指導の場として、さらには、創造力を培い学習に関する興味、関心を呼び起こす「読書センター」としての機能と、調べ学習などの主体的な学習活動を支援し、授業の展開に寄与する「学習情報センター」としての機能を持つ場として、引き続き蔵書の確保に努めるとともに、学校図書館指導員の配置や管理システムの導入などにより、学校図書館の充実を図っていきます。

◆特別支援教育の推進

通常学級に在席するＬＤ（学習障がい）、ＡＤＨＤ（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症等の子どもを含め、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を進めるために、特別支援教育コーディネーターの専門性の育成や、校内委員会の活性化など、校内体制を整えるとともに、教育・医療・心理・福祉等の分野が協働した、就学相談や教育相談を推進します。

また、多種多様な子どもや保護者の教育上の悩みに対して、専門の相談員が様々な角度から（心理療法・カウンセリング）指導・助言を行います。

（２）施策：創意と工夫にあふれた教育の推進

【この施策の主となる所管課：指導室】

国の教育改革に先駆け、英語教育の強化や個性化教育の充実を図り、環境学習を始め荒川区の特色のある学校教育を推進するとともに、情報化の進展に的確に対応できるよう、情報教育を充実させていきます。

現状と課題

●構造改革特区の承認を受け、全国で初めて小学校の英語科を設置し、外国人指導員や英語教育アドバイザーの支援の下、学級担任が指導する指導方法をとっています。各学校では、授業を進めるレッスンプランを整備し、子どもが英語に慣れ親しむという成果を生んでいますが、指導する教員の授業力の育成を一層向上させるために、教育研修を充実することが必要となっています。また、小学校高学年を対象としたワールドスクールを実施しています。

●各学校において特色ある学校づくりを進め、区全体の教育水準の向上を図っています。今後、学校の外部評価を活用するなど、保護者・地域の声を一層反映した特色づくりを進めていくことが課題です。

●すべての子どもたちが社会の情報化に対応して、コンピュータなどの情報機器を適切に活用できる能力を身に付けさせていく必要があります。

施策の方向性

●英語教育を更に充実させるために、小中一貫英語教育を目指したカリキュラムの作成や教員研修を充実して、子どもの実践的コミュニケーション能力を高めていきます。

●学校の経営力を高め、児童･生徒、保護者、地域のニーズに応える学校づくりを進めるために、学校評価を踏まえた特色ある学校づくりを推進していきます。

●教育ネットワークを活用し、子どもたちのメディアリテラシー（情報活用能力）を育成します。また、教員の優れた情報教育の指導実践を他の教員に継承し、教員の資質向上を推進します。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	英語検定取得率	50%	70%	80%	取得者数/生徒数
②	ワールドスクール参加児童満足度	97.4%	100%	100%	実施アンケート

主な取組内容

◆小中一貫の英語教育の推進

荒川区の英語教育の基本的な考え方を「英語による実践的コミュニケーション能力の育成」とし、外国人指導員を活用しながら、小学校では週１時間、中学校では週４時間の一貫した英語教育を行います。

◆特色ある学校づくりの推進

各学校で特色ある教育活動を検討し、学校の個性化・特色づくりを進め、各学校独自の教育活動を推進し切磋琢磨することにより教育の質の向上を図っていきます。

◆情報教育の推進

学校教育における情報化の進展及び個別化教育の重視に伴い、教育ネットワークを活用した学習指導を推進するため、教育センターにあるコンピュータを活用した指導者養成などの研修会を開催し、教員等の資質の向上を図ります。

◆教育用コンピュータの整備

技術革新を踏まえたコンピュータ機器の更新、校内ＬＡＮの普及など、情報教育の基盤を整備し、コンピュータを活用した学習指導を推進することにより、情報活用能力を高め、学習環境の向上を図ります。

（３）施策：体験学習等の推進

【この施策の主となる所管課：指導室】

自然や社会での多様で豊かな体験や人との交流、活動を通して、社会の一員としての自覚や、他者への共感・思いやりの心を育み、子どもたち自身が自己の生き方を考える教育を推進します。

現状と課題

●小学校において、荒川区の地域性を生かした「地域社会体験教室」や「街の先生教室」は、地域の協力を得て、各学校の教育課程に定着しました。さらに、新たな地域人材や体験活動の発掘が課題です。

●中学校では、職業観や勤労観を培うキャリア教育を充実させるために、社会生活での責任や勤労の大切さを体験的に学ばせる「勤労留学」をモデル校で実施しました。今後、中学校全校に広げていきます。

●平成 18 年度から、ＪＩＣＡ地球ひろばと提携した「ようこそ青年海外協力隊」事業を開始し、小中学生が夢や希望を持って人生を切り拓いていくための動機づけを図っています。今後、キャリア教育と関連付けて充実を図っていく必要があります。

●思いやりの心や命の尊さを育むため、また、日ごろ自ら物を作るというような直接体験が不足しがちな子どもたちを対象に、校庭で野外料理等様々な体験をするチャレンジ共和国や少年キャンプを実施していますが、班のリーダーになるべき高学年や中学生の参加が少なく、若手の育成者（シニアリーダー）の養成が課題です。

施策の方向性

●子どもたちが夢と希望をもって人生を切り拓き、自己実現を図るため、中学校全校で勤労留学等を実施するとともに、小学校においても、地域の協力を得て職業体験の機会を充実するなど、成長過程に応じたキャリア教育の充実を図っていきます。

●少年教室に継続して参加している高学年や中学生に対し、体験教室や野外活動への理解が深まるよう更に啓発し、若手の育成者を増やしていきます。

●学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの多様な体験活動の機会を充実させ、豊かな人間性や社会性等を培います。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	勤労留学実施校の割合	20%	50%	100%	
②	中学校におけるボランティア体験	100%	100%	100%	
③	小学校における職業体験	87%	100%	100%	

主な取組内容

◆体験型職業教育の推進

「街の先生教室」とともに、小学生は、地域の商店街等に出向き、実際に仕事を手伝うことで、勤労を体験し、中学生は、企業等を訪問し、仕事そのものを体験し、実社会の仕事に対する厳しさや、勤労に対する尊さを実感し、子どもたち自身が自己の生き方を考える啓発的体験として取り組みます。

◆ようこそ青年海外協力隊

青年海外協力隊の貴重な体験を元にした講話を通し、国際理解教育を推進するとともに、子どもたちの好奇心や創造力を喚起し、ひたむきに取り組む姿勢や人を大切にする心を育み、将来に向けて夢や希望を持って人生を切り開いていくきっかけを作ります。

◆体験学習施設の運営

児童・生徒の自然に親しむ心を培い、自然と文化についての理解を深め、豊かな情感を養い、また、集団行動、集団生活を体験させることによって、連帯感や責任感及び自主的態度を育成していくための環境を整えます。

◆小中学生と乳幼児の交流

小中学生が乳幼児とのふれあいを通じて、子育ての楽しさや生命の尊さ等を体験してもらうため、ふれあい館やひろば館において、小中学生と乳幼児との交流の場を提供します。

（４）施策：学校における健康・体力づくり

【この施策の主となる所管課：学務課】

子どもたちの健康な心身を育むため、望ましい基本的な生活習慣を確立するとともに、学校における体育やスポーツの環境を充実します。

現状と課題

●朝食を食べてない子どもが学年の進行に伴い増加している状況があります。また、朝食を摂っている子どもの学力は摂っていない子どもに比べて高い傾向があります。朝食を摂るという生活習慣は、小中学校を通して学ばせることが必要であり、学校における食育の指導体制をより充実させていく必要があります。

●社会状況の変化に伴い、子どもたちの食生活の在り方も影響を受け、むし歯や歯肉炎など、口腔疾患が増加しており、平成 16 年度における 12 歳児のう蝕有病率は、23 区で最も高い状況でした。子どもたちに、う歯予防に必要な生活習慣を身に付けさせる必要があります。

●部活動は、子どもたちの関心や期待が高く、学校教育の質的な充実に寄与するものであり、外部から指導員を確保できるよう支援しています。運動部活動については、子どもたちから設置要望があっても、顧問や指導者を確保できないため実施できない状況があり、活性化のための支援を充実させる必要があります。

施策の方向性

●学校給食を活用した食育を推進するとともに、保護者の関心を高めるなど家庭への啓発に取り組んでいきます。

●むし歯は子どもたちの集中力を妨げ、学習障がいに結びつくこともあり、栄養摂取など健康な体づくりに影響を及ぼすため、給食後における歯磨きなどを始めとして学校における健康づくり教育を充実していきます。

●校務における部活動の位置付けを明確にするとともに、希望する学校が運動部活動を実施できるよう、外部からの人材を確保するための支援を充実させていきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	朝食を摂っている子どもの割合	小学校 91.0% 中学校 84.6%	小学校 95.5% 中学校 92.3%	100%	「学力向上のための調査」による
②	12 歳における平均う歯数	1.46 本	1.30 本	1.00 本	未処置・喪失歯・処置歯本数/受診者数

主な取組内容

◆「早寝・早起き・朝ご飯」の推進

子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、健康な心身を育てることを目的に「早寝・早起き・朝ご飯」運動を推進します。

学識経験者・ＰＴＡ・区民・学校関係者等で構成する「早寝・早起き・朝ご飯推進会議」の設置や、生活習慣や食に関する意識の実態の調査を通して、地域や保護者と一緒に、子どもたちの生活習慣や食に対する意識を高め改善に努めます。また、生活習慣の改善や食育の推進に重点的に取り組む「推進校」の設置や「生活習慣改善キャンペーン」・「朝食メニューコンテスト」等、児童・生徒の生活習慣や食習慣の改善につながる啓発事業の実施にも取り組みます。

◆学校歯科保健の充実

児童・生徒のう歯予防を総合的に推進するため、学校における給食後の歯磨きの実施などや今後の学校歯科保健が取り組むべき課題を整理し、目標を設定して取り組みます。

◆運動部活動の活性化

運動部活動を通じて、生徒の協調性、積極性を磨くとともに心身の鍛練や体力・技術の向上を図るため、外部指導員の増員、大会参加に対する支援等により活動を活性化します。

（5）施策：魅力ある教師の育成

【この施策の主となる所管課：指導室】

確かな指導力と教育への情熱を持ち、子どもの心に寄り添い、子どもの成長こそが自らの喜びと感じる教師を育てます。また、荒川区の教育に誇りを持ち、意欲的に取り組む教師を育てます。

現状と課題

●学校教育に対する区民の期待に応え、信頼される学校づくりを進めていくためには、教師が尊敬され、信頼される存在となることが重要です。また、教師の大量退職、大量採用期を迎え、経験豊富な教師の優れた指導実践を若手教師に継承していくことが大きな課題となっています。

●信頼される学校づくりを進めていくためには、校長が保護者や地域住民の意向を把握して、関係機関等と連携しながら個性ある学校経営を行い、教師の意欲を引き出しながら人材教育を図ることが求められています。

施策の方向性

●いじめ問題など人権に対する深い認識、豊かな感性や困難な課題に挑む姿勢を持ち、子どもたち一人一人の個性や能力を認め励まし、伸ばすことができる教師を育てるために、区独自の教員研修体系を充実して、組織的に授業力の育成を図ります。また、他の教師を指導できる授業力リーダーの育成を図ります。

●魅力ある教師を育てる経営力と人材育成型視点をもった管理職を育成するために、管理職研修の充実を図ります。また、優れた実績と能力を持つ退職校長の経験を生かし、学校経営を支援していきます。

●校内研修を一層活性化し、教師が相互に学び合い、指導技術を高め合う校内ＯＪＴのシステムを構築するなど、授業力向上プロジェクトを推進し、授業力の継承を進めていきます。また、優れた指導実践の蓄積に、教育ネットワークを積極的に活用します。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	各研修の延べ参加者数	10,021 人	11,000 人	12,000 人	
②	各研修の延べ実施回数	198 回	200 回	210 回	

主な取組内容

◆教員研修の充実

教育の成否は、学校教育の担い手である教員の資質・能力に負うところが極めて大きく、高い志と豊かな感性を持ち、実践力に優れた教員を養成・育成するため、東京都の研修に加え、区独自の研修を実施します。

また、校内研修の一層の活性化を図り、子どもたちによる授業評価の導入を進め、教師が自らの授業力の課題を発見し、向上する目標を持ってチャレンジする自己課題解決型の研修体系を整備します。

◆授業力向上プロジェクト

授業力向上に向けた、学校独自の研修計画に基づき、優れた企画を提案した学校を審査により選定し、研修を支援します。

（６）施策：学校施設等の整備

【この施策の主となる所管課：教育施設課】

児童・生徒の安全確保と学校適正規模の確保を踏まえ、大規模改修や建て替え等の整備を行うとともに、再開発により活気あふれる地域となった白鬚西地区をより住み良いまちとするため、需要に応じた教育施設の整備を図ります。

現状と課題

●白鬚西地区における市街地再開発事業、民間住宅開発による児童・生徒の急増への対応が求められています。

●教育施設には 30 年以上経過したものも多く、経年劣化に伴う外壁、防水等の大規模改修工事について、緊急性、工事履歴等を考慮し、効率的に行っていく必要があります。

●区内教育施設は老朽化し、建て替えの必要性が高まっているため、法的な制約や著しく小規模化している学校など、児童生徒数の状況等も踏まえ、計画的に整備していく必要があります。

施策の方向性

●一時的に児童・生徒の増加する白鬚西地区の教育施設を整備します。整備に当たっては、児童・生徒数の減少後の施設利用も考慮します。

●学校の建て替えには膨大な費用が掛かるため、老朽化が著しい校舎から点検を行い、補修の要否と余寿命を調査し、建て替え計画を策定します。

●学校の適正規模、適正配置を確保することは重要な課題であり、就学人口の動向や、教育制度改革の方向性を踏まえて、良好な教育環境の整備に努めます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	大規模改修工事（小学校）実施率	5.70%	40.0%	100%	実施校数／対象学校数 ※建築後経過年数 10 年未満の学校を除く
②	大規模改修工事（中学校）実施率	9.40%	40.0%	100%	実施校数／対象学校数 ※建築後経過年数 10 年未満の学校を除く

主な取組内容

◆白鬚西地区教育施設の整備

白鬚西地区における市街地再開発事業等の進捗により、ファミリー世帯が急増しており、今後のニーズに対応するため、小学校、幼稚園など教育施設の整備を図ります。

◆校舎の建て替え・整備

区立小中学校の校舎は、昭和 30、40 年代に建設されたものがほとんどであり、築 50 年を迎える時期にきていますが、鉄筋コンクリート造の建築物の耐用年数は約 50～60 年程度といわれているため、その強度について検査を行い、計画的な大規模改修や建て替えについて検討を進め、良好な教育環境の維持・推進に努めていきます。

また、尾久八幡中学校は、隣接する宮前公園整備に併せ、建て替えを行います。

（7）施策：地域と連携した学校づくり

【この施策の主となる所管課：指導室】

地域社会に開かれた学校づくりを進め、地域との連携の下に多様な教育活動を推進します。

現状と課題

●地域や保護者に対して学校の状況を伝えたり、保護者や地域の考えを把握するために、保護者はもとより地域住民が、学校の授業や教育活動を気軽に参観できるように、学期ごとに全校が一斉に公開週間を設けていますが、地域からの参加が少ないのが現状です。

●チャレンジサタデー教室の実施に当たっては、学校職員が中心となって指導を行う段階から、学校・地域が教育できる場としての役割を果たし、指導の中心を地域の人々に移していく必要があります。

●合宿通学の実施に当たっては、子どもの生活を支援する宿泊を伴うボランティアに参加してもらっていますが、各実行委員会ともボランティアの確保が難しい状況にあります。

施策の方向性

●学校の安全対策としての防犯活動や学校公開等を通して、チャレンジサタデー教室や合宿通学などの地域と学校で取り組む行事に、地域の方々が参加しやすい仕組み・環境をつくり、開かれた学校となるよう努めます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成18年度	平成22年度	目標値（28年度）	
①	学校評議員会開催回数	33校 各4回	33校各5回 8園各1回	33校各5回 8園各2回	
②	合宿通学実施校数	8校	12校	23校	小学校での実施

主な取組内容

◆チャレンジサタデー教室

土曜日に、児童・生徒に対して様々な体験活動などを提供することにより、児童・生徒が休日の過ごし方を自ら考え、有意義に過ごすきっかけとしていきます。学校教育と学校外活動とを関連付けた事業を展開し、児童・生徒の「生きる力」を育み健やかな成長を促します。

◆合宿通学

子どもたちが親元を離れ、異年齢の中で共同生活や地域での体験活動をしながら通学し、家庭の大切さを認識するとともに、子ども同士のふれあいや大人とのコミュニケーションの中から人間関係を深め、生きることの実感や喜びを感じることにより「生きる力」を育みます。

（８）施策：子どもの健全育成

【この施策の主となる所管課：指導室】

次代を担う子どもたちの健全育成に努めるとともに、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期解決に向けた教育相談体制の充実を図っていきます。

現状と課題

●臨床心理士の資格を有する相談専門員 7 名を教育相談室に配置するとともに、「スクールカウンセラー」を中学校全校に配置し、いじめや不登校等の学校不適応や、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図ってきました。

●現在､小学校へも巡回型のスクールカウンセラーを配置し、更なる教育相談活動の充実を図っています。

施策の方向性

●不登校の児童･生徒をゼロにするため､小学校巡回型スクールカウンセラーを活用し､今後も一層早期段階からの働きかけを行っていきます。

●教育センターの適応指導教室を充実し、更に教育相談体制を整えていきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	小学校不登校児童出現率	0.20%	0.10%	0.05%	児童数の増減にかかわらず、不登校の改善状況が同じ基準で把握できるため、出現率を用いました。
②	中学校不登校生徒出現率	3.00%	2.00%	2.00%	生徒数の増減にかかわらず、不登校の改善状況が同じ基準で把握できるため、出現率を用いました。

主な取組内容

◆不登校ゼロプロジェクト

○特別支援教育の導入に伴い、学校のニーズに応じたきめ細かな教育相談体制を整備するため、小学校へのスクールカウンセラーの巡回を充実します。

○学校における校内委員会の活性化を図り、指導の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターの専門性を高めるとともに、教員一人一人の資質を向上させる研修を実施します。

○不登校傾向にある児童・生徒及び保護者に対する積極的な働きかけを行うため、教育相談室相談専門員と、小学校スクールカウンセラーの職務を整理統合し、相談業務の円滑化を図るとともに、初期対応の充実と学校復帰を目指した適応指導教室の運営を改善します。

（９）施策：家庭教育の推進

【この施策の主となる所管課：社会教育課】

青少年の健全育成の基盤となる家庭や家族の役割など、家庭教育の在り方について学ぶ機会を設け、家庭教育に関する意識を啓発します。

現状と課題

●家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやりなどを身に付けさせる上で重要であるため、その教育力の向上に向けた、家庭教育に関する講座を充実していく必要があります。

●子育て支援や育児関係事業を行っている部署や団体と十分な連携を図っていくことが求められています。

施策の方向性

●家庭教育に関する講座について、子どものしつけやしかり方、ほめ方、また能力の伸ばし方など、保護者が求める内容となるよう工夫するとともに、保護者同士が相互に交流する場を設けるなど、参加者の興味をつなげていきます。

●子育て支援や育児関係の事業を行っている部署や区内の子育てサークル、ＮＰＯなどの団体と情報交換を行い、緊密な連携を図っていきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	
①	家庭教育講座参加率	36.2% (17 年度)	53.1%	70.0%	参加人数／募集定員
②	子育てひろば	2,438 人 (17 年度)	2,720 人	3,000 人	参加人数

主な取組内容

◆家庭教育学級

家庭での子どものしつけやしかり方、ほめ方、能力の伸ばし方などについて、専門的知識を持つ講師による講義を行い、家庭教育の在り方を参加者相互で学び合います。

また、区民の方々が参加しやすいように、「地域子育て教室」を平日夜間や土日に区内各地域で実施し、広く家庭教育の向上を図ります。

◆子育て教室

日中仕事をしているなどの理由から、平日午前中に実施している家庭教育学級に参加しづらい人も広く参加できるよう、夜間や土日に各地域で家庭教育学級と同様の講座を行うとともに、就学前にも、検診時や説明会の際に講義を行う等、広く家庭教育の向上を推進します。

◆子育てひろば

子育て中の親のグループなどが行う子育てに関する自主的な学習活動に対して、積極的な支援をしていきます。

◆子育て通信

子育て家庭向けに、区報に年 4 回子育てに関するコラムを掲載し、情報の発信を行っていきます。

（10）施策：生涯学習活動の支援

【この施策の主となる所管課：社会教育課】

心の豊かさや生きがいのために、区民が生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる社会の実現を目的とします。

現状と課題

●科学技術の急速な発展や高齢化の進展、また 2007 年からの団塊世代の一斉退職など、社会が激しく変化しています。

●このような状況に対応するため、生涯学習推進計画を策定し、これに基づき区民が自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、区民ニーズに合わせた事業を開催するなど工夫する必要があります。

施策の方向性

●新たな生涯学習推進計画を策定し、これに基づき、学習する機会や場の提供、指導者の育成など、事業内容を工夫するとともに、今後ますます増える学習需要に応えるための生涯学習の基盤整備に努めていきます。

●区民等の能力を生かし、学びたい人と学びを伝えたい人をつなげるため、社会教育サポーター等の活用方法を検討するとともに、制度を広くＰＲしていきます。

●団塊世代の交流の拠点や、地域で活躍するための学習･研究の場を作り、区民との協働による地域社会の活性化を目指します。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	社会教育関係団体登録数	441 団体	470 団体	500 団体	
②	町屋文化センター講座受講者数	7,700 人	7,800 人	7,800 人	
③	生涯学習センター講座受講者数	2,000 人	2,100 人	2,100 人	

主な取組内容

◆生涯学習推進計画

社会状況の変化を踏まえ、今後の荒川区の生涯学習の在り方や施策の方向性を明らかにするため「新たな生涯学習推進計画」を策定します。

◆社会教育サポーター

区民や地域団体が有する能力や技術などを社会教育サポーター（人材バンク）として登録し、そのサポーターが地域において、生涯学習活動の助言・指導を通して、青少年健全育成及び生涯教育の振興を図ります。

◆団塊パワー地域活性化支援事業

2007 年、団塊の世代の方々の退職が始まります。この方々に、これまでの知識や経験を生かす場、仕組みを提供することにより、生涯学習の活性化と地域の活性化につなげていきます。

◆「（仮称）吉村昭記念文学館」の設置

荒川区民栄誉賞のほか、数々の文学賞を受賞し、荒川区の名を高めた文学者である吉村昭氏の足跡を記した資料を収集・保存・展示する文学館を設置します。

（11）施策：図書館サービスの充実

【この施策の主となる所管課：南千住図書館】

地域に根ざした生涯学習を推進し、区民の多種多様なニーズに応えるため、図書館の書籍等の充実、施設等環境整備、レファレンス等のサービスの面から図書館サービスの充実を図ります。

現状と課題

●「子ども読書活動推進計画」に基づき、読み聞かせ、ブックスタート、学校図書館との連携、ひろば館・ふれあい館等と連携した事業を推進しています。

●「これからの図書館調査懇談会」報告で提起された、医療情報サービスやビジネス支援サービス等新たな図書館サービスを具体化していく必要があります。

●平成 17 年度に全館祝日開館及び南千住図書館の土曜夜間延長を実施しました。

●図書館のインターネット利用が急増しており、ＩＴ化に対応して、インターネットを利用したレファレンスや情報発信の充実を図る必要があります。

●図書館の資料収集基準について現状に合わせて見直しをしていますが、さらに、選書やレファレンスの充実が必要です。

●施設の老朽化、バリアフリー化への対応、本をゆったりと読むスペースが少ない等、滞在型の魅力ある読書空間を求める声があります。駅前など身近な場所へのサービスステーションの設置、地域館のリニューアルや建て替えなどを含め施設の充実について検討していく必要があります。

施策の方向性

●貸出し・返却・検索予約等を行うサービスステーションを設置し、図書館の利便性の向上を図ります。

●子ども読書推進活動を一層推進し、ひろば館・ふれあい館等との連携により子どもの身近な場所におけるサービスや中高生向けのサービスを提供していきます。

●産業・経営関係の情報に特化したレファレンスや区内産業関連資料の収集提供等のビジネス支援サービスを始め、医療情報提供サービス等、新たなサービスを具体化します。

●地域館のバリアフリー化等を進め、快適な読書環境を整備し、特色ある図書館づくりを推進するとともに、図書館の整備・充実について検討していきます。

●図書館コンピュータシステムの更新に向け、機能の充実について検討するとともに、利用状況や費用対効果を踏まえ、今後の開館時間帯について検討します。また、メールマガジンや地域資料データベース等情報発信サービスを充実させます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	利用者登録率	30.0%	32.5%	35.0%	個人登録者数÷住基人口
②	個人登録者数	53,400 人	58,200 人	63,000 人	サービスの充実により登録者数 18%増を目指します。
③	入館者数	124 万人	127 万人	130 万人	サービスの充実により入館者数 10%増を目指します。
④	区立図書館における区内小学生の利用者登録率	72.0%	76.0%	80.0%	子ども読書活動の事業を展開し、登録率 10%増を目指します。
⑤	区立図書館における区内中学生の利用者登録率	62.0%	66.0%	70.0%	子ども読書活動の事業を展開し、登録率 10%増を目指します。
⑥	区民一人当たり蔵書冊数	4.0 冊	4.0 冊	4.0 冊	蔵書冊数÷住基人口
⑦	区民一人当たり総貸出点数	9.5 点	10.3 点	11.0 点	個人総貸出点数÷住基人口

主な取組内容

◆図書サービスステーションの設置

　図書館から遠い地区の方々に対し、図書館サービスを提供するため、図書サービスステーションを設置します。

◆子ども読書活動の推進

　子どもたちの読書環境を整備し、自主的な読書活動を支援することにより、子どもたちが「本に親しむ」きっかけを増やしていきます。

◆特色ある図書館づくり

　各地域館について、地域の特性、地域住民・利用者のニーズを踏まえ、専門資料を収集し蔵書に特色を持たせるなど、地域に根ざした特色を発揮させるとともに、サービスの差別化を図っていきます。

◆快適な読書環境の整備

　バリアフリー化や塗装工事など、老朽化している地域館において、快適な読書環境の整備を図ります。

◆図書館の整備・拡充

　建て替えや設置も含めた図書館の整備・拡充についての検討を進めます。

（12）施策：生涯スポーツの促進

【この施策の主となる所管課：社会体育課】

区民が生涯を通じて、自発的にスポーツ活動に取り組むことは、健康で充実した生活を送るうえで大変重要なことです。子どもから高齢者まで、区民のだれもが、それぞれの体力、目的、個性や技術等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、身近なところでスポーツを楽しむことができるよう、ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーションの普及・充実を図るための多様な環境整備を図り、区民が健康で生き生きと生活することができる地域社会を形成します。

現状と課題

●少子化、子どもの体力低下、生活習慣病の増加、企業・学校でのスポーツの停滞等、スポーツを取り巻く環境や区民のライフスタイルが変化する中、スポーツ活動のニーズは一層高まり、スポーツ活動等を通して、いつまでも健康で暮らしたいとの区民要望は強くなっています。

●屋内・屋外体育施設、学校の校庭や体育館などの整備・提供やスポーツ団体への支援、各種スポーツ大会や教室等の実施を通して、区民のスポーツ活動の促進に努めていますが、今後ますます増える様々なスポーツニーズや要望に応えていくため、より多様なスポーツ環境の整備・促進を目指していくことが求められています。

●荒川区体育協会が行うスポーツ教室やイベントに対して補助をしていますが、これまでの行政主導のイベント中心型の社会体育事業を見直し、区民自らが主体的にスポーツ活動に取り組む社会の実現のための施策（生涯スポーツ振興策）を実施していくことが必要です。

施策の方向性

●生涯スポーツ振興に当たっては、地域スポーツの基盤を地域社会に置き、区民が自ら主体的にスポーツを行い、かつ支えていくシステムへの転換が必要となるので、区、荒川区体育協会、スポーツ団体、区民、ボランティア等とが協働して施策を進めていきます。

●ビーチボールやミニテニスの普及の実績を踏まえ、今後もより一層、年齢や性別等に関係なく、ルールも簡単なコミュニティースポーツの普及を図り、区民が気軽にスポーツを行える環境を整備します。

●体育施設の整備や荒川総合スポーツセンターの運営の充実など、区民にとって更なる利便の向上を図っていきます。

●子どもの体力低下と親世代のスポーツをする機会の不足、双方の課題に対応するため、親と子を合わせて対象とした事業を充実させていきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	区民のスポーツ実施率（週 1 回以上）	26%	38%	50%	第 30 回荒川区世論調査（平成 17 年度）
②	体育施設の利用者数	689,000 人	694,500 人	700,000 人	
③	区民大会参加者数	7,340 人	8,670 人	10,000 人	
④	スポーツひろば参加者数	14,568 人	17,284 人	20,000 人	
⑤	社会教育関係団体（スポーツ団体）登録団体	700 団体	750 団体	800 団体	

主な取組内容

◆総合型地域スポーツクラブ育成支援

　区民の方々が生涯を通して、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を図るため、現在、荒川区体育協会が中心となって設立の検討をしている、地域が主体となった総合的なスポーツクラブについて、支援をしていきます。

◆親子で体力アップ推進事業

　近年、ライフスタイルの変化等に伴い、子どもの体力低下が問題とされ、区としても早急な対策が求められています。平成 19 年度から荒川区体育協会が実施している「親子で体力アップ事業」を支援し、子どもの体力向上を図るとともに、親世代の体力増進も図っていきます。

Ⅲ　産業革新都市

　モノづくり産業を中心とした区内の産業集積を生かしつつ、社会経済状況の変化を踏まえた産業構造の転換への対応や、新産業の創出を支援するとともに、商業の振興を図り、地域経済が持続的に発展するまちを目指します。また、区内の観光資源を積極的に情報発信することにより、人を引き付ける魅力あるまちを目指します。

産業革新都市

《政策》

1　活力ある地域経済づくり

《政策》

2　人が集う魅力あるまちの形成

1　政策：活力ある地域経済づくり

【この政策の主となる所管部：産業経済部】

●現状

荒川区は、生活関連産業を中心としたモノづくりのまちとして発展してきました。現在でも、印刷業、金属製品製造業、皮革関連業を中心に多様な産業が集積しています。

しかしながら、景気の低迷や外国製品との競合等による売上高の減少、経営者の高齢化や後継者難等により、事業所数の減少傾向が続き、区内の産業活力は低下してきています。

こうした状況に対応するため、都心との近接性や産学官の連携の可能性など荒川区の強みを最大限に生かして、産業再生に取り組み、活力ある地域経済づくりを推進することが重要な課題となっています。

また、荒川区の商業についても、売上高の減少や経営者の高齢化などにより、事業所数が大きく減少するなど、厳しい状況に置かれており、区民の生活の拠点、コミュニティの中核である商店街の活性化を図るための対策が求められています。

●政策の方向性

○国の産業クラスター計画と歩調を合わせ、つくばエクスプレス沿線の地域間連携や産学公連携によるモノづくりクラスターの形成を計画的に進めることにより、モノづくりのまちの再構築を図っていきます。

○国、東京都、調査研究機関等との連携を強化し、区が中小・零細企業振興のポータル（窓口）となり、個々の企業や起業家のニーズに合った支援策を提供していきます。

○区内企業の後継者の育成や熟練技術者の技能の承継などを支援し、モノづくり企業の発展を促進します。

○意欲のある商店街の振興や都電などの観光資源の活用により、商業の活性化を図っていきます。

●政策を構成する施策

1　活力ある地域経済づくり

- 産業基盤の整備・充実
  - （1）新産業・新事業の創出支援（P８８）
  - （2）創業・起業の支援（P９０）
  - （3）企業経営基盤の強化支援（P９２）
  - （4）企業経営革新の支援（P９４）
  - （5）技術・技能承継の支援（P９６）
  - （6）活気あふれる商店街づくり（P９８）
- 就労支援
- 安心安全の消費生活

区の全事業所数・全就業者数の推移

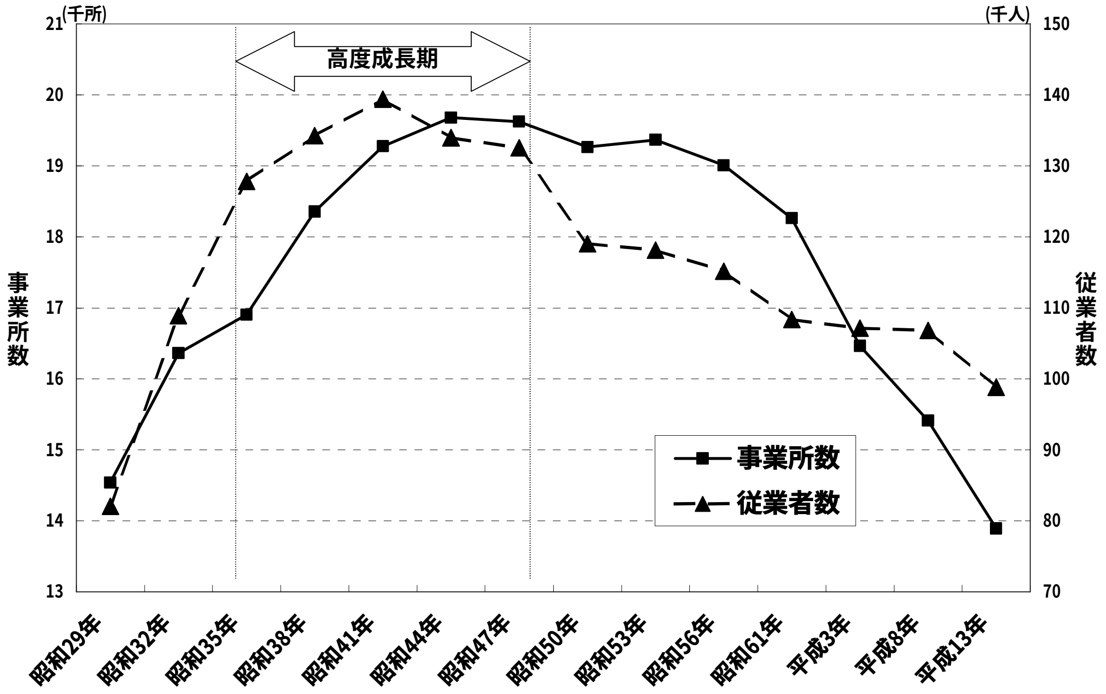

（１）施策：新産業・新事業の創出支援

【この施策の主となる所管課：経営支援課】

荒川区の産業集積や地域資源の豊かさを生かし、「産学官の顔の見えるネットワーク」構築を軸とした「荒川版クラスター」の形成により、「新事業、ベンチャー企業の創出」や「既存企業の第二創業や経営革新」等を促進し、地域産業の活性化を図ります。

現状と課題

●荒川区は、長引く景気の低迷等により区内事業所の減少傾向は続いているものの、区内事業所の約３割を製造業が占めるモノづくりの盛んなまちです。都心や筑波研究学園都市とのアクセスが良好な立地環境にあり、日本のモノづくりを支える高度な技術力を持つ企業が集積しています。

●このような荒川区の強みを前提に、産業振興懇談会での検討結果を踏まえ、平成 18 年度に「荒川区モノづくりクラスター（ＭＡＣＣ）プロジェクト」を立ち上げました。本プロジェクトは、荒川区の産業集積や地域資源の豊かさを生かして、荒川区のモノづくりにかかわるあらゆる企業、大学、研究機関、金融機関、支援機関などによる「産学官の顔の見えるネットワーク」の構築を軸とした、技術と知恵を結集した新たな事業を絶え間なく生み出していく「荒川版クラスター」の形成を目指すものです。

●また、平成 18 年度には、国が進める産業クラスター計画の一つである「東葛川口つくば（ＴＸ沿線）ネットワーク支援活動」の対象地域に、「都内ＴＸ沿線地域」として荒川区が位置付けられています。

施策の方向性

●コーディネーターによる継続的な企業訪問や交流会・シンポジウムの開催等により、「産学官の顔の見えるネットワーク」の構築を図っていきます。

●既存のネットワークや支援機関等との連携を深めるとともに、対象地域に指定された「東葛川口つくば（ＴＸ沿線）ネットワーク」との広域連携を図っていきます。

●産学共同による新製品開発を目指す「福祉・介護系新製品開発プロジェクト」など、「荒川版クラスター」の形成に向けた先導的プロジェクトを推進していきます。

●産学連携研究開発助成を効果的に活用することにより、ＭＡＣＣプロジェクトにおける産学連携の気運を高めていきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	ＭＡＣＣプロジェクト参加団体	60 団体	100 団体	200 団体	
②	産学連携研究開発助成件数	3 件	5 件	10 件	

主な取組内容

◆荒川区モノづくりクラスター形成促進事業

荒川区のモノづくりにかかわるあらゆる企業、大学、研究機関、金融機関、支援機関などによる「産学官の顔の見えるネットワーク」の構築を軸とした、「荒川版クラスター」を形成することにより、「新事業、ベンチャー企業の創出」や「既存企業の第二創業や経営革新」等の推進を図ります。

◆産学官連携研究開発促進事業

区内企業が実施する大学等との共同研究や研究委託に要する費用の一部を助成することにより、産学連携による新製品や新技術の開発等を促進します。

（２）施策：創業・起業の支援

【この施策の主となる所管課：経営支援課】

区内での創業・起業を促進するため、区内で開業しようとする起業家に対して各種支援策を実施し、産業の活性化を図ります。

現状と課題

●景気の低迷や外国製品との競合等による売上高の減少や経営者の高齢化・後継者難等により、区内の事業所数は減少傾向が続いており、平成 13 年から平成 16 年の 3 年間で、区内事業所の約 15%（2,085 事業所）が廃業又は区外に移転しています。一方、区内で創業・起業した事業所は、同期間に 768 事業所であり、廃業事業所と比較して非常に少なく、産業活力の低下が懸念されています（平成 16 年事業所・企業統計調査）。

●区内での創業・起業を促進し、産業活力の再生を図ることが必要です。

施策の方向性

●区内で創業しようとする起業家を対象とした「起業家支援塾」を一層充実していきます。

●創業支援施設である「西日暮里スタートアップオフィス（ＮＳＯ）」を活用し、入居企業に対する支援を引き続き推進していきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	起業家支援塾受講者の開業率	8.3%	9.1%	20%	
②	区内企業との交流会	3 回	6 回	12 回	

主な取組内容

◆起業家支援育成事業

区内産業の活性化を図るため、起業に対する関心を高める取組を推進するとともに、区内で創業しようとする起業家を対象に「起業家支援塾」を開催し、税務・法律・事業計画など起業に必要なノウハウや情報を提供します。

◆西日暮里スタートアップオフィス（ＮＳＯ）関連事業

ＩＴ関連企業等の創業を目指す事業者を対象に、低廉な料金で利用できる創業支援施設を提供することにより、ベンチャー企業を支援するとともに、企業間の交流促進等を図ります。また、ＮＳＯ入居企業を対象に、中小企業診断士等のコーディネーターを派遣し、経営相談や販路開拓支援など継続的な相談・アドバイスを行います。

（３）施策：企業経営基盤の強化支援

【この施策の主となる所管課：経営支援課】

企業経営に必要な資金調達、施設整備、経営相談、情報提供など多面的な支援を行うことにより、区内企業の経営基盤を強化し、区内産業の活性化を図ります。

現状と課題

●近年、産業構造の変化や景気の長期低迷等により、区内の企業数は大きく減少しています。また、区内企業の約９割は従業員９人以下の小規模企業であり、厳しい経営環境に置かれています。今後、区内企業が企業間競争に生き残っていくためには、経営革新に向けた産業情報の収集、施設整備、資金確保など、企業経営者が経営の基礎となる基盤の強化に取り組むことが必要です。

●経営基盤の強化に向けた多面的な支援を行うため、平成 17 年度に、荒川区は独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）と業務提携を結んでいます。

施策の方向性

●小規模企業の経営基盤を強化するため、資金調達の支援、連鎖倒産の防止、産業情報の提供、経営相談への迅速な対応など、小規模企業の現状を踏まえた支援策を実行していきます。

●中小機構を始め、国、東京都、金融機関など関係機関と連携し、区内企業の経営基盤の強化に向けて、多面的な支援を行っていきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	融資実行件数	1,046 件	1,200 件	1,200 件	年間件数
②	倒産防止共済加入率	13.7%	20.0%	25.0%	加入者数／区内企業数
③	経営革新計画承認企業数	新規 5 社	新規 5 社	新規 5 社	あらかわ経営塾受講者で経営革新計画が承認された企業数
④	中小機構セミナー参加企業数	100 社	100 社以上	100 社以上	年間受講者数

主な取組内容

◆あらかわ経営塾

企業経営者等の経営能力の向上を図るため、「あらかわ経営塾」を開催し、自社の経営課題の把握、戦略的な経営計画の策定手法や実践に必要な専門知識の習得を図ります。

◆中小機構サテライト事業

中小企業支援の専門機関である中小機構が主催するセミナーや専門アドバイザーによる経営相談を区内の会場で定期的に開催し、企業経営に必要な知識や国の支援策等に関する情報提供、経営アドバイスなどを行います。

（4）施策：企業経営革新の支援

【この施策の主となる所管課：経営支援課】

企業競争力・経営力の強化に向けた新製品・新技術開発や販路拡大等の取組を支援することにより、区内企業の経営革新を促進し、区内産業の活性化を図ります。

現状と課題

●区内企業は、安価な外国製品との競合や国内市場の縮小等により、売上高が著しく減少するなど、厳しい経営環境に置かれています。今後、区内企業が企業間競争に生き残っていくためには、経営基盤の強化を図るとともに、従来の経営の枠組みにとらわれることなく、自社の強みを生かしながら、新製品・新技術の開発や新事業への進出など、経営革新に向けて新たな分野へ果敢に挑戦することが必要です。このような区内企業の経営革新の取組を促進するため、企業の開発経費等の負担軽減や産学連携による技術供与等の支援を行う必要があります。

●売上高が減少する中、区内企業の多くが販路拡大を重要な経営課題の一つとして位置付け、積極的に取り組んでいます。区内企業の一層の販売促進を図るため、販路拡大に要する経費負担の軽減や製品情報を区内外に発信し販売につなげる場の提供等の支援を行う必要があります。

施策の方向性

●区内企業が新製品・新技術の開発に要するマーケティング調査や材料購入等の経費を助成するとともに、区内企業が有する技術・技能と大学・研究機関等が有する知的財産との融合による新製品・新技術の開発を促進するため、「荒川区モノづくりクラスター（ＭＡＣＣ）プロジェクト」を核とする産学交流、企業間交流を推進していきます。また、特許等の産業財産権の取得に要する費用を助成するとともに、東京都知的財産総合センター等の関係機関と連携し、区内企業の知的財産戦略を支援していきます。

●見本市等への出展に要する経費を助成するとともに、インターネットを活用して製品を紹介・販売する「販売支援サイト」を区が運営するなど、区内企業の製品情報を区内外に発信し、販路拡大を支援していきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成18年度	平成22年度	目標値（28年度）	
①	新製品・新技術助成件数	6件	6件	10件	
②	産業財産権助成件数	9件	9件	15件	
③	見本市等出展助成件数	40件	40件	50件	
④	販売サイト出店数	180社	240社	300社	
⑤	販売サイト売上額	1,200万円	1,500万円	2,000万円	

主な取組内容

◆新製品・新技術の開発支援

新製品や新技術の開発に取り組む区内企業に対して、開発経費や特許等の取得に要する経費の一部を助成することにより、付加価値の高い製品や技術の開発、知的財産戦略などを支援します。

◆マーケティング調査の支援

自社によるマーケティング調査の実施が困難な中小企業に、市場動向等のマーケティング調査を専門機関に委託する経費の一部を助成することにより、付加価値の高い売れる製品の開発・改良や販路拡大を支援します。

◆見本市出展等の支援

区内企業の販路拡大を支援するため、国内外の見本市や展示会等への出展を助成するとともに、見本市等に出展経験がない小規模企業を対象に、見本市の出展ブースを区が借り上げ共同で出展するなど、区内企業に市場参入の機会を提供します。

◆販売支援サイト事業

インターネットを活用した区直営の販売支援サイト「あらかわショッピングモール」を通じて、区内企業の優れた製品の情報を発信することにより、区内企業の販路拡大を支援します。

（５）施策：技術・技能承継の支援

【この施策の主となる所管課：経営支援課】

区内企業の後継者育成、熟練技術者の高度な技術や卓越した技能の承継などを支援することにより、区内産業を牽引（けんいん）する役割を担うモノづくり企業の継続的な発展を促進します。

現状と課題

●区内企業の経営者の高齢化や後継者難等の理由により、今後、廃業する企業の増加が予想され、区内の産業活力の一層の低下が懸念されます。

●また、若者のモノづくりに対する関心が低下しており、荒川区のモノづくり産業を支える熟練技術者の高度な技術・技能を受け継ぐ若手技術者が育たず、企業の技術力・成長力・競争力等の低下が懸念されます。

今後の方向性

●独立行政法人中小企業基盤整備機構や財団法人東京都中小企業振興公社等の関係機関と連携し、企業の事業承継に関する情報の提供や相談を実施していきます。

●次世代を担う子どもたちのモノづくりに対する興味や関心を高めるため、高校、高等専門学校、区内企業等と協力してインターンシップ等に取り組み、区内のモノづくり企業の高度な技術や製品に触れる機会を創出していきます。

●高度な技術や卓越した技能を有し後継者育成に尽力されている職人を、区内外に広く紹介することにより、職人のモチベーションの向上を図るとともに、モノづくりに対する区民の関心を高め、後継者の育成を図っていきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	
①	インターンシップ受入企業数	15 社	20 社	30 社	
②	インターンシップ参加学生・生徒数	20 人	20 人	30 人	

主な取組内容

◆インターンシップ事業

都立産業技術高等専門学校や都立荒川工業高等学校の学生・生徒を対象に、区内の事業所で就業体験を行うことにより、社会の厳しさやモノづくりの楽しさなどを学ぶ機会を設けるとともに、若手技術者の育成や区内企業の人材確保を図ります。

◆荒川マイスター表彰事業

区内において永く同一職業に従事し、高い技術と卓越した技能を修得し、後進の指導・育成に力を注いでいる方々を表彰することにより、荒川区の産業を支える技術・技能の継承や後継者育成を図ります。

（６）施策：活気あふれる商店街づくり

【この施策の主となる所管課：産業振興課】

区内商業の振興を図るため、意欲のある商店会等を支援し、活気にあふれる商店街づくりを推進します。

現状と課題

●区内商店街の多くは、近隣大型店・周辺商業地との競争や消費動向の変化等への対応の遅れにより、事業所数が大きく減少するなど、厳しい状況に置かれています。

●こうした中、活性化事業やイベント事業を実施する商店会が減少しており、商店街の活気とにぎわいを取り戻す必要があります。

●また、消費者の多くも、「まちの活気がなくなるから」などの理由により、地域商店街の活性化を大いに期待しています。

施策の方向性

●商店街活性化総合支援事業を引き続き実施し、意欲のある商店会等が行う活性化事業やイベント事業を重点的・集中的に支援していきます。また、全国有数の繊維関連品の集積地である日暮里のＰＲを進めていきます。

●区民生活の拠点、コミュニティの中核として、店主の顔の見える商店街の復興を目指すため、空き店舗活用支援事業や魅力ある店舗創出支援事業など、「商店街ルネッサンス推進事業」を実施していきます。

●商店街の活性化に大きな期待を持つ消費者の組織化を図り、区民と連携した商業振興施策を推進していきます。

●まちづくり三法（都市計画法・中心市街地活性化法・大店立地法）の改正を踏まえ、中心市街地活性化基本計画の検証や見直しを進めていきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	活性化事業実施商店会数	5 件	8 件	8 件	

主な取組内容

◆商店街活性化総合支援事業

意欲ある商店街の施設整備や活性化事業、イベント事業、特価販売事業などに要する経費の一部を助成するとともに、商店街や商工関係者等で組織する団体が行う勉強会へ専門家を派遣するなど、商店街の活性化を総合的に支援します。

◆日暮里繊維街活性化支援事業

全国有数の繊維関連品の集積地である日暮里で、大規模のファッションショーを開催することにより、「繊維の街・ファッションの街」としての定着を図り、地域の集客力やにぎわいの向上を図ります。

◆空き店舗活用支援事業

商店街の集客力の向上とにぎわいの創出を図るため、商店街が主体となって、空き店舗を活用した商店街活性化に寄与する事業（テナントミックス、「ふるさと物産館」の誘致等）を行う場合に、その経費の一部を助成します。

◆魅力ある店舗創出支援事業

魅力ある店舗が軒を並べるショッピングモール的な商店街の形成を図るため、消費者の求める商品・サービスの確保や行き届いた接客、居心地の良い店舗空間の形成などに要する経費の一部を助成します。

◆中心市街地活性化事業

中心市街地活性化基本計画に基づいて、地域の活性化に向けた事業推進のために設立された「株式会社あらかわＴＭＯ」の自立した経営基盤を確立することにより、商業の活性化と市街地の整備改善を一体的に推進します。

2　政策：人が集う魅力あるまちの形成

【この政策の主となる所管部：産業経済部】

●現状

近年、国や都では、経済効果や雇用創出効果を期待して、観光振興が推進されています。荒川区においても、観光資源の発掘・ＰＲを行い、にぎわいと活力のあるまちづくりを進めることが求められています。

●政策の方向性

○地域や産業の活性化を図るため、新たな観光資源の発掘、形成などにより、観光振興を推進していきます。

○都電荒川線や隅田川、あらかわ遊園などの区内の観光資源、歴史文化資源を有機的に結び付け、回遊性を高める取組を進めていきます。

○近隣区との連携を強化し、地域間連携による観光ルートづくり、区内外への積極的な観光情報の発信や観光客が荒川区を訪れ楽しめるような環境の整備を進めていきます。

●政策を構成する施策

2　人が集う魅力あるまちの形成

└（１）観光による地域活性化の推進（Ｐ１０２）

荒川区の誇れるもの（トップ5位）

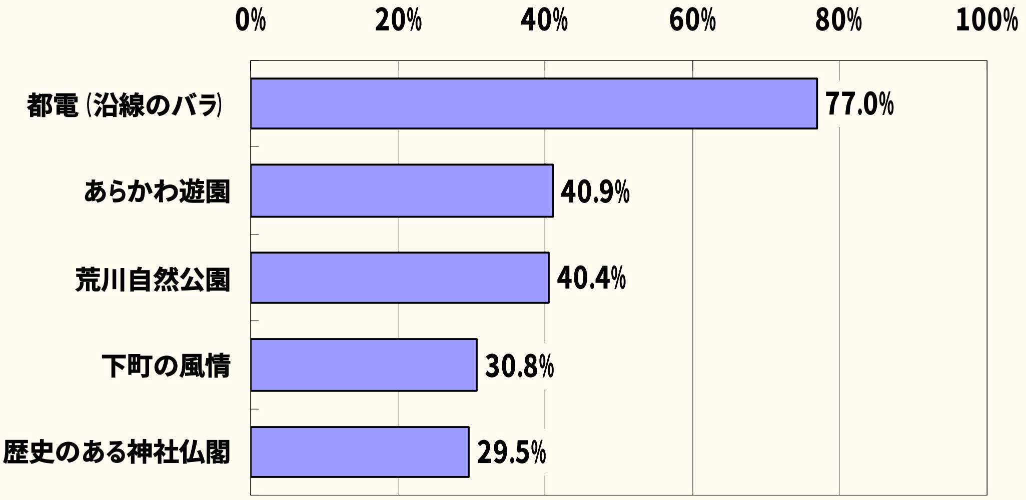

（出典：第27回荒川区区政世論調査）

・荒川区の誇れるものとしては、「都電（沿線のバラ）」が最も高く、次いで「あらかわ遊園」、「荒川自然公園」となっています。

区が観光を推進していくために特に重要となるもの（トップ5位）

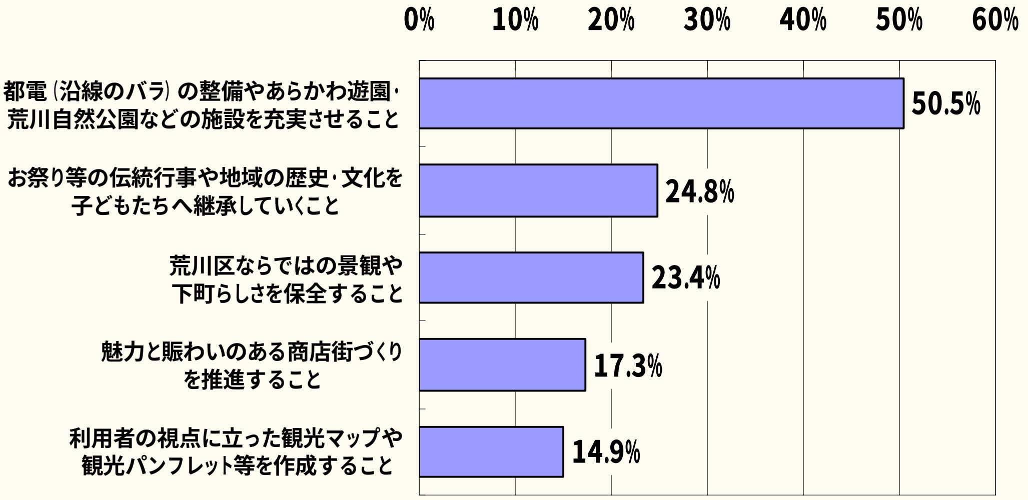

（出典：第27回荒川区区政世論調査）

・区が観光を推進するために重要なことは、「都電やあらかわ遊園などの整備」が最も多く、次いで「伝統行事等の継承」、「景観や下町らしさ」となっています。

（1）施策：観光による地域活性化の推進

【この施策の主となる所管課：観光振興課】

荒川区の魅力を広く情報発信するとともに、来訪者の受入環境や観光資源を整備するなど、観光の視点から区の魅力を高め、区内産業の振興と地域のイメージ向上・活性化を図ります。

現状と課題

●他の地域からの来訪者を呼び込むためには、人々の観光に対する考え方やニーズの多様化を的確にとらえて、それに応じた観光情報を発信するとともに、来訪者の満足が得られる観光メニューの提供に努めていくことが課題です。

●観光振興を推進するためには、地域で生活する区民や地域で活動する事業者の自主的・自立的な取組が必要であり、区民や事業者が観光振興に取り組む気運を醸成していくことが重要です。

施策の方向性

●区における観光振興を着実に推進するため、観光振興懇談会の報告等を踏まえ、現在実施している施策について、必要に応じて見直しや拡充を図っていきます。

●区の魅力を多様な手法により情報発信するため、区の地域特性を考慮した効果的な観光振興施策を検討・実施していきます。

●また、観光イベントの支援など観光振興施策の実施に当たっては、区民・事業者との連携や協働、役割分担など推進体制の整備を進めていきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 （28 年度）	
①	観光ｲﾍﾞﾝﾄ等入場者数	96 千人	100 千人	100 千人	川の手荒川まつり、ｼﾀﾞﾚｻﾞｸﾗ祭り、産業展、伝統技術展の入場者数の合計

主な取組内容

◆観光情報提供事業

観光による地域の活性化を図るため、観光ボランティアガイドの養成やまちあるきマップの作成などにより、荒川区の観光情報を区内外に広く発信します。また、荒川ブランドセールスプロモーション事業や荒川区観光大使ＰＲ事業などを通じて、区のイメージアップを図り、区への来訪者の増加を目指します。

◆観光イベント支援事業

観光イベントを通じて区民の地域への愛着を高め、にぎわいと活力のあるまちづくりを図るため、「川の手荒川まつり」、「尾久の原公園シダレザクラ祭り」等のイベントの運営に協力するとともに、区民が主体となって実施している地域の観光事業を支援します。

Ⅳ　環境先進都市

　地球環境を守るため、内外から注目される先進的な地球温暖化・ヒートアイランド対策を、地域ぐるみで積極的に推進するまちを目指します。また、隅田川や公園など、水と緑に恵まれた良好な居住環境や美しい街並みを大切にした景観の形成に配慮したまちを目指します。

環境先進都市

《政策》

1　地球環境を守るまちの実現

《政策》

2　良好で快適な生活環境の形成

1　政策:地球環境を守るまちの実現

【この政策の主となる所管部：環境清掃部】

●現状

世界的に地球温暖化や廃棄物問題等が一層深刻化しており、区としても対応を図る必要があります。このため区では、温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書の発効を受けて、特別区長会において環境行動についての共同宣言を呼びかけるとともに、区施設へ環境に配慮した設備等を率先して導入するなど、率先行動を進めていますが、今後も更に取組を強化する必要があります。

また、地域における生活環境の保全や環境美化活動並びに自然再生の推進など、身近なところから環境の確保・改善に向けた取組を進めることが必要です。

かけがえのない地球を将来の世代へ引き継ぐため、環境に対する問題意識を高めるとともに、区民、事業者、区が協働して環境問題に取り組むことが重要です。

●政策の方向性

○地域のコミュニティを生かした、様々な地球温暖化・ヒートアイランド対策を荒川区から発信し、地球環境対策をリードしていきます。

○屋上や壁面など、住まいや暮らしの中で工夫を凝らし、地域に花や緑を増やす取組を進めていきます。

○区民の環境に対する意識を高めるとともに、次代を担う子どもたちへの環境教育を推進していきます。

○区民、事業者及び行政が一体となって、資源循環型の社会づくりを進め、限りある資源の有効活用を図っていきます。

○環境ビジネスの視点から、再生可能なエネルギーや資源の活用など新たな環境保全の取組を支援していきます。

●政策を構成する施策

1　地球環境を守るまちの実現

- （１）環境配慮活動の推進（Ｐ１０８）
  - 地域の健康と安全の確保
- （２）資源循環型社会の形成（Ｐ１１２）
  - ごみの適正処理の推進

環境に関する区政世論調査結果（平成 17 年第 30 回荒川区世論調査）

「最も解決すべきと考える環境問題」の回答

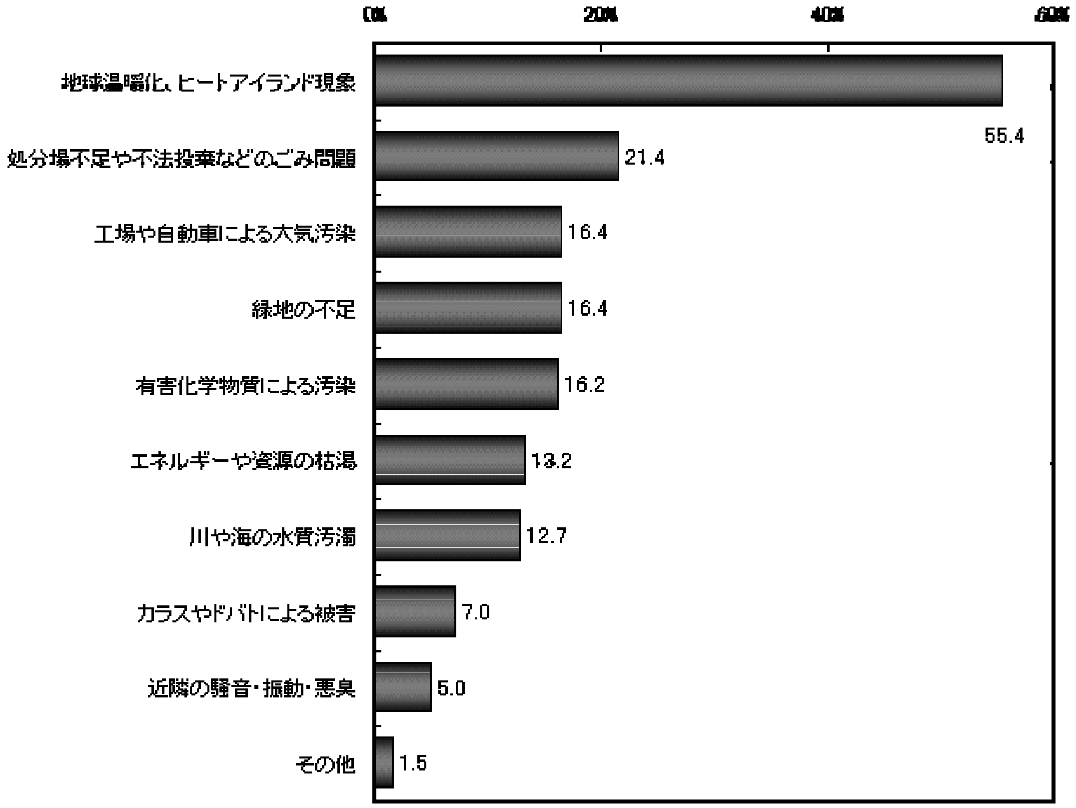

（１）施策：環境配慮活動の推進

【この施策の主となる所管課：環境課】

かけがえのない地球を守るため、区民･事業者･区がそれぞれの責任と役割を認識し、それぞれが環境負荷を減らす行動を実践するとともに、協働して環境配慮活動を推進し、「環境先進都市あらかわ」を実現します。

現状と課題

●近年、地球環境問題が大きくクローズアップされ、環境負荷を減らす様々な取組が行われています。さらに、都市部に顕著なヒートアイランド現象への対策も図っていく必要があります。

●環境問題は、自動車の排気ガスによる大気汚染、工事現場や近隣からの騒音・振動など身近なところからも発生しています。様々な環境問題に対処し、より良い環境を築くためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割に応じて責任を果たすとともに、協働して環境改善に取り組む必要があります。

●住民に最も身近な政府である区が率先して環境保全に取り組むことが、区民の環境に対する問題意識の高揚や理解促進の普及啓発につながります。また、区民・事業者自らが環境配慮活動の行動計画を定め、課題解決のための具体的な取組の環(わ)を地域に広げることが重要です。

施策の方向性

●地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の解消対策として、区施設の屋上緑化、学校校庭の芝生化、道路の遮熱性舗装、自動車のＣＯ2 削減など様々な施策を実践し、区を挙げて他自治体をリードする「環境先進都市あらかわ」を目指します。

●区民、とりわけ次代を担う子どもたちを中心として環境学習会や発表会を開催し、環境学習・環境教育を推進します。また、学校のエコ改修により、学校と地域が一体となった具体的な環境教育活動を実施するとともに、区民の環境活動の拠点として(仮称)エコセンターを設置します。

●区の地域特性を生かした環境政策を推進するため、これまでの施策を見直し、総合計画である環境基本計画の全面改定を行うほか、より具体的な行動につながる新たな環境配慮行動計画、区役所環境配慮率先行動計画を策定します。また、荒川区に適した環境交通政策を検討していきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	遮熱性舗装面積(累計)	1,300 ㎡（見込み）	10,000 ㎡	22,000 ㎡	区道面積の 2%
②	環境学習メニュー参加校	5 校	10 校	全小･中学校	環境学習のメニューに参加する学校
③	区役所本庁舎の温室効果ガス排出量削減率(対 H11 年度比)	△6.0%（見込み）	△6.0%	△6.0% 以上	区役所環境配慮率先行動計画で定める削減目標（対 H11 年度比△5%）
④	エコライフフチャレンジファミリー参加世帯数（累計）	1,600 世帯（見込み）	2,400 世帯	5,000 世帯	省エネやリサイクルに役立つ取組をしている家庭の登録数
⑤	あらかわエコ協定参加事業者数（累計）	83 事業者（見込み）	163 事業者	200 事業者	環境負荷を減らす取組をしている事業者の登録数

主な取組内容

◆地球温暖化・ヒートアイランド対策率先事業

屋上緑化・道路の遮熱性舗装などのヒートアイランド対策や再生可能エネルギー・省エネルギーシステムの導入等を区が率先して行うとともに、区民や事業者向けの啓発活動を推進します。

◆環境教育・環境学習の推進

区民、とりわけ時代を担う子どもたちを中心として、環境に対する問題意識の高揚と理解の促進を図るため、身近な暮らしに根づいた環境学習を推進するとともに、学校等での環境教育の充実を図ります。

◆学校エコ改修

環境への負荷を少なくし、建物の性能を向上させる学校エコ改修を実施し、学校と地域が一体となった環境教育を推進します。

◆（仮称）エコセンターの設置

環境学習やリサイクル施策及び環境ビジネス等の環境政策を総合的に推進するため、区民等の環境活動の拠点となる（仮称）エコセンターを設置します。

◆環境配慮行動の推進

区民・事業者・区の環境保全活動を推進するため、具体的な取組を明確にする①環境配慮行動計画の改定、②環境管理システム導入への支援、③区役所環境配慮率先行動計画の改定を行います。

◆地球を守る区民会議

区民、事業者等が環境への取組を発表し合い交流を深めるとともに、環境保全や美化活動及び自然再生の推進などを効果的に実践するための意見交換を行い、各団体等との連携を強化する区民会議の充実を図ります。

◆環境交通政策の推進

トランジットモール（中心街の通りなどで、歩行者や自転車、バスなどの公共交通機関のみが通行できるように開放された街路で、歩く楽しみやにぎわいの創出につながる一定の空間）の社会実験など荒川区に適した環境交通政策を検討し、公共交通や自転車の利用促進、歩いて楽しいまちなど環境負荷の少ない「環境交通のまちづくり」に向けた取組を行います。

（２）施策：資源循環型社会の形成

【この施策の主となる所管課：清掃リサイクル課】

大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行のシステムを見直し、区民・事業者・区が連携し、それぞれの役割に応じて行動することにより、循環型社会を実現します。

ごみの減量と資源化・再利用という循環型社会形成の視点に立った事業を区民・事業者・区が一体となって展開します。

「京都議定書の発効にあたっての特別区長会共同宣言」の方針に基づき、ごみの減量、製品の再利用、資源回収を積極的に図り、環境に配慮した取組を促進し、環境と経済が両立した循環型社会を実現します。

現状と課題

●荒川区のごみ排出量は微減しているものの、人口の増加や社会経済状況の変化により、清掃事業を取り巻く状況は変化しています。ごみの一層の発生抑制に向けた取組が求められています。

●荒川区の資源回収は集団回収による実施を基本としており、今後も区民が集団回収を円滑にできるよう、支援体制の充実に努めていく必要があります。

●平成 20 年度から、サーマルリサイクルの実施が予定されています。実施に当たっては、その前提となる再生利用施策の拡充が必須であり、単一素材のペットボトルについては、着実に収集体制を拡充していく必要があります。

●また、その他の廃プラスチックについても、再生利用の在り方について方向性を固める必要があります。

＊平成 18 年度現在、ペットボトルは集積所での資源回収ではなく、回収協力店に設置された回収ボックスでの回収を実施しています。また、廃プラスチックは不燃ごみとして週 1 回の回収を実施しています。

＊サーマルリサイクルとは、廃棄物を単に焼却するだけでなく、焼却して得られる熱エネルギーを回収・利用する方法です。回収されたエネルギーは、発電や冷暖房及び温水などの熱源として利用されます。

施策の方向性

●ごみ排出量については、家庭ごみの4割を占める生ごみの減量化、再生品の使用、マイバッグの利用（レジ袋の削減）等を促進するとともに、家庭ごみの有料化等も検討し、目標値達成のための施策を総合的に推進します。

●資源回収量については、集団回収の品目拡大（ペットボトル、白色の発泡スチロール製食品用トレイ（「白色トレイ」））の実施や分別指導の徹底等を行い、現在、ごみに含まれる資源の半分を資源回収することにより、目標値達成を目指します。

●資源の有効活用を図るため、19 年度中に全町会でペットボトル回収を行う体制を整備するとともに、20 年度中に廃プラスチックのサーマルリサイクルを実施します。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	ごみ排出量：トン（年）	61,067 トン	50,000 トン	30,000 トン	5 割減が目標　（18→28 年度）
②	資源回収量：トン（年）	11,426 トン	13,000 トン	17,000 トン	5 割増が目標　（18→28 年度）
③	リサイクル率：%	15.8%	20.0%	36.2%	(資源量/ごみ量＋資源量)×100

主な取組内容

◆集団回収支援事業

町会・自治会・高年者クラブなどリサイクル推進団体が自主的に古紙やアルミ缶等の資源を収集し、回収事業者に引き渡す集団回収方法です。この集団回収事業を区内全域に拡大するほか、回収品目についてもペットボトル・白色トレイを新たに拡大するなどの支援をしていきます。

◆サーマルリサイクルの実施

平成 20 年度から本格実施となる予定の廃プラスチックのサーマルリサイクルに向けて検討・準備を行うとともに、円滑な導入のために区民・事業者に対し普及啓発活動を行います。

◆リサイクルセンターの整備

資源の中間処理施策を実施する施設として、リサイクル活動の拠点となるよう、リサイクルセンターを整備します。

2　政策：良好で快適な生活環境の形成

【この政策の主となる所管部：土木部】

●現状

荒川区は木造住宅密集地域が多く、都市基盤整備の遅れによって、災害に弱い体質の都市となっています。さらに、公園が量的に不足し、地域的に偏在しているなどの状況にあります。

また、狭い道路が多く、駅前等の放置自転車が後を絶たないことから、歩行者の安全性の面から放置自転車の解消が課題となっています。

●政策の方向性

○都心に近接した立地と交通の利便性を生かしつつ、身近な居住環境の整備や放置自転車の解消を図り、住みやすく働きやすい快適なまちを形成していきます。

○下町の風情を残した街並みを生かして、開発と調和の取れた魅力ある景観づくりを推進していきます。

○公園の整備や電線の地中化など、環境に配慮した清潔で美しいまちづくりを推進していきます。

●政策を構成する施策

2　良好で快適な生活環境の形成
- （１）緑とうるおい豊かな生活環境づくり（Ｐ１１６）
- （２）快適な住環境の形成（Ｐ１２０）
- 快適な生活道路の整備
- （３）放置自転車対策の推進（Ｐ１２２）

駅前の自転車放置台数の推移

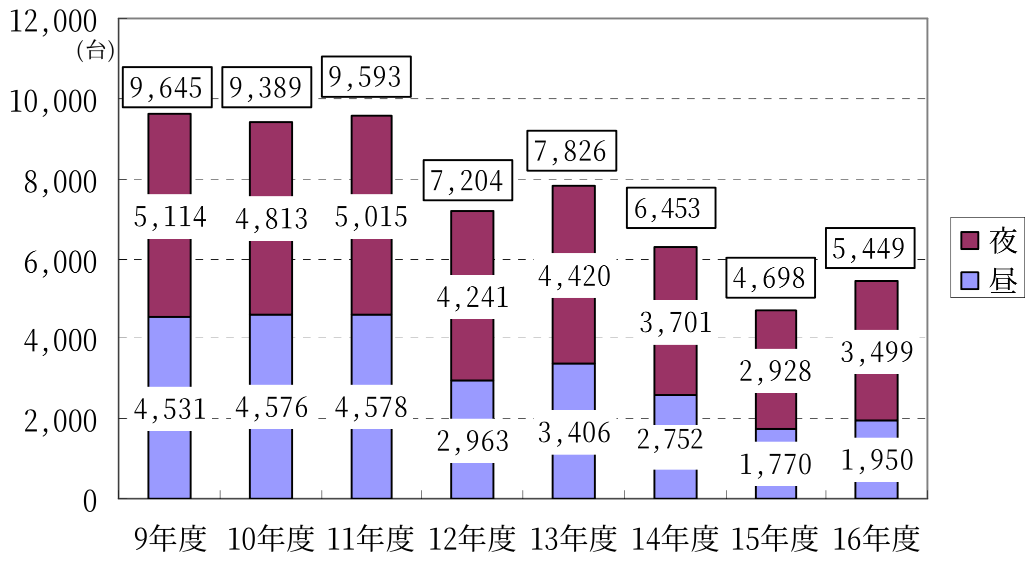

出典：H12～17 年度荒川区区勢概要

※放置台数は、調査時（毎年 9 月～10 月のある調査日時）の数字

※数字には、バイク（50cc 未満）等も含む

（１）施策：緑とうるおい豊かな生活環境づくり

【この施策の主となる所管課：公園緑地課】

緑あふれ、うるおいと安らぎの場を提供し、区民のだれもが快適と感じる生活環境をつくり、区民が住み続けたいと思うまちを創出します。

現状と課題

●区内には最大規模の区立公園である荒川自然公園があり、更に平成 18 年度に都立汐入公園が開園し、区民一人当たりの公園・児童遊園面積は、現在 2.34 ㎡／人となり、前年に比べて 0.79 ㎡／人増加しました。今後も目標とする 3.00 ㎡／人を目指し、更に量的な充実を図る必要があります。また、公園・児童遊園用地の取得に当たっては、地域的なバランスを考慮する必要があります。

●緑被率は、平成 10 年の調査で 7.3%となっています。この数値は、23 区で比較すると最も低い数値であるため、みどりの量の確保は重要な課題です。

●区民が主体となったまちづくりを推進するため、現在、公園・児童遊園の整備に当たっては、住民のアンケートや検討会を開催し、計画に反映させています。管理に当たっては、27 か所においてグリーンサポーターが活動しています。また、緑化推進に当たっては、都電沿線の電停付近のバラ等を区民が管理し、街なか花壇では多くの区民が管理を行っています。

●こうした区民との協働による公園・児童遊園の整備・管理、緑化推進などを更に推進する必要があります。

●清潔で美しい区をつくり、維持していくために、環境美化活動を実践し、区民の生活環境の向上を図る必要があります。

施策の方向性

●都市計画公園である宮前公園の整備や児童遊園、グリーンスポットなどをバランスよく配置していきます。

●荒川区基本構想や都市計画マスタープランを踏まえるとともに、「緑の実態調査」を実施し、都市緑地法に基づく、みどりの基本計画を策定し、目に見える緑や花の空間の創出を図ります。

●公園管理や地域の美化活動などにおける区民との協働を更に進めるため、区報やホームページ、会合等の様々な機会を通してＰＲに努めます。また、花や緑化に対する意識啓発に努め、環境美化大賞等の表彰制度なども活用し、地域の美化を推進します。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	公園・児童遊園面積	41.6ha	41.8ha	54.0ha	
②	都電沿線のバラ株数	12,600 株	13,400 株	15,000 株	

主な取組内容

◆公園・児童遊園の整備

景観やうるおい、レクリエーションの場の確保など、みどりの拠点として様々な機能を担う公園や児童遊園を適切に提供するため、整備率の低い地区を優先して整備していきます。また、改良に当たっては、地域に根ざした公園等とするため、住民参加による計画づくりを行い、区民により親しまれ、利用しやすい魅力的な公園作りを進めていきます。

◆都電沿線バラ植栽事業

都電荒川線の沿線をバラで包み込み、美しい景観の創出やうるおいと安らぎの提供を図ります。沿線のバラは区による管理だけでなく、区民の自主的な活動により管理されている場所もあり、区民とともにつくる荒川区の観光資源として定着しつつあります。

◆街なか花壇づくり

地域のグループなどが自主的に行う花壇づくりを区が支援することにより、区民主体の花とみどりの空間の創出や花壇づくりを通じた地域コミュニティの創出を図ります。

◆グリーンスポットの整備

公園や児童遊園よりも小規模の敷地をグリーンスポットとして整備し、花と緑あふれる空間を創出します。

◆違反広告物除却協力員制度

区民ボランティアが、電柱や街路樹などに張られた張り紙や立看板などの違反広告物を撤去する違反広告物除却協力員制度があります。この区民の自主的な活動を支援することにより、良好な景観を維持し、歩行者などの安全の確保を図ります。

◆まちの環境美化推進事業

「荒川区まちの環境美化条例」に基づき、区、区民、事業者が協力して「わがまちはわが手で美しくする」ことを目標に、環境美化活動の普及・啓発・支援等を実施しています。

（２）施策：快適な住環境の形成

【この施策の主となる所管課：住環境整備課】

密集市街地における生活道路の拡幅整備や建築紛争、分譲マンションに関わる諸問題など、様々な問題に積極的に取り組み、区民のだれもが快適に暮らせる住環境の整備と良質な住宅への更新を進めます。

現状と課題

●本格的な少子高齢化など、社会経済情勢の変化の中で量から質への新たな住宅政策への転換が求められており、区の住宅にかかわる施策も見直す必要があります。

●区民の価値観が多様化し、生活環境の保全に関する意識も高くなっているため、建築紛争件数が増加しています。

●マンション居住者は、町会への加入率が低いため、情報の伝達や区政に対する意見や要望を把握する場が限られ、それが地域コミュニティの弱体化につながっています。

●密集市街地における公園・広場等の整備が進んでおらず、細街路の拡幅整備率が未だに低く、防災面で課題があります。

施策の方向性

●良質な住宅と良好な住環境・景観にも配慮したまちづくりを計画的に推進するため、荒川区基本構想や都市計画マスタープランとの整合性を図りながら第三次住宅マスタープランを策定し、各事業の展開を図ります。

●事業者の建設計画に対して周辺住民と事業者が協議する機会を確保するとともに、各種法令等の規制や誘導策を有効に活用し、建築紛争を調整することにより、快適な住環境の形成を進めていきます。

●マンション居住者の地域コミュニティへの参加を促進し、情報伝達や区政に対する意見や要望を把握する場を作るために、分譲マンションセミナーに加え、分譲マンション管理組合の交流会を開催します。

●災害に強いまちづくり施策と連携し、密集市街地での建て替えを促進させることにより、細街路や主要生活道路の拡幅整備、建物の耐震・耐火性の向上、公園・広場等の整備による緑化等を推進し、防災性の向上と良好な住環境の形成を図ります。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	細街路後退用地整備率	35%	39%	45%	整備延長／整備対象道路の両側の延長：年間 1%増

主な取組内容

◆住宅マスタープランの策定

住宅施策の基本理念である区民のだれもが安心して住み続けられる住生活の実現に向けて、住宅に関する長期的・総合的な計画である第三次住宅マスタープランを、荒川区基本構想・都市計画マスタープランとの整合性を図りながら策定します。

◆分譲マンション対策

分譲マンションの維持管理等に関する意識啓発、情報の提供を推進し、分譲マンションにおける良好な居住環境の確保と居住者の意識、マナーの向上を図ります。

◆細街路拡幅整備事業

建築物の新築等の際に、建築主等の協力を得て、建築基準法に基づき 4m以上の道路幅員を確保し、防災性の向上及び住環境の改善を図ります。

（３）施策：放置自転車対策の推進

【この施策の主となる所管課：管理計画課】

放置自転車は、自転車利用者のルール・マナーの欠如により依然として多いのが現状です。これを解決するため自転車駐車場の整備、ルール・マナーの向上のための啓発活動、放置自転車の撤去等の施策を総合的に実施し、安全で住みやすいまちを目指します。

現状と課題

●平成９年度と比較し、駅周辺の放置自転車数は減少傾向にありますが、依然として駅周辺には放置自転車があり、歩行者の安全な通行や消防車などの緊急車両の通行の妨げになっています。

●安全・安心して通行できる道路を確保するため、より一層のルール・マナーの向上を図り、併せて自転車駐車場等の整備を行う必要があります。

施策の方向性

●駅周辺等に自転車駐車場等を設置し、良好な生活環境の維持、放置自転車の減少を図ります。特に、平成 19 年度末には日暮里駅前の自転車駐車場の完成に併せて、放置自転車クリーン作戦を積極的に実施していきます。

●今後、鉄道事業者等に強く協力を求め、放置自転車対策に取り組んでいきます。

●また、放置自転車対策として、引き続き「利用者への啓発活動」「撤去・処分」等の対策を実施します。

●自転車による交通事故防止や放置自転車防止のため、小中学生だけでなく、区民全般に交通ルールやマナーの普及・啓発を実施していきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	
①	駐輪可能台数（民間含む）	7,231 台	9,200 台	11,030 台	
②	放置自転車台数	2,000 台	1,500 台	1,000 台	
③	自転車運転免許証取得率（小中学生）	80%	100%	100%	小中学生年間参加者目標数を 1,300 人とします。

主な取組内容

◆自転車置場の整理・誘導

区内主要駅（町屋・西日暮里・日暮里・南千住・三河島）に整理員を配置し、より適正な自転車置場の運営を図ります。

◆日暮里駅前自転車駐車場の整備

日暮里・舎人ライナーの開通により自転車利用者の増加が見込まれる日暮里駅周辺について、ひぐらしの里中央地区再開発事業に併せ自転車駐車場を整備します。

◆放置自転車撤去・マナーの普及啓発活動

駅周辺等に放置された自転車等を撤去し、安全で快適な道路環境の維持・向上を図るとともに、放置防止啓発指導員などを通じて自転車利用者のルール・マナーの向上を図ります。

◆自転車運転免許証制度

小学校 4 年生以上の区民に、安全な自転車の乗り方や交通ルールやマナーを学ぶ機会を提供することにより、自転車による交通事故防止や放置自転車防止を図ります。

Ⅴ　文化創造都市

伝統文化の継承と新しい文化の創造とが調和している多彩なまちを目指します。また、あらかわのまちに息づく連帯感や助け合いの心、下町らしい人情味あふれるコミュニティを最大限に生かして、地域の連携と協働が活発に行われるまちを目指します。

文化創造都市

《政策》

1　伝統文化の継承と都市間交流の推進

《政策》

2　活気ある地域コミュニティの形成

１　政策：伝統文化の継承と都市間交流の推進

【この政策の主となる所管部：区民生活部・教育委員会事務局】

●現状

荒川区内には、歴史や文化を伝える文化財、史跡が数多く残されています。また、江戸時代からの伝統的な工芸技術を受け継ぐ多くの職人がいます。さらに、今日まで地域に受け継がれている神社の祭り、町内の盆踊り、縁日などの各種行事が、区民のふれあいの場となっています。一方、区内の文化施設を中心に、区民が芸術に親しむ場づくりや文化活動の機会の充実を図っています。

現在、国内 16 都市、海外 4 都市と交流を行っています。最近では、国内の交流都市の無形文化財が一堂に会した郷土芸能の祭典を開催し、海外では、平成 18 年 2 月に韓国済州市、平成 18 年 3 月に中国大連市中山区と友好都市提携を結びました。また、平成 18 年 8 月には、ウィーン市ドナウシュタット区との友好都市提携 10 周年記念事業を開催し、文化や芸術、産業や観光、スポーツなど幅広い分野にわたって、相互に連携を進めています。

●政策の方向性

○区民が芸術文化に触れる機会の拡充を図るとともに、地域の文化資源の発掘と積極的な情報発信を進めていきます。

○都市間交流など、国内外の交流を活発に進め、郷土や地域文化に対する誇りと愛情を深めるとともに、異文化に対する理解を促進していきます。

○先人たちが創り育んできた伝統工芸や伝統文化の保存や継承に努めるとともに、新たな文化の創造を図り、伝統と革新とが調和した文化振興を推進していきます。

●政策を構成する施策

１　伝統文化の継承と都市間交流の推進

- （１）芸術・文化の振興（Ｐ１２８）
- （２）国内・海外都市との交流の推進（Ｐ１３０）
- （３）伝統的文化の保存と継承（Ｐ１３２）

ふるさと郷土芸能の祭典

中国大連市中山区との友好都市提携調印式

（１）施策：芸術・文化の振興

【この施策の主となる所管課：文化交流推進課】

区民が優れた芸術･文化に触れる機会を拡充するとともに、区民の自主的な文化活動を促進することにより、芸術・文化のまちづくりを推進します。

現状と課題

●区民が優れた芸術・文化に身近なところで触れ、親しめるよう、区内各所に彫刻や絵画を展示するほか、区内の文化施設でコンサート等のイベントを開催するなど、様々な芸術・文化事業を実施しています。

●荒川区における芸術･文化振興及び地域振興の中心的担い手である(財)荒川区地域振興公社（ＡＣＣ）の芸術・文化事業等への支援を行っています。

●区民の自主的な芸術・文化活動を支援するため､区内の文化施設や区の行事など、活動の場や機会の提供を行うとともに､活動に対する支援を行っています。

●一方で、芸術・文化振興に関して、区として基本的な指針を示し、それに基づき事業を展開していく必要があります。

●｢旭電化尾久工場跡地等利用計画｣で定められている教育･文化施設予定地について、これまで様々な検討がなされてきましたが、今日まで具体化されていません。

施策の方向性

●芸術･文化の振興を積極的に推進するため､区の芸術･文化振興施策の基本的な方針、施策の方向性などを示す「荒川区芸術・文化振興プラン」を策定します。

●区民が芸術・文化に親しむことのできる環境づくりを、区内の文化施設を拠点に推進します。

●区民の手による芸術・文化活動が積極的に展開されるよう、「荒川区芸術・文化振興プラン」に基づき、区民参加型の事業の充実や支援体制の構築を図っていきます。

●区内在住の芸術家や文化活動団体の情報収集・提供を行うことにより、芸術・文化活動の活性化を図るとともに、人材の育成に力を入れていきます。

●旭電化跡地利用については、多様な活用方法を視野に入れて、早期実現に向けて幅広く検討を進めます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	文化施設の利用実績（各ホール稼働率）	52% 64% 69%	53% 67% 72%	54% 70% 75%	区民会館大ホール 日暮里サニーホール ムーブホール
②	芸術･文化活動の状況 ①自身の発表･活動	—	8%	10%	この１年間で自ら芸術・文化活動･発表をした区民の割合
③	芸術･文化活動の状況 ②鑑賞	—	70%	80%	この１年間で芸術・文化鑑賞したことのある区民の割合
④	芸術･文化に対する意識	—	65%	80%	荒川区の芸術・文化振興に関する取組や文化施設に対する満足度

主な取組内容

◆芸術・文化事業の推進

区民が優れた芸術・文化に触れる機会を拡充するとともに、区民の自主的な芸術・文化活動を促進するため、ＡＣＣを始め文化団体等との連携を図りながら、コンサート、演芸会等の開催や彫刻・絵画の展示、区民の文化活動への支援などの芸術・文化事業を推進します。

◆荒川区芸術・文化振興プランの策定・推進

荒川区の芸術・文化振興の基本的な考え方、施策の方向性を示す「荒川区芸術・文化振興プラン」を策定し、このプランに基づき、芸術・文化振興施策を積極的に推進します。

（２）施策：国内・海外都市との交流の推進

【この施策の主となる所管課：文化交流推進課】

国内･海外都市との幅広い交流を積極的に推進することにより、荒川区の魅力と活力を高め、より豊かな区民生活の実現を目指します。

現状と課題

●現在､国内 16 都市、海外 4 都市との間で交流を行っています。国内では､埼玉県秩父市（昭和 56 年､旧荒川村）と姉妹都市提携を結び、千葉県鴨川市（平成 3 年)、同大多喜町（平成 7 年）と友好都市提携を結んでいます。

●海外では､ウィーン市ドナウシュタット区(平成 8 年)､韓国済州市(平成 18 年 2 月)､中国大連市中山区（平成 18 年 3 月）と友好都市提携を結んでいます。

●このほか､常磐線沿線都市がアートを通じて相互に活性化を図ろうとするＪＯＢＡＮアートライン、つくばエクスプレスを縁に産業、観光面での交流を推進しているつくば市、ここ数年、教育面での交流を重ねている北京市の紹介による通州区などとは、それぞれ芸術、産業・観光、教育の分野での交流を行っています。

●平成 17 年 11 月に策定した「都市間交流に関する取り組み方針」に基づき、今後は、各都市と芸術・文化、産業・観光、災害時相互支援、スポーツ、青少年など幅広い分野にわたる連携と区民を主体とする交流を推進していく必要があります。

●荒川区国際交流協会を通じ、区内在住の外国人に対する支援策を充実させるほか、日本人と外国人の相互理解を深めるための交流事業等を行っていく必要があります。

施策の方向性

●現在、交流のある国内 16 都市、海外 4 都市とは、それぞれの都市ごとに交流の展望や目標を明確にしつつ、継続的かつ具体的な交流事業を行っていきます。

●教育や産業など個別分野で交流のある都市とも、交流の深まりや相手都市の意向等を十分に踏まえ､幅広い交流につなげていきます。

●都市間交流を積極的に展開するため、庁内組織及び推進体制の拡充を図るとともに、各都市の積極的なＰＲを行います。

●関係機関と連携し区内在住の外国人に対する支援を充実するとともに､区民の多文化共生意識を育むため、荒川区国際交流協会に対する支援を強化します。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	交流都市・事業に対する区民の認知度	—	40%	50%	区政世論調査又は川の手荒川まつり等のイベントにおいて、定期的に調査します。
②	交流都市への区民の訪問状況	27,600 人	29,000 人	30,000 人	バスツアー、施設利用、合宿、青少年農・漁業体験事業等の実績数
③	国際交流協会会員数	500 人	700 人	900 人	賛助会員数＋協力会員数

主な取組内容

◆国内都市との交流の推進

交流都市のまつりへの団体派遣や区民ツアー、交流都市からの訪問の受け入れなど様々な事業を実施することにより、交流都市との交流と相互理解を深めていきます。

◆海外都市との交流の推進

青少年の相互派遣やイベントへの相互参加、区民ツアーやスポーツ交流の実施など、行政間だけでなく、区民の草の根の交流を積極的に支援します。

◆在住外国人への支援

外国人のための日本語教室、外国人無料専門相談会、日本の文化や生活習慣を紹介する各種講座の実施などにより、区内在住の外国人を支援します。

（３）施策：伝統的文化の保存と継承

【この施策の主となる所管課：社会教育課】

区内に伝わる有形・無形の文化財を保存し、地域において継承していく基盤を整備するとともに、郷土の歴史、地域について学ぶ機会を提供することにより、荒川区の教育、文化の発展に寄与することを目的とします。

現状と課題

●荒川ふるさと文化館は、荒川区の歴史や文化について、児童・生徒を始め、多くの区民に正しく伝え、郷土に対する誇りと愛着を持ってもらうことを目的として設置したものです。この施設をより有効に活用し、荒川区の歴史や文化についてより深く理解してもらうために、企画展示等の事業について検討する必要があります。

●区内には、荒川区の歴史や文化を伝える文化財、史跡が数多くあり、これを保護し、次代に伝えていくため、建造物や近代遺産等について調査が必要です。

●江戸時代から受け継がれてきた区内の伝統工芸技術について、保存・継承し、広く区民に紹介していくことは重要ですが、後継者が不在の職人が少なくありません。

施策の方向性

●時機を適切にとらえた企画展等の事業を開催することで荒川区の魅力をＰＲしていきます。

●文化財保護推進員に区内の史跡・文化財についての調査を依頼し、更に情報提供を促すほか、荒川史談会等関係団体から情報提供を受けることで実態把握に努めていきます。

●子ども向けの講座等において、子どもたちが区内の伝統工芸技術に触れる機会を多く設けることで、子どもたちが伝統工芸技術に興味を持つ動機付けとします。また、今後退職が予定されている団塊世代が生涯学習の一環として伝統工芸技術に触れる機会を提供します。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	荒川ふるさと文化館利用者数	23,000 人	24,000 人	25,000 人	展示室観覧者＋郷土学習室利用者
②	荒川ふるさと文化館企画展示室稼動率	60%	70%	80%	企画展示室開館日数/文化館開館日数
③	伝統技術展入場者数	15,000 人	18,000 人	21,000 人	
④	文化財指定・登録件数（累計）	8（317）件	8（333）件	8（349）件	

主な取組内容

◆文化財保護奨励

区内に伝えられる有形・無形の文化財を区民全体の財産として、その保存・活用のための必要な措置を講じ、区民の文化的向上に資するとともに、郷土文化の振興と発展に貢献します。また、幕末の志士橋本佐内の墓套堂（さや）を地域の歴史を伝承する文化財として復元し、地域のシンボルとして活用を図ります。

◆伝統技術継承

伝統工芸技術保持者の記録映画作成、作品展示、実演公開等を行うことで、江戸時代から受け継がれてきた無形文化財である区内の伝統工芸技術に対する区民の関心を高め、理解を得るとともに、技術保持者の後継者育成の意欲促進を図ります。

2　政策:活気ある地域コミュニティの形成

【この政策の主となる所管部：区民生活部】

●現状

荒川区は、昔ながらの人情味豊かな下町らしさを色濃く残しており、町会や自治会活動が活発です。しかし、マンション建設に伴う転入者の増加やライフスタイルの変化等に伴い、地域コミュニティの基盤である町会に加入しない世帯も増えており、新たなコミュニティの在り方が問われています。

●政策の方向性

○町会や自治会などの自主的な活動を支援するとともに、ボランティア活動に対する普及啓発を進め、地域コミュニティの機能を更に高める取組を進めていきます。

○新しく区民となられた方々が円滑にコミュニティへ参加できるよう支援し、地域社会の活性化を図っていきます。

●政策を構成する施策

2　活気ある地域コミュニティの形成
- （１）コミュニティ活性化の推進（Ｐ１３６）
- 青少年健全育成運動への支援
- 人権・平和の普及啓発

荒川山吹ふれあい館

ふれあい館まつり

（1）施策：コミュニティ活性化の推進

【この施策の主となる所管課：地域振興課】

あらゆる世代の区民が生き生きと集い、相互交流と地域活動を促進できるよう、地域の活動拠点を整備するとともに、地域コミュニティ活性化に向けた支援を行うことにより、心豊かで活力に満ちた地域社会の形成を図ります。

現状と課題

●ふれあい館については、区内にバランス良く配置する方針で整備を進めています。

●ふれあい館では、特色ある事業の展開に努めるとともに、区としても、適切な運営が行われるよう、調整や管理監督を行っています。

●コミュニティの中核を担っている町会については、加入率の低下や構成員の高齢化が進んでいます。また、マンション建設に伴って新たに区民になられる方が増加しており、これからのコミュニティの在り方を検討する必要があります。

施策の方向性

●ふれあい館が特色を持ち、また同時に全体として均質なサービスが提供できるよう、各ふれあい館との連絡調整、管理監督を適切に行っていきます。

●各町会の自主性・自立性がより高まるよう支援を行うとともに、区との連携体制を更に強化していきます。

●町会への未加入世帯に対しては、町会等と連携しながら、地域でのイベントを利用した町会等への参加の呼びかけなど、具体的な働きかけの方法を探っていきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	ふれあい館整備率	26.3%	65%	100%	整備箇所数／計画数
②	ふれあい館利用者数	50,000 人	55,000 人	60,000 人	一館当たり利用者数（イベント、事業）
③	町会加入率	59.9%	61.0%	62.0%	

主な取組内容

◆ふれあい館の整備・運営

あらゆる世代の区民の相互交流と地域活動を促進し、地域コミュニティの拠点となるふれあい館を整備するとともに、ふれあい館で特色ある事業を展開していきます。また、ふれあい館の運営に当たっては、指定管理者と区との定期的な連絡会の開催を始め、アンケートの実施などにより、ふれあい館の管理・運営の更なるレベルアップを図っていきます。

◆地域コミュニティ活性化支援事業

新規のマンション居住者等、町会に加入していない世帯を対象に、マンション居住者と町会役員等との意見交換を行う機会を設けることにより、町会への加入を促進します。また、町会の活動内容等についてリーフレット等での周知を行うなど、町会活動への理解を深めるとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

Ⅵ　安全安心都市

都市基盤の整備を着実に進めるとともに、地域コミュニティが機能している荒川区の強みを最大限に生かし、ハード、ソフトの両面から、災害に強い安全なまちを目指します。また、地域ぐるみでの防犯活動や交通安全対策を通じて、犯罪や事故のない安心して暮らせるまちを目指します。

安全安心都市

《政策》

1　防災・防犯のまちづくり

《政策》

2　利便性の高い都市基盤の整備

1　政策：防災・防犯のまちづくり

【この政策の主となる所管部：区民生活部】

●現状

荒川区は、木造住宅が密集し、狭い道路が区内道路延長の半数を占めるなど、防災面で大きな問題を抱えています。

近年、震災や洪水などの災害に対する区民の危機意識が高まっている中、木造住宅密集地域の改善や避難所整備など防災性を強化したまちづくりとともに、区民やコミュニティレベルの防災意識の向上や防災体制の強化を図っていくことが必要です。

また、荒川区は地域コミュニティが活発であり、23 区中でも犯罪の少ないまちです。区内の犯罪認知件数は年々減少しつつありますが、治安に不安を感じている区民も少なくありません。全国的には犯罪の低年齢化や凶悪化の傾向がみられ、子どもが被害にあう事件も増えてきています。こうした中、関係機関との連携を強化しつつ、効果的な地域防犯体制を強化していくことが求められています。

●政策の方向性

○地域の防災組織の活動の支援に取り組むとともに、関係機関との連携の強化や区民への情報提供の充実を図り、災害に強い安全なまちの実現を目指していきます。

○災害に強いまちづくりに向けて、木造密集地域の改善や減災を視野に入れたまちづくりを進めていきます。

○子どもや高齢者などを地域で守る体制づくりを進め、犯罪や事故のない安心して暮らせるまちの実現を進めていきます。

●政策を構成する施策

1　防災・防犯のまちづくり
- （1）災害時における体制の強化（P142）
- 防災基盤の整備
- （2）災害に強いまちづくりの推進（P144）
- （3）犯罪のないまちづくりの推進（P146）
- （4）子どもの安全対策（P148）
- 交通安全対策の推進

総合震災訓練

23区の犯罪認知件数

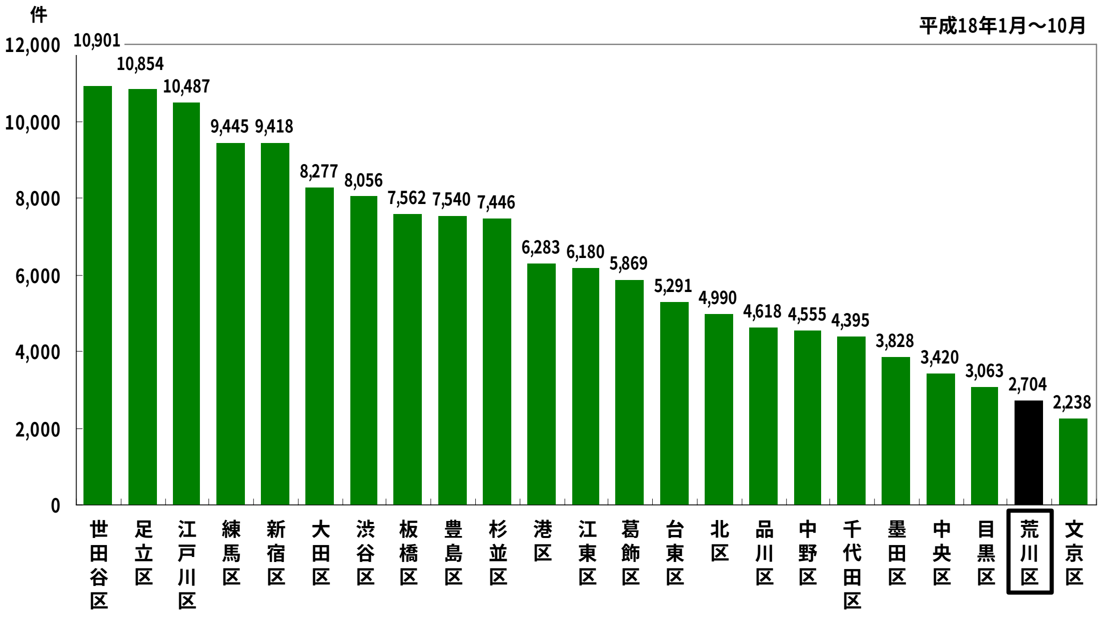

出典：警視庁ホームページ

（1）施策：災害時における体制の強化

【この施策の主となる所管課：防災課】

阪神・淡路大震災や新潟中越地震などの教訓を踏まえ、初動態勢の充実を図るとともに、災害時に高齢者や障がい者等の避難を支援するなど、地域住民が共に助け合い、被害を最小限に抑制できるよう防災区民組織等の強化に努めます。

さらに、防災センターの管理運営や災害に備えるための各種防災訓練の推進など、区民の安全・安心に向けた備えを充実することにより、総合的な災害対策を推進することを目的とします。

現状と課題

●これまでの震災の教訓を踏まえた、地域防災計画の見直しを行い、防災対策の再構築を行う必要があります。

●防災対策は、区民生活全般にかかわるなど、その範囲が多岐にわたるため、全庁的な取組のほかに区民、地域団体、防災関係機関、行政が一体となって推進する必要があります。

施策の方向性

●阪神・淡路大震災の直後に修正を行った地域防災計画について、その後実施した震災の検証成果を踏まえるとともに、それ以降に起きた震災の教訓等も加味しながら、区の実態により即した計画の見直しを行います。

●庁内の関係所管及び防災関係機関とのより密接な連携を図り、お互いが機能的に活動するとともに、職員の初動態勢を充実することにより、災害による被害の軽減に努めます。

●地域の防災関係団体については、それぞれが円滑に活動できるよう、新たな地域防災計画に基づいて、より効果的な支援を行います。

●住宅用火災警報器の設置を推進するなど、火災の早期発見、延焼防止に努め、火災予防への区民の意識高揚を図ります。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	訓練参加者数	10,745 人	11,000 人	12,000 人	参加者（区実施＋町会実施）
②	防災区民組織主催訓練実施率	90.6%	100%	100%	実施町会／全町会

主な取組内容

◆地域防災計画の見直し

地域防災計画を全般にわたって見直し、より区の実態に即した計画とします。

◆関係機関との連携強化

区内の関係機関から情報を相互に交換し、所管事業の円滑な運営と区民福祉の向上を目指すため、定期的に連絡会を開催します。

◆訓練実施による防災力の向上

地震の被害を最小限に止めるため、総合震災訓練、区・消防署・警察署等の関係機関、民間事業所が個別に実施する個別震災訓練、区民防災組織が実施する避難所開設訓練を行うことにより、防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関相互の連携・協力体制を強化し、地域の防災力を向上します。

◆初動態勢の充実

区民の生命・財産を守るとともに災害による被害を軽減させるため、全職員を対象とした救命講習会の実施、非常参集体制の拡充や装備の充実など、初動態勢の充実を図ります。

◆火災警報器の設置推進

火災の早期発見や延焼防止に努めるとともに、区民の防火意識を高めるため、住宅用火災警報器を各戸に配布します。

◆緊急地震速報システム

気象庁の緊急地震速報を活用した地震情報伝達システムを試験的に導入することにより、その効果等を検証し、活用方策について検討します。

（2）施策：災害に強いまちづくりの推進

【この施策の主となる所管課：住環境整備課】

大規模地震等により発生する火災や建物の倒壊等から区民を守るため、地域の防災性を向上させ、区民のだれもが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。

現状と課題

●荒川区面積の約６割は、道路・公園・広場等の公共施設の整備が不十分で、木造住宅が密集する市街地であり、地域危険度が高く、震災時には甚大な被害が想定されています。

●震災時に避難路となる沿道の建物の不燃化率が上がっていません。

●木造密集市街地内には道路に接していない建物が多く存在し、災害に弱い建物の建て替えが進んでいない状況です。

●震災に対する危機感が希薄であることなどから、大規模地震による倒壊等の恐れのある建物の耐震化が進みません。

●首都直下地震の切迫性が指摘されている中、建築物の耐震性の確保は重要な課題となっており、計画的な対策を講じる必要があります。

施策の方向性

●密集住宅市街地整備促進事業地区において、地域住民への働きかけを行い、密集事業による助成と地区計画等の規制・誘導により、主要生活道路の拡幅整備を行い、消防活動困難区域の解消を進めます。また、この事業の導入が必要な地域については、適時導入を図ります。

●市街地の骨格であり、震災時に安全に避難するための避難路となる沿道の建物の不燃化が進んでいない地域については、都市防災不燃化促進事業により、不燃化を促進します。

●近隣まちづくり推進制度を実効性のあるものに改善することにより、道路に接していない敷地の老朽木造住宅の建て替え更新を図り、木造密集市街地の防災性の向上を目指します。

●木造住宅耐震補強推進事業等を積極的に行い、大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ります。

●建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震改修促進計画を定め、計画的な耐震化の促進を図ります。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成18年度	平成22年度	目標値（28年度）	
①	地区耐火率	36.4%	45%	60%	耐火建築物の面積／不燃化促進区域の建築面積の総数
②	不燃領域率	59.9%	65%	70%	耐火建築面積、道路、空地／区全域の土地面積（5年毎計測）
③	住宅の耐震化率	75%	80%	90%	耐震性がある住戸数／全体住戸数

主な取組内容

◆都市防災不燃化促進事業

大規模地震等により発生する市街地火災から避難する区民を守るため、その周辺地域を「不燃化促進地域」に指定し、耐火建築物への建て替えに対して助成します。これにより市街地火災の延焼拡大を防ぎ、防災上重要な避難路・避難地の安全性の確保を図ります。

◆密集住宅市街地整備促進事業

木造住宅が密集し、道路・公園などの公共施設が不足する地域において、老朽住宅等の建て替えの促進や公共施設の整備などを行うことにより、地域の防災性を向上させるとともに、良質な住環境への改善を図ります。

また、6m以上の道路の沿道にミニ延焼遮断帯を形成する延焼遮断帯形成事業を導入し、大地震発生時の市街地火災の延焼防止を図ります。

◆木造住宅耐震補強推進事業

密集した市街地にある木造住宅のうち、大規模地震による倒壊等の危険な状況にある建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事を行う区民を支援することにより、建物の耐震性向上を推進します。

◆区内建築物（非木造）の耐震化の促進

区内の住宅・建築物の耐震改修を計画的かつ総合的に促進するため「荒川区耐震改修促進計画」を策定します。また、区民が分譲マンションの耐震診断を行う際に必要な費用を助成することにより、耐震化の促進を図り、大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ります。

（３）施策：犯罪のないまちづくりの推進

【この施策の主となる所管課：生活安全課】

夜間の防犯対策など総合的な防犯体制を充実させていくとともに、子どもの安全対策により一層力を入れることにより、区民のだれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを実現します。

現状と課題

●荒川区における犯罪の発生件数は、他区と比較して少ないとはいえ、平成 17 年の犯罪認知総件数は約 3,600 件あります。これらの大部分が自転車盗や置き引きなど、防犯への工夫によって未然に防げるものですが、下町特有の警戒意識の薄さが少なからず見受けられることから、犯罪認知件数の増加につながっています。

●地域の防犯協会や区民の自主的な活動と活性化を促すため、防犯用資器材の配付を行っていますが、地域防犯力を維持するために資器材を常備できるよう、継続的に支援する必要があります。

●防犯パトロールカーは、犯罪抑止のため子どもの下校時と夜間において実施しており、高い防犯効果を上げています。

●警視庁において交番の整理統合が発表され、区内でも 5 か所の交番の廃止が決定しているため、対策が必要です。

施策の方向性

●区内の犯罪認知件数の多くを占める自転車盗や置き引き等の減少を図るため、区民個々の防犯意識の向上に向けた取組を行います。

●地域防犯活動の活性化を支援するため配付用資器材の充実を図るとともに、街路灯の整備等を行う暗がり対策事業の充実、安全・安心パトロールカーによる巡回の実施など、防犯環境の充実に努めます。

●廃止される予定の交番については、地域と区が一体となった防犯活動を実施するための拠点として活用するため、「荒川区安全・安心ステーション」として運営していきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	犯罪認知件数	3,600 件（H17 年）	3,100 件	2,900 件	23 区最少件数を目指します。
②	アドバイザー派遣回数	30 回	40 回	40 回	
③	暗がり対策事業実施率	29%	50%	100%	照明設備設置町会／町会数

主な取組内容

◆防犯啓発事業

区民の防犯意識の高揚を図るため、防犯対策セミナーの開催や町会等が行う防犯に関する勉強会等に警察署防犯担当者等のアドバイザーを派遣するなど、防犯啓発事業を行います。

◆防犯パトロール支援事業

町会や地域のボランティア等、地域住民が自ら行う防犯活動に対し、防犯ベストや防犯プレートの防犯活動用品を支給することにより、区民の防犯活動の機運を高めます。

◆安全・安心パトロールカーによる巡回

子どもの下校時は通学路を、夜間は犯罪抑止と迷惑行為の防止を図るため、公園、繁華街、駐車場、駐輪場のほか、犯罪が多く発生している場所等を安全・安心パトロールカーで巡回します。

◆安全・安心ステーションの設置

廃止となる交番を活用するなどにより、防犯パトロール等の活動拠点となる「荒川区安全・安心ステーション」を警視庁と連携して設置します。

（４）施策：子どもの安全対策

【この施策の主となる所管課：庶務課】

いつどこで起こるかわからない犯罪を防ぐには、多くの人の目が必要であり、多くの人が児童の安全を見守ることが、犯罪者への抑止力となります。このため、警察と十分連携をとりながら、学校、ＰＴＡ、区民、行政が連携して児童を見守ることにより、犯罪の発生を抑止し、明日を担う児童が安心して暮らすことのできる社会を実現します。

現状と課題

●地域社会を構成するすべての者が連携・協力して児童を見守ることにより、児童が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、荒川区児童見守り条例を制定しました。また、関係機関との連携の下、対策を講じるため、荒川区児童安全対策協議会を設置しています。

●パトロール業務を核として、学校関係者、ＰＴＡ、地域のボランティア等が協力して通学路、学童クラブ帰宅路等の安全を確保するとともに、学校・学童クラブ等を中心に、通学路等における危険箇所等を実際に確認し、安全マップを作成しました。

●全小学校に児童安全推進員を配置し、不審者の発見に努めるなど、安全体制を整備するとともに、保護者の注意喚起を促し、地域の安全性を高めるため、子どもの安全にかかわる緊急情報を保護者の携帯電話にメール配信しています。

●保育園においても、園児安全推進員を配置し、テレビカメラ付インターホンや防犯カメラを設置するとともに、防犯訓練を実施しています。

●学校における取組状況やボランティアと学校が連携する体制については、学校及び地域によって異なっています。

施策の方向性

●子どもの安全に関する対策については、これまでもソフト、ハードの両面にわたり様々な施策に取り組んできていますが、今後、ボランティア活動推進組織の設置や研修会・講座の実施など、地域の協力体制を強化し、保護者を中心とする地域の力を高め、継続的に実施していきます。また、非常通報装置や防犯カメラの設置等、設備の充実に努めます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	指導員配置時における児童の交通事故発生件数	0 件	0 件	0 件	
②	小学校内への不審者等侵入件数	0 件	0 件	0 件	
③	学童クラブ内への不審者等侵入件数	0 件	0 件	0 件	
④	学校情報配信システム登録率	小学校 73.3% 中学校 52.3% 幼稚園 46.4%	小学校 76.7% 中学校 66.2% 幼稚園 63.2%	小学校 80% 中学校 80% 幼稚園 80%	

主な取組内容

◆学校の安全対策

登下校時及び授業中の安全確保を図るため、小学校に児童安全推進員を配置し、また通学路のパトロールを実施するなど安全対策を強化します。また、児童・生徒の安全にかかわる緊急情報等を学校から保護者の携帯電話等にメール配信する学校情報配信システムにより、注意喚起を促し子どもを犯罪から未然に守るよう努めます。

◆学童クラブの安全対策

学童クラブの利用児童が安全に帰宅ができるよう、シルバー人材センター等への委託による安全パトロールの実施や学童クラブへの非常通報装置の設置などの安全対策を推進します。

◆保育園の安全対策

区内にある公立及び私立保育園において、園児安全推進員を配置し、安全対策を図るとともに、防犯訓練を実施していきます。

2　政策：利便性の高い都市基盤の整備

【この政策の主となる所管部：都市整備部】

●現状

荒川区は、大正初期のころまで、区域のほとんどが田畑でしたが、その後、近代産業の発展に伴い、大工場とそれに付随する中小企業が計画性のないまま乱立し、住・商・工が混在したまちが形成されてきました。

近年、産業構造の変化等に伴い工場の転廃業等が進む一方で、都心回帰の動きと相まって、高層マンション等の建設や再開発事業が活発に進められてきており、転入人口も増加してきています。

つくばエクスプレスが開業され、今後日暮里・舎人ライナーや成田新高速鉄道など、交通ネットワークが更に充実することが見込まれています。また、区内の交通手段としてコミュニティバス「さくら」が運行されているなど、既存のＪＲ線、私鉄各社等の交通機関と併せて、区を取り巻く交通ネットワークは豊富に整備されつつあります。

●政策の方向性

○豊富な交通ネットワークを有効活用するとともに、幹線道路の整備や生活道路の拡幅を計画的に進めるなど、都市の基盤づくりを確実に進めていきます。

○再開発による拠点整備を進め、多様な都市機能が集積した、にぎわいのある市街地を形成していきます。

●政策を構成する施策

2　利便性の高い都市基盤の整備

- （１）総合的な市街地整備の推進（Ｐ１５２）
- （２）都市計画道路の整備（Ｐ１５４）
- （３）総合的な交通体系の整備（Ｐ１５６）
- （４）市街地再開発事業等の推進（Ｐ１５８）

荒川区コミュニティバス「さくら」

日暮里駅前地区再開発イメージ

（１）施策：総合的な市街地整備の推進

【この施策の主となる所管課：都市計画課】

地域特性を踏まえながら区の市街地整備に関する指針を定め、まちづくり事業の実施及び民間建築に対する規制・誘導により秩序ある市街地整備を推進し、区民主体の安心して安全に暮らせるまちづくりを進めます。

現状と課題

●荒川区は、住商工が混在した市街化が急速に進んだため、都市基盤の整備が遅れています。

●近年の産業構造の変化等に伴い工場の転廃業が進む一方で、その跡地に大規模マンション等の建築が進められてきており、転入人口が増加しています。

●民間建築物の建設と良好な生活環境との調和を図るとともに、道路、公園等の都市施設の充足や都市景観の向上など総合的な視点からの整備を行う必要があります。

●大規模マンションの建築に伴う周辺住民と事業者の調和を図る必要があります。

●近年の社会変化をとらえた的確な将来の市街地整備の在り方、方向性を示すほか、区民の意向に基づく区民の手によるまちづくりを実現できる仕組みの充実が必要です。

施策の方向性

●荒川区基本構想に基づく、区全体の将来都市像や地域別のまちづくりの将来像、整備方針等を定めた総合的な都市整備の指針となる都市計画マスタープランを策定し、それに基づく各事業の展開を図ります。

●事業者の建設計画に対して、周辺住民と事業者が協議する機会を確保することにより地域の生活環境の保全と向上を図ります。

●まちづくり事業の実施及び民間建築に対する規制、誘導等により、道路、公園などの都市施設の整備や魅力ある都市景観の創造など、良好な市街地の整備を推進します。

●区民主体のまちづくりを進めていく上で、地区単位で住民の意向を実現する手法である地区計画制度等の普及を推進していくほか、まちづくりに関する施策や諸制度を区民が分かりやすくかつ容易に活用できる仕組みづくりを検討します。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	西日暮里三丁目まちづくり計画検討	25%	100%	－	区民主体のまちづくり実現のための地区計画導入

主な取組内容

◆都市計画マスタープランの策定

平成9年3月に策定した荒川区のまちづくりの指針となる都市計画マスタープランを社会経済状況に即したものとするため、新たに平成 20 年度に策定し、それに基づく計画的なまちづくりを推進します。

◆区民の手によるまちづくりの支援

区民が主体となってまちづくりを検討する手法である地区計画制度等を活用し、今後のまちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくりを構築します。また、まちづくりに関する多岐にわたる仕組みについて、理念や制度の整理を目的としたまちづくりに関する包括的な条例である「まちづくり条例」を策定します。

◆西日暮里三丁目まちづくり計画検討

都市計画道路の見直し候補区間に位置付けられたことを契機に、平成 17 年度から取組を開始した西日暮里三丁目地区の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくりについて、観光の視点も加えながら地域住民とともに検討していきます。

◆荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例の推進

大規模マンションの新築の際に、条例に基づく所定の手続を通して適切な指導や誘導を行うことにより、事業者と近隣住民との事前協議の機会を確保し、周辺の住環境に対する配慮を行うとともに建築紛争を未然に防止します。

（２）施策：都市計画道路の整備

【この施策の主となる所管課：道路課】

魅力と活力あふれるまちづくりを目指し、最も基礎的な都市施設である都市計画道路の整備を推進します。

現状と課題

●都市計画道路の整備は地域交通の円滑化と沿線環境・防災性の向上を図る上で不可欠な事業ですが、現在荒川区における完成率は 51%となっており、23 区平均に比べ低い状況にあります。

●都市計画道路事業は、都市計画決定から事業完了まで長期間を要し、地権者が将来の生活設計を立てる上での障害となることから、計画的に整備促進を図ることが課題となっています。

施策の方向性

●都市計画道路を整備することにより、交通ネットワークが形成されるばかりでなく、地域の防災上の課題が解決すること、さらに、歩道が広くなることによりだれもが安心して歩行できる環境を整備することにもつながります。あわせて、電線類の地中化など景観の改善も図られるため、今後も計画的に事業を実施していきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	都市計画道路の整備率	51%	58%	70%	整備完了路線／都市計画路線 ※17 年度 23 区平均:58.1%

主な取組内容

◆都市計画道路の整備

平成 16 年 3 月に東京都と特別区で策定した第三次事業化計画で位置付けている優先整備路線を計画的に進めていきます。

※優先整備路線

・都施行路線：環状 4 号線（大関横丁交差点、西日暮里五丁目～一丁目）、補助第 90 号線、補助第 92 号線（西日暮里四丁目）

・区施行路線：補助第 182 号線、補助第 189 号線、補助第 193 号線

都市計画道路整備状況図(平成 18 年 4 月 1 日現在)

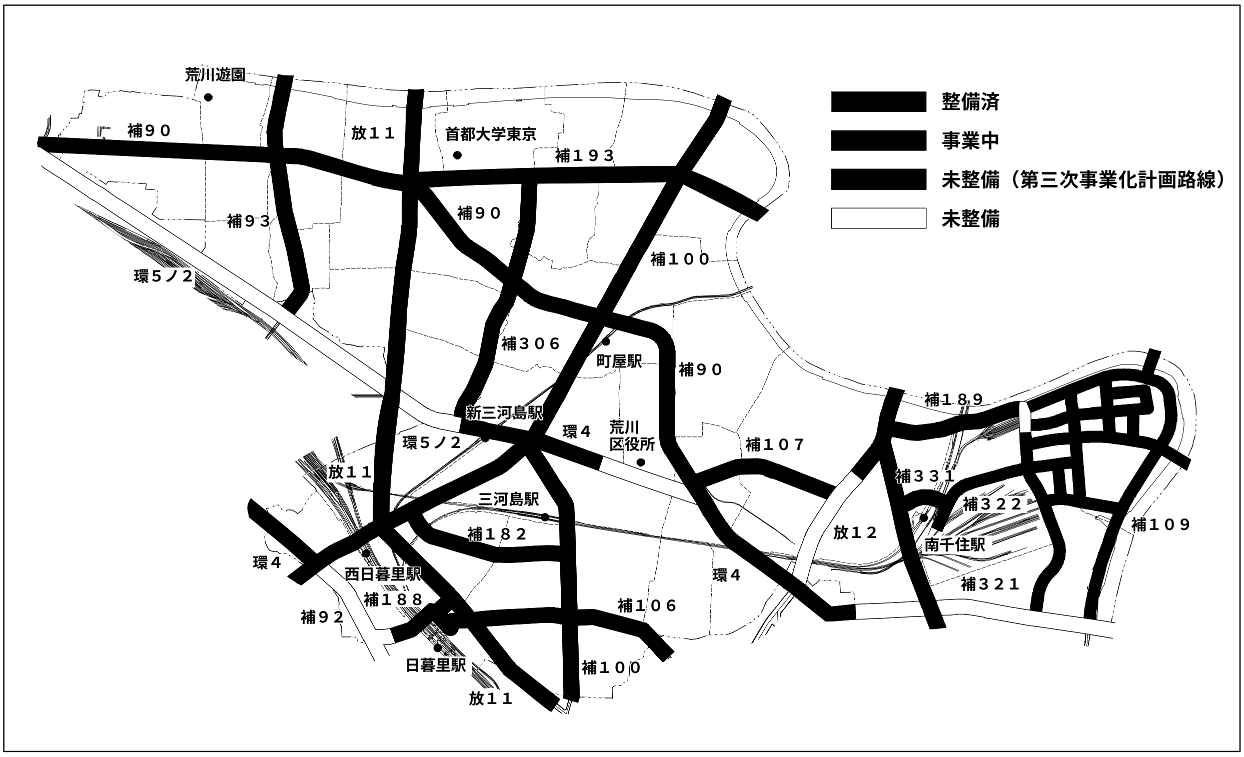

（３）施策：総合的な交通体系の整備

【この施策の主となる所管課：都市計画課】

荒川区内の交通利便性の向上と交通弱者（高齢者、障がい者等）の移動手段を確保するとともに、自家用車等の利用抑制を図り環境に配慮したまちづくりを推進するため、公共交通の整備促進を図ります。

現状と課題

●平成 17 年 8 月にはつくばエクスプレスが開業し、平成 19 年度末には日暮里・舎人ライナーが開業する予定であり、これまでのＪＲ線、京成線、地下鉄、都電荒川線と併せ、区内の鉄道交通の充実が図られています。さらに、平成 22 年度には、日暮里・成田空港間を 30 分台で結ぶ、成田新高速鉄道が開業する予定であり、日暮里駅の交通結節点としての役割が飛躍的に高まります。

●年々、鉄道駅構内のバリアフリー化は進んでいますが、駅周辺のバリアフリー化は十分でない状況にあります。

●区内の鉄軌道の多くは南北に走っており、東西交通は都電荒川線のみで、南千住駅東側への交通手段が少ない状況です。このような中にあって、コミュニティバスは、利用者からの評判も良好ですが、双方向運行などの路線の充実の要望が寄せられています。

●区内の交通体系整備は進んでいますが、環境交通対策への取組が不十分です。

施策の方向性

●日暮里・舎人ライナーが平成 19 年度中に開業できるよう、事業者に協力するとともに、成田新高速鉄道が平成 22 年度に開業できるよう、円滑な工事の進捗を図り、適切な進行管理を行います。

●日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に掲げた事業を各事業者に確実に実施させるための進行管理を行うとともに、他の鉄道駅のバリアフリー基本構想策定を検討します。

●コミュニティバスは、区民の利便性向上のため、双方向運行や路線拡大などを実現します。

●自家用車等の利用抑制のため、環境交通施策の導入を図ります。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	日暮里駅総合改善事業の推進	40%	100%	100%	工事進捗率（整備費）
②	日暮里駅周辺交通バリアフリー基本構想	50%	100%	100%	計画進捗率

主な取組内容

◆日暮里・舎人ライナーの整備促進

日暮里・舎人ライナーが予定通り開通し、地域の活性化につながるよう事業者と協力していきます。

◆日暮里駅総合改善事業

京成日暮里駅を成田新高速鉄道の都心側ターミナル駅としての位置付けに対応するとともに、駅周辺の再開発事業等に併せ総合的に改善し、鉄道利用旅客の利便性や安全性の向上が図られるよう、事業の着実な進行管理に努めます。

◆交通バリアフリー化の整備促進

高齢者、障がい者などが公共交通機関を利用した際の移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、交通バリアフリー基本構想を主要駅ごとに策定し、駅などを中心とした一定の地区において旅客施設、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に促進します。

交通バリアフリー基本構想が策定されている日暮里駅周辺については、平成 18 年のバリアフリー新法制定を踏まえた、更なる事業の追加を行うとともに、他の地区においても新法を踏まえたバリアフリー基本構想の策定を検討します。

◆コミュニティバスさくらの運行支援

コミュニティバスさくらは、多くの区民から双方向の運行や路線拡大の要望が寄せられており、乗車人員増を図りながら、要望の実現を目指します。

（４）施策：市街地再開発事業等の推進

【この施策の主となる所管課：再開発課】

荒川区の拠点となる区内の駅前地区を中心とした、住宅、商業、工業が混在した密集市街地において市街地再開発事業等を推進し、安全で快適なまちを形成するとともに、駅前の利便性を生かして、まちの活性化や新たなにぎわいをつくり出します。

現状と課題

●南千住駅東側地区では、住宅供給が進捗し若いファミリー層の増加に伴う子育て関連施設の充実と、総合病院の誘致が求められています。南千住地区住宅市街地総合整備事業では、住宅建設はおおむね終了していますが、都市計画道路については、今後も積極的に整備を行っていく必要があります。

●南千住駅西側地区においても、東側地区のにぎわいに合わせ、まちの活性化を図ることが求められています。

●ひぐらしの里地区では、成田新高速鉄道や日暮里・舎人ライナーの開業、また日暮里駅総合改善事業などに併せて市街地再開発事業が行われており、多くの人々が集い、にぎわいのある、ポテンシャルの高い駅前環境の形成が求められています。

●三河島駅前地区では、駅周辺に密集市街地があるなど、ＪＲ駅前としての利便性を生かした土地の高度利用がされていないため、新たな市街地の形成を目指す必要があります。

●東日暮里二丁目地区の老朽化した同潤会三ノ輪アパートと隣接する木造住宅を共同化、定住化し、防災性の向上と良質な市街地住宅の供給を図る必要があります。

●平成18年3月に営業停止した、ＪＲ貨物が所有するセメントサイロ跡地については、区が積極的に関与し、地域活性化に寄与する施設の導入を目指す必要があります。

施策の方向性

●南千住駅東側地区では、総合病院の誘致や小学校及び保育園、幼稚園など、地域から求められている施設の充実を図り、だれもが住みやすいまちづくりを進めていきます。南千住地区住宅市街地総合整備事業に計画されている都市計画道路は、長期的な視点から単独の都市計画道路事業として対応していきます。

●南千住駅西側地区では、西口駅前再開発事業に併せて駅前広場の整備を進め、地区の活性化を図ります。

●日暮里地区では、ひぐらしの里３地区の再開発ビルの完成に併せて商業施設を誘致し、各ビルと日暮里・舎人ライナー、ＪＲ・京成電鉄日暮里駅をデッキで接続することによる回遊性を確保し、国際都市東京の表玄関としての地域ポテンシャルを高め、駅前にふさわしいにぎわいの創造を図ります。また、旧道灌山中学校跡地を含む西日暮里駅周辺地区などのまちづくりを検討します。

●三河島駅前地区では、ＪＲ駅前にふさわしい土地の高度利用や地域の活性化を図るため、市街地再開発事業を推進します。

●東日暮里二丁目地区の同潤会三ノ輪アパートは、良質な共同住宅への再生を目指します。

●セメントサイロ跡地利用計画では、ＪＲ貨物と連携して地域活性化に寄与する施設の導入を目指します。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	都市型住宅の整備	60%	93%	100%	再開発地区の供給予定住戸に対する供給済戸数の割合
②	商業・業務施設の整備	54%	92%	100%	再開発地区内ににぎわいのある利便施設の整備率

主な取組内容

◆南千住西口駅前地区市街地再開発事業の推進

駅東側地区の開発やつくばエクスプレス開業と連携した再開発事業を推進し、住宅等の建設、公共施設の整備を進めることにより、南千住駅東西地区が連携したまちづくりを目指します。

◆白鬚西地区市街地再開発事業の推進

防災性の向上や生活環境の改善等を目的として東京都が施行している本事業の早期完成とより良いまちづくりに向け、地元住民や東京都と調整を図り、この事業を促進し、再開発の事業計画に合わせた公共施設の整備を推進します。

◆ひぐらしの里西地区・中央地区・北地区市街地再開発事業の推進

日暮里・舎人ライナー開通を契機に、商業・業務等を集積させ地区の活性化を促すとともに良質な住宅の供給による都市居住の推進を図ります。また、成田新高速鉄道の開業に伴い、東京の玄関口にふさわしい複合都市の形成を目指します。

◆三河島駅前地区市街地再開発事業の推進

ＪＲ三河島駅前周辺の地域において、市街地再開発事業による土地の高度利用と基盤整備を図り、住環境の改善や都市型住宅、業務・商業施設等の効果的な整備を推進し、駅周辺の活性化を目指します。

◆東日暮里二丁目地区都心共同住宅供給事業

老朽化した同潤会三ノ輪アパートと隣接する木造住宅を共同化、定住化することにより、防災性の向上と良質な都市型住宅の供給を図ります。

◆セメントサイロ跡地利用計画

平成18年3月に営業停止した、ＪＲ貨物が所有するセメントサイロ跡地について、区とＪＲ貨物で協議会等を開催し、地域にふさわしい施設の採算性の検討調査を行い、地域活性化に寄与する施設の導入を目指します。

Ⅶ　計画推進のために

真の豊かさにつながる区民の幸福度の向上こそが区政の役割であるという考え方の下、ＧＡＨ（グロス・アラカワ・ハッピネス＝荒川区民総幸福度）という尺度を区政に取り入れ、区民とのパートナーシップを大切にした区民に信頼される質の高い区政を推進していきます。

計画推進のために

《政策》

1　区民の主体的な区政参画と連携強化

《政策》

2　積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進

《政策》

3　目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進

1　政策：区民の主体的な区政参画と連携強化

【この政策の主となる所管部：総務企画部】

●現状

荒川区では、区民の区政参画を促進するため、区政改革懇談会の設置や各種審議会等の委員への区民参加など、区民が主体的に参加できる機会を提供しています。また、町会等の地縁組織やＮＰＯ、ボランティア団体等と様々な分野にわたって連携して事業を行うなど、地域団体等との協働を推進しています。今後ますます多様化・複雑化する区民ニーズや地域課題に的確に対応していくためには、より一層、区民の主体的な区政参画、区民等との協働を進めていくことが必要です。

●政策の方向性

○自立した区民が、主体的に自らのまちをつくり上げていくことを基本に、区政参画の仕組みづくりや参加機会の拡大を図り、区との連携を強化していきます。

●政策を構成する施策

1　区民の主体的な区政参画と連携強化
- （1）区民参画・協働の推進（Ｐ１６６）
- 広聴機能の充実
- 選挙の執行
- 議会運営

（１）施策：区民参画・協働の推進

【この施策の主となる所管課：総務企画課】

区と区民、事業者など、地域を構成するすべての人々が協力して、より良い地域社会を築いていくため、区民等の区政への参画と協働を推進していきます。

現状と課題

●区民の価値観･生活様式の多様化に伴い、区民ニーズや地域課題も複雑かつ多様化し、行政だけでは的確に対応することは難しくなっています。また、個人の自己実現、社会貢献意識が高まり、ＮＰＯやボランティア活動への関心が高まってきています。

●さらに､高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）が改正され、平成 18 年 4 月から企業は定年年齢の引上げや、継続雇用制度の導入などが義務付けられました。60 歳以降の生き方、仕事の仕方が変わる中、豊富な経験、技能を有する団塊の世代が定年退職の時期を迎え､地域活動の新たな担い手として期待されています。

●こうした社会環境の変化の中で、区が地域課題に的確に対応していくためには、区民の主体的な区政への参画とともに、ＮＰＯやボランティア、事業者などとの適切な協働を図っていくことが求められています。

●区民等の活動基盤を充実させるため､ＮＰＯやボランティア団体等の活動を支援するとともに、区民の積極的な区政参画を推進するため、区民の意見や提案をより的確に反映できるような仕組みづくりが必要です。

施策の方向性

●区民の主体的な区政参画を推進するため､区民主体で運営する懇談会等を設置するとともに、区民の意見を区政に反映させるための制度を整備するなど、区民の区政への参画機会を拡大します。

●ＮＰＯやボランティア団体等との適切な連携、協働を推進します。

●豊富な知識・技能を有する団塊の世代が、地域において、その持てる能力を活用してもらうため、関係機関との連携により、就労や地域活動等の支援を行います。

指 標

施策の成果とする指標名		指標の推移 平成18年度	平成22年度	目標値（28年度）	指標に関する説明
①	区政改革懇談会の延べ開催数	29回（見込み）	42回	54回	17年度：6グループ 18年度：4グループ 19年度以降：9グループ程度

主な取組内容

◆区政改革懇談会

区民の意見を区政に反映し、区民の立場から施策展開を図るため、公募区民で構成された懇談会を設置し、区政の各分野にわたって様々な議論・検討を行い、区長に提言を行います。

◆パブリック・コメント制度の導入

区の政策立案過程の公正性と透明性の向上を図り、区民に対する説明責任を果たし、区と区民の協働の開かれた区政を実現するため、計画の策定等の際に事前に原案を公表し、意見を求め、これを考慮しながら意思決定を行う「パブリック・コメント」を制度として導入します。

◆団塊の世代への支援

今後、大量の退職が見込まれる団塊の世代が、地域において、その持てる能力及び知識を活用してもらうため、シルバー人材センターや荒川ボランティアセンターと連携した就労支援や地域貢献の場の提供等の支援を行います。

2　政策：積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進

【この政策の主となる所管部：総務企画部】

●現状

　荒川区では、区報、ホームページ、さらには、ケーブルテレビなど様々な媒体を活用し、区政の情報を幅広く区民に発信し、区民の区政への関心や信頼の向上に努めています。また、区政への参加の促進と区民との信頼関係の強化を図り、公正で開かれた区政を推進するため、情報公開制度を設け、個人情報の保護等に十分に配慮しつつ、適切かつ慎重な制度の運用に努めています。さらに、情報提供コーナーの設置を始め、各種区政資料を収集し、区政に関する情報の円滑な提供、区政情報に関する総合的な相談に応じています。

　区民の様々な要望・相談等に適切に対応するため、総合相談窓口や目的別の相談窓口を設置するとともに、区民の利便性の向上を図るため、夜間の窓口延長等の実施など、窓口サービスの向上に努めています。

●政策の方向性

○区民への説明責任を果たすため、区政情報を積極的に分かりやすく発信するとともに、情報技術の活用などにより区と区民との双方向のネットワークを構築していきます。

○透明性の高い公正な区政運営を進めるとともに、区民のニーズに迅速かつ適切に対応する信頼される区役所づくりに努めていきます。

●政策を構成する施策

2　積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進

- （１）区政に関する情報提供の拡充（Ｐ１７０）
- （２）窓口サービス等の充実（Ｐ１７２）
- 事務の適正・公正な執行
- 統計・調査の推進
- 各種団体等との円滑な連携
- 監査機能の充実
- 事務の共同処理

（１）施策：区政に関する情報提供の拡充

【この施策の主となる所管課：広報課】

区民が必要とする情報を、分かりやすく提供し、区民の区政への関心と理解を高めます。区政に関する情報を区民に幅広く提供することにより、区民の区政への信頼の向上、区政への参画、協働の基盤づくりを図ります。

現状と課題

●区政に関する情報については、区報等の広報紙の発行、ホームページ、ケーブルテレビなどの多様な媒体を活用して、幅広く区民に提供するよう努めています。

●平成 17 年から小・中学生向けの広報紙「あらかわ区報Ｊｒ．（ジュニア）」を発行し、区内の全小・中学校に配布しています。

●荒川区では、区の保有する情報の公開を請求する権利を保障するとともに、区政への参加の促進と区民との信頼関係の強化を図り、公正でより一層開かれた区政を推進するため情報公開制度を設けています。区民がこの制度をより容易に利用できるよう、情報公開請求したい文書の検索やインターネットによる請求ができるようにしています。

●一方で、区が保有する個人情報の保護については、万全を期すことが求められており、慎重かつ適切な情報公開制度の運用が必要です。

●情報提供コーナーの設置を始め、各種の区政資料を収集し、区民に区政に関する情報をより円滑に提供するとともに、区政情報に関する総合的な相談にも応じています。

施策の方向性

●区政に関する情報を区民に幅広く、迅速かつ分かりやすく提供できるよう、区報、ホームページなど、それぞれの提供媒体が持つ特性を生かして、提供方法や内容等の充実を図っていきます。

●情報公開制度を、身近なものとして区民に活用していただけるよう、ＰＲに努めます。また、個人情報等十分な配慮の下に、より一層迅速な情報提供に努めます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	区政に関心がある区民の割合	51%	55%	60%	区政世論調査により調査
②	荒川区ホームページの年間アクセス数	390,000 件（見込み）	450,000 件	500,000 件	

主な取組内容

◆広報紙の充実

区の施策や区民生活にかかわる情報を区民に分かりやすく提供するため、多様な媒体を活用して配布を行うとともに、見やすく、分かりやすい紙面、記事とするなど内容の充実を図っていきます。

◆ホームページの充実

区の最新情報を区民に迅速かつ正確に提供できるよう、区役所の各課で容易にホームページが更新できる体制づくりを進めます。

◆映像広報の充実

ケーブルテレビ等のメディアを活用し、区民に必要な行政情報等を親しみやすく伝えるため、様々な番組を制作するとともに、より多くの区民が楽しめ、視聴できるよう番組内容の充実を図ります。

（2）施策：窓口サービス等の充実

【この施策の主となる所管課：戸籍住民課】

総合相談窓口や目的別の相談窓口を設置し、区民の様々な要望・相談等に適切に対応することによって、区民満足度の向上及び区民の生活の安定、福祉の向上を図ります。

また、戸籍、住民記録、国民年金など各種手続の受付、証明書類の発行等について、迅速かつ正確な処理を行うことで、窓口サービスの向上及び事務の効率化を図ります。

現状と課題

●区民の生活様式の多様化により、窓口サービス提供日・提供時間等の拡充に関する要求が高まっています。

●民間企業が顧客満足の向上に努めてきた結果、顧客の求めるサービスがより高次のものとなっています。その中で、行政に対しても迅速で的確なサービス提供への期待が高まっています。

●窓口サービスでは、事務を正確かつ迅速に処理するとともに、個人情報等を確実に保護することが必要です。

●利用しやすい区役所の実現のため、総合案内窓口において来庁者に適切な声掛けと御案内ができるよう、受付窓口の配置等を検討する必要があります。

施策の方向性

●区民事務所の配置や区民事務所での取り扱い業務の見直し、夜間や休日の窓口開庁等のサービスの拡充、自動交付機等の配置、戸籍システムの導入など様々な取組を行うことにより、区民の利便性の向上に努めます。

●区民が安心して行政サービスを受けられるよう、個人情報に関する事故の防止に努め、迅速、正確なサービスが提供できるよう事務処理方法の見直し等について検討します。

●来庁者の目線に立った窓口のレイアウト及び効率的な事務を行えるような事務室のレイアウト等について検討します。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値（28 年度）	
①	総合相談窓口・一次回答率	90%	100%	100%	来庁者をその目的に応じて、調査することなく正しく案内できた割合
②	戸籍の編製に要する日数	7 日	2～3 日	2～3 日	届出書受理から証明書が発行できるまでの日数（20 年 2 月の戸籍システム稼動によって短縮）
③	自動交付機利用度	25.0%	30.0%	40.0%	自動交付機による発行率（住民票・印鑑証明書）交付機発行数/総発行枚数（有料分）

主な取組内容

◆区民事務所の整備

区民サービスの向上と効率的な行政運営を図るため、南千住西口駅前再開発ビル内に、南千住東部、西部区民事務所を統合した新たな区民事務所を整備します。

◆戸籍システムの導入

戸籍作成時間や証明書交付時間の短縮など、戸籍事務の迅速かつ正確な処理による住民サービスの向上並びに事務の効率化を図るため、戸籍システムを導入します。

◆窓口開庁時間の拡大

通常の開庁時間に来庁することができない区民のために、本庁舎の一部事務を毎週水曜日午後 7 時まで受け付ける夜間の窓口延長を行っています。今後も区民サービスの向上のため、窓口の休日開庁などを検討し実施します。

3　政策：目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進

【この政策の主となる所管部：総務企画部・管理部】

●現状

事務事業等の実施に当たっては、指標により目標値を定め、効果的に評価・見直し・改善を行っていくことが必要であり、職員一人一人が、個々の事業の目標を明確に意識し、事業実施による成果の実現を目指すことが重要です。

これまで行政改革の推進や事務事業の再点検・再構築に全庁を挙げて積極的に取り組んできた結果、近年は財政調整基金等の取崩しといった特別な財源対策を採らずに収支均衡型の予算を編成することができ、財政の健全化に一定の成果を上げています。一方で、自主財源比率は 23 区の中でも低位であり、都区財政調整への依存が高いことから、自主財源の確保を図り、安定的な財政運営を推進していく必要があります。

●政策の方向性

○「区政は区民を幸せにするシステムである」というドメイン（事業領域）の下、政策目標を明確に設定し、すべての事務事業を対象とした行政評価システムなどを実施することにより、成果を重視した戦略的な行財政運営を行っていきます。

○先進的な施策や創意あふれる事業を展開するとともに、システム整備等を有効に活用した事務執行を進めることにより、区民サービスの向上や施策の充実を重視した新しい形の行政改革を不断に推進し、財政の健全化と効率的かつ効果的な区政の実現を図っていきます。

○質の高い行政サービスを提供するため、職員の意識改革や意欲向上を促すとともに、能力開発を通じた人材育成を図っていきます。

●政策を構成する施策

3　目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進

- （１）戦略的な政策形成と行政改革の推進（Ｐ１７６）
- （２）効率的な財政運営（Ｐ１７８）
- 税収の安定的な確保
- （３）総合的な人事制度の確立（Ｐ１８０）
- （４）職員研修等の充実（Ｐ１８２）
- （５）総合的な情報システムの確立（Ｐ１８４）
- 区有財産の適正な管理・保全

（１）施策：戦略的な政策形成と行政改革の推進

【この施策の主となる所管課：総務企画課】

戦略的・計画的な政策形成を図るとともに、簡素で効率的・効果的な区政運営を推進することにより、一層の区民サービスの向上や施策の充実を図ります。

区民へ事務事業等を分かりやすく説明し、区政への参画意識を高めるとともに、成果重視やコスト意識の醸成など職員の意識改革を進めます。

現状と課題

●事務事業等の実施に当たっては、指標により目標値を定め、効果的に評価・見直し・改善を行っていくことが必要です。

●区民に対して、事務事業等をより分かりやすく説明していくとともに、職員の意識改革を進めていく必要があります。

施策の方向性

●行政評価システムにより、政策・施策・事務事業の見直し・改善を常に行い、区民ニーズに的確に対応した行政サービスの提供を最小の費用で行える仕組みづくりを進めます。

●各分野において深い知識や豊富な経験を有する人々からの意見や提言を聴取できる場を活用し、より戦略的な政策形成を推進します。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成18年度	平成22年度	目標値（28年度）	
①	区政に関心がある区民の割合	51%	55%	60%	区政世論調査により調査
②	行政評価分析シートの公開率	100%	100%	100%	100%公表の継続を目指します。

主な取組内容

◆行政評価システムの推進

荒川区における全ての事務事業等について、政策・施策・事務事業の各階層で分析・評価を行い、事務事業の改善や予算編成等に活用します。

◆行政改革の推進

「あらかわ刷新プラン」による取組を着実に推進することにより、簡素で効率的・効果的な区政運営を実現し、より一層区民サービスの向上や施策の充実を図ります。

◆荒川区顧問の設置

各界の専門家や高い識見を有する方々から区政に関する意見等を求めることにより、区政運営のレベルアップと区民サービスの一層の向上を図ります。

（２）施策：効率的な財政運営

【この施策の主となる所管課：財政課】

複雑化・多様化する区民ニーズに的確に応える行政サービスを安定的かつ継続的に提供していくため、簡素で効率的な財政運営を行い、財政基盤の強化を図ります。

現状と課題

●これまで行政改革の推進や事務事業の再点検・再構築に全庁を挙げて積極的に取り組んできた結果、平成 17 年度及び平成 18 年度予算において、2 年連続で財政調整基金等の取崩しといった特別な財源対策を採らずに収支均衡型の予算を編成することができ、財政の健全化に一定の成果を上げています。

●今後、少子高齢化に伴う福祉関係経費の増加や学校施設等の社会資本の整備更新などに多額の財源が必要となると見込まれるため、将来の行政需要を十分に把握し、基金及び起債の計画的な運用の下、簡素で効率的な財政運営を行っていく必要があります。

●総務省から示された指針により、平成 12 年度から普通会計をベースにした財務諸表（バランスシート、行政コスト計算書）を作成し、公表を行っています。また、平成 18 年度には、新たにキャッシュフロー計算書を作成し、公表しました。さらに、より区民に分かりやすく資金や資産の状況を適切に把握し、効果的な財政運営ができるよう、発生主義や複式簿記等を視野に入れた取組も必要となっています。

●区の自主財源比率は 23 区の中でも低位であり、経常収支比率は改善しているものの、都区財政調整交付金への依存が高い現状であり、自主財源の確保を図っていくことが必要です。

施策の方向性

●区民ニーズに的確に応える行政サービスを安定的かつ継続的に提供するとともに、将来見込まれる行政需要にも適切に対応していくため、平成 19 年度以降の予算編成においても引き続き、収支均衡型の予算を目指します。基金及び起債については、中長期的な視点に立った計画的な運用を行っていくことで、景気の動向に左右されにくい強固で弾力的な財政基盤の構築を図っていきます。

●総務省指針に基づく財務諸表の作成改善に努めるとともに、新たな公会計制度については、国や都の動向を見極めながら、早期により良い会計制度の導入に努めます。

●安定的な財政運営を図っていくため、新たな財源を含めた、自主財源の確保のための方策についての検討組織を設置するなど、更なる自主財源の確保に向けた取組を推進します。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	
①	経常収支比率	75.9% (17 年度)	75.5%	75.0%	経常経費充当一般財源／経常一般財源総額×100
②	公債費比率	7.7% (17 年度)	7.5%	7.0%	地方債元利償還額／標準財政規模等×100
③	起債残高	306 億円	250 億円	180 億円	
④	基金残高	249 億円	205 億円	210 億円	

主な取組内容

◆公会計改革の推進

自治体経営の説明責任の充実を図るとともに、より一層の効果的・効率的な自治体経営を目指すため、新たな公会計制度についての調査研究を進め、財務諸表等の改善、有効活用を図っていきます。

◆自主財源確保のための検討組織の設置

更なる自主財源の確保に向け、知的財産権などの新たな財源も含め、あらゆる角度から自主財源確保の方策について検討していきます。

（３）施策：総合的な人事制度の確立

【この施策の主となる所管課：職員課】

区民の幸福感を一層高めていくことができる行政を実現していくため、区政を担う全ての職員が、高い職務意欲、能力・資質を兼ね備え、それぞれが適材適所で活躍する、活力に満ちた組織にしていきます。

現状と課題

●従来の職務執行は、計画化された事業等を計画どおり実施することに力点が置かれてきましたが、職員一人一人が、それぞれの事業が目指す成果目標を明確に意識し、事業実施による成果の実現を目指すことが重要です。

●職員が活力をもって行動し、質の高い成果を上げていくには、一人一人の職員が高い職務意識を持ちつづけることが重要であり、そのための環境整備が課題です。

●公務員制度は、常勤職員を前提として組み立てられており、新卒者の採用を中心としたものでありましたが、社会全体に人材の流動化が進み、雇用形態も多様化している状況を見据え、区役所全体としての組織力向上のための方策を検討していく必要があります。

●昭和 58 年以来、職員定数の削減に取り組み、現在、削減率は 23 区トップの 33.8% を実現しました。財政基盤強化の視点からの行政改革とともに、政策目標実現のために、最適な体制・規模の設定・確保が必要です。

●職員定数の現状

平成 18 年度常勤職員定数	1,619 人	平成 18 年度財調の職員定数に対する荒川区職員定数の比率(%)	74.9%
平成 18 年度非常勤職員数	612 人（専門委員等を除き、再任用・再雇用を含む）		
育児休業代替任期付職員数　　15 人（平成 19 年度予定）			

施策の方向性

●全ての組織を、決められた事業を実施する「職務遂行型組織」から、区のドメインや、ＧＡＨ指標を受けて、各組織がそれぞれの成果目標を明確にし、その実現に向け自立的に考え、行動する「目標達成型組織」へと発展進化させていきます。

●職務上のやりがい感や、達成感、適正な評価など、各職員の職務意識向上に係る要因は様々なことが考えられます。区政活性化の原動力である高い意欲を持つ職員を創出し、持続的に向上させていくよう、戦略的な人事政策を展開します。

●多様な人材を活用して組織力を向上させていくため、様々な経験を積んだ有用な人材確保を目的とした「経験者採用制度」、円滑な行財政運営の確保を目的とした「育児休業代替任期付職員制度」を導入するとともに、非常勤職員の適切な配置を進めます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	
①	管理職選考（Ⅰ類）受験率	4.1%	5.0%	5.0%	
②	係長選考（一般）受験率	6.6%	15.0%	15.0%	
③	「荒川区で働いていることに誇りをもっている」職員の割合	48.6% (17 年度)	53%	60%	

主な取組内容

◆人事戦略構想の策定・推進

新たな時代に対応した区政を担う活力ある組織を築いていくために、新たに、人事戦略構想を策定・推進するとともに、職員意識調査等を通して様々なデータを収集し、有効に活用していきます。

◆人事総合情報システムの構築

多様な雇用形態の有効活用と適切な管理手法の構築、少数精鋭で活力ある組織を実現するため、既存の給与計算処理を中心としたシステムから、人事制度の確立、人材育成、電子申請等も総合的にサポートする新たなシステムを構築します。

（４）施策：職員研修等の充実

【この施策の主となる所管課：職員課】

区民の生活状況を肌で感じることのできる優れた感性、区民が必要とする最適な行政施策を見出すことのできる判断力と決断力、決定したことを迅速に実施する行動力、成果や影響を的確に見取ることのできる観察力など、「区民を幸せにするシステム」を担う能力を備えた人材を育成していきます。

現状と課題

●従来の職員研修は、職層研修を中心として、集合研修に力点が置かれてきましたが、区民の幸せをより大きくしていく区政の担い手として職員を育成していくためには、職員一人一人に着目して、単なる人材ではなく、区民のための区役所の財産といえる「人財」として育成していく視点が重要です。

●日々変化し、多様化する区民生活に対応していくためには、グローバルな視点に立ちつつ、地域の実態に即して対応する実行力が求められます。職員に、より広い視野で物事を考える機会を用意している荒川区職員ビジネスカレッジの役割は、今後一層重要となり、その拡充が課題です。

●平成 19 年度には、特別区職員研修所が移転し、共同研修が減少することから、区独自の人材育成計画の策定が必要となる一方、増大する業務への効率的で、効果的な対応が求められます。

施策の方向性

●民間専門機関のノウハウを活用し、従来の枠にのみとらわれず、職員一人一人に着目して育成していくという新たな視点に立った、研修システムの構築・実施に取り組みます。

●「荒川区職員ビジネスカレッジ（Arakawa Business College for city officers）」を区職員の育成機関として位置付け、その組織･内容の充実、拡大を図っていきます。

●計画した研修運営業務の遂行については、アウトソーシングも含め、より効率的・効果的な手法を導入していきます。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成18年度	平成22年度	目標値（28年度）	
①	実施研修講座数	362講座	380講座	400講座	
②	実施研修受講者数	4,499人	4,720人	4,950人	
③	研修生の研修評点の平均	―	3.5点	4.0点	5点満点の評価の平均

主な取組内容

◆新たな研修体系の確立

現在の職層に着目した研修体系を見直し、職員一人一人に応じた適時適切な研修や意識改革、モラールアップなど新たな視点に立った育成プログラムを確立します。

◆民間活力を導入した研修体制の充実

民間専門機関へ研修事務をアウトソーシングし、民間のノウハウを活用した効率的・効果的な研修実施体制を確立するとともに、人財育成と人事管理の連携を強化し、職員一人一人の育成状況に見合った研修・人事管理を実施します。

◆荒川区職員ビジネスカレッジの組織整備と内容拡充

職員の職務意識と能力の向上を図り、区政の中核を担う職員の育成を目的として、職員がこれからの自治体経営に必要な専門知識を習得し、より広範な視野で社会情勢を把握できるよう、荒川区職員ビジネスカレッジを設置しています。平成19年度は、公的な組織に位置付け、今後、本格的な組織として整備し、内容を更に充実させていきます。

（５）施策：総合的な情報システムの確立

【この施策の主となる所管課：情報システム課】

荒川区の業務をサポートする業務系システムの全般について、適正に整備・運用し、区民の利便性の向上と業務の効率化を図るとともに、事務、情報収集、資料作成などを円滑に行うことができる情報系システムを整え、事務環境の向上を図ります。

現状と課題

●区民サービスに直接かかわる業務系システムについては、区民の利便性の向上や業務の効率化・迅速化を目的として、これまで 37 のシステムを構築し、安定した運用を行っています。平成 18 年度末において更新の時期を迎えるシステムが過半数を超える状況にあり、区の業務と整合した、より適正なシステムに更新する必要があります。

●区の事務を行う情報系システムについては、これまで職員グループウェア、財務会計システム、文書管理システムなどを構築し運営してきましたが、職員全員がシステムを有効に活用する状況になっていません。情報系システムの役割である情報収集、資料作成などの機能を職員が活用できる環境を整備する必要があります。

●情報セキュリティ対策については、組織としてセキュリティに関してどのように行動すべきかを包括的かつ体系的に示した規範であるセキュリティポリシーを策定しているところではありますが、より一層の充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

●業務系システムについては、平成 18 年度に更新時期を迎える各種システムについて、区の業務とシステムの整合性、システムの安定稼動、運用における職員負担などの観点から検討を行い、更新計画を策定していきます。

●情報系システムについては、現在のシステムをより効果的な内容とするため、職員グループウェア、文書管理システム、財務会計システムについては、より業務に適合したシステムに更新していくとともに、人事給与システムについては、総合的な人事管理や人材育成に活用できる「人事総合情報システム」に更新します。また、情報系システムの端末であるパソコンについては、平成 18 年度に職員一人一台体制が整備されるのに伴い、新たに配置される職員が、その機能を活用できる能力を高めるととも

に情報収集能力の強化を図るための研修を行っていきます。

●ウイルス感染等の原因により個人情報の流出が社会問題化している中、区のセキュリティ対策を更に強固なものとするため、現状のセキュリティレベルを検証し、新たなシステムを導入します。

指　標

施策の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明
		平成18年度	平成22年度	目標値（28年度）	
①	業務系システム数	37	39	39	
②	情報系システム数	5	5	5	
③	常勤職員のパソコン配備率	100%	100%	100%	必要とする職員に対し一人一台体制を確立します。
④	インターネット等利用の施設予約件数	20,000件	23,000件	27,000件	

主な取組内容

◆電子情報システムの更新

区民の利便性の向上と業務の効率化を図るため、業務系システムについてはハードウェアの更新を実施し、情報系システムについてはシステム間の連携を図るよう新たなシステムを構築します。

◆新たなセキュリティシステムの導入

より強固なセキュリティシステムを新たに導入し、情報漏えい防止に努めます。

（資料）

○　荒川区の沿革（Ｐ１８９）
○　荒川区の地勢と人口（23 区比較）（Ｐ１９０）
○　荒川区における行財政計画の策定経過（Ｐ１９２）

○　荒川区の沿革

明治 22 年	北豊島郡南千住町	北豊島郡三河島村	北豊島郡尾久村	北豊島郡日暮里村
↓				
大正 2～12 年	北豊島郡南千住町	北豊島郡三河島町	北豊島郡尾久町	北豊島郡日暮里町
↓				
昭和 7 年	荒川区【荒川区の誕生】			
↓				
昭和 22 年	地方自治法の制定により特別区となる			
↓				
昭和 27 年	地方自治法の改正により制限自治区となる（区長公選制の廃止）			
↓				
昭和 40 年	都から事務の移管（福祉事務所等）			
↓				
昭和 50 年	区長公選制の復活 都から事務の移管（保健所等）			
↓				
平成 12 年	特区制度改革（都の内部団体から基礎的自治体へ） 都から事務の移管（清掃事業等）			

○　荒川区の地勢と人口（23 区比較）

《地勢》

23 区

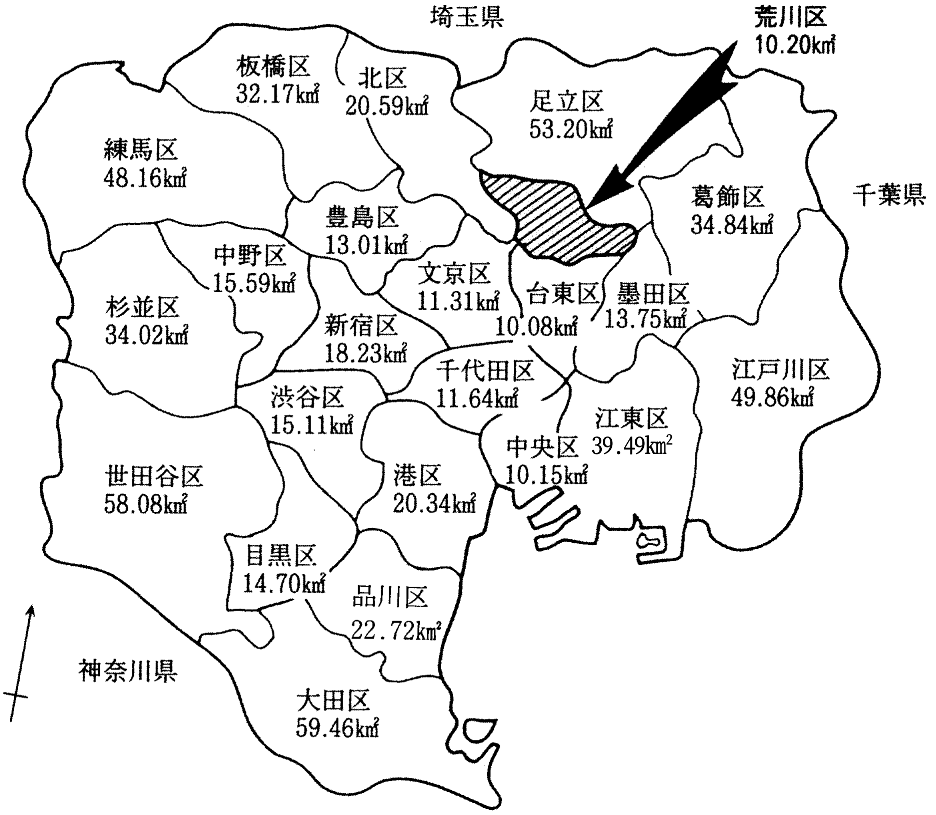

荒川区

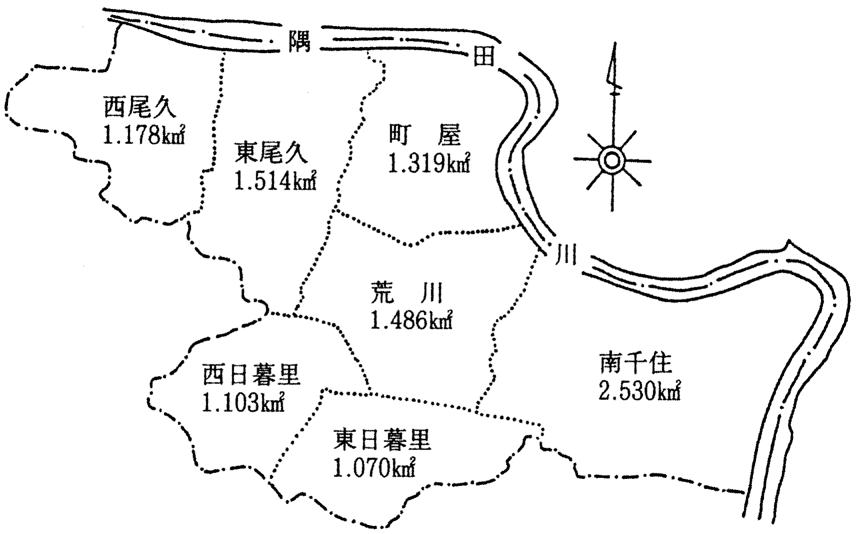

位　置：東京 23 区の東北部に位置し、台東、文京、北、足立及び墨田の各区に隣接しています。

地　形：東西に長く、その大部分は起伏がなく平坦です。南西部に山手台地の一部があり、区の北東部を迂回（うかい）するように隅田川が流れています。

《人口》

平成19年1月1日現在

地域	人口総数（A＋B）	住民基本台帳				外国人登録人口（B）	面積（k㎡）	人口密度（1k㎡当たり）
		世帯数	人口					
			総数(A)	男	女			
23区合計	8,626,582	4,242,089	8,318,841	4,119,035	4,199,806	307,741	621.50	13,385
千代田区	47,399	24,254	44,954	21,900	23,054	2,445	11.64	3,862
中央区	106,404	58,368	102,431	48,781	53,650	3,973	10.15	10,092
港区	206,325	105,372	185,610	86,615	98,995	20,715	20.34	9,125
新宿区	307,415	162,567	277,078	138,473	138,605	30,337	18.23	15,199
文京区	190,161	97,277	183,491	88,150	95,341	6,670	11.31	16,224
台東区	172,070	86,052	161,577	81,915	79,662	10,493	10.08	16,029
墨田区	238,580	114,987	230,131	115,463	114,668	8,449	13.75	16,737
江東区	439,609	204,949	422,993	211,552	211,441	16,616	39.49	10,711
品川区	348,598	181,238	337,774	166,398	171,376	10,824	22.72	14,867
目黒区	259,350	137,590	251,358	118,399	132,959	7,992	14.70	17,099
大田区	681,135	331,632	664,660	334,538	330,122	16,475	59.46	11,178
世田谷区	835,377	425,295	820,920	393,601	427,319	14,457	58.08	14,134
渋谷区	208,194	116,587	197,214	93,785	103,429	10,980	15.11	13,052
中野区	309,022	171,531	298,229	148,964	149,265	10,793	15.59	19,130
杉並区	529,913	283,895	519,229	250,759	268,470	10,684	34.02	15,262
豊島区	255,444	138,799	240,275	120,849	119,426	15,169	13.01	18,468
北区	329,411	162,089	315,404	156,357	159,047	14,007	20.59	15,318
荒川区	**192,124**	**87,975**	**178,399**	**89,447**	**88,952**	**13,725**	**10.20**	**17,490**
板橋区	526,527	256,330	511,160	255,164	255,996	15,367	32.17	15,889
練馬区	691,230	318,925	678,869	337,029	341,840	12,361	48.16	14,096
足立区	646,461	285,373	624,914	316,217	308,697	21,547	53.20	11,747
葛飾区	440,661	196,480	428,131	215,436	212,695	12,530	34.84	12,288
江戸川区	665,172	294,524	644,040	329,243	314,797	21,132	49.86	12,917

○　荒川区における行財政計画の策定経過

荒川区行政計画	（昭和５５～５７年度）
〃	（昭和５６～５８年度）
〃	（昭和５７～５９年度）
荒川区行財政体質改善基本計画	（昭和５８年９月）
荒川区行財政計画	（昭和５９～６１年度）
荒川区実施計画	（昭和６０～６２年度）
〃	（昭和６１～６３年度）
荒川区基本構想	**（昭和６２年１０月議決）**
荒川区基本計画	（昭和６３～平成９年度）
荒川区実施計画	（昭和６３～平成２年度）
〃	（平成元年度補正版）
〃	（平成２年度補正版）
〃	（平成３～５年度）
〃	（平成４年度補正版）
〃	（平成５年度補正版）
荒川区基本計画	（平成６～１５年度）
荒川区実施計画	（平成６～８年度）
〃	（平成７年度補正版）
〃	（平成８年度補正版）
〃	（平成９～１１年度）
〃	（平成１０年度補正版）
〃	（平成１１年度補正版）
荒川区基本構想	**（平成１１年１０月議決）**
荒川区基本計画	（平成１２～１７年度）
荒川区実施計画	（平成１２～１４年度）
〃	（平成１３～１５年度）
〃	（平成１４～１６年度）
７つの安心社会推進計画	（平成１５～１７年度）
〃	（平成１６～１８年度）
あらかわの未来を拓く新生プラン	（平成１７～１９年度）
〃	（平成１８～２０年度）
荒川区基本構想	**（平成１９年３月議決）**
荒川区基本計画	（平成１９～２８年度）
荒川区実施計画	（平成１９～２２年度）

平成１９年３月発行　登録番号(18)0071

荒川区基本計画（平成 19 年度～平成 28 年度）

編集・発行　荒川区総務企画部総務企画課
〒１１６－８５０１　荒川区荒川２－２－３
電話　０３（３８０２）３１１１（代）

荒川区